

ISO 環境マネジメントシステム規格への 企業の対応に関する調査研究

—日本企業へのアンケート調査とドイツ企業へのヒアリング調査から—

Survey on the Attitudes of Industry Toward ISO14001 (Environmental Management System)
from Questionnaire Given to Japanese Enterprises and Interviews with German Enterprises

乙間 末廣, 酒井 美里, 寺園 淳, 森 保文

Suehiro Otoma, Misato Sakai, Atsushi Terazono, Yasuhumi Mori

環境庁 国立環境研究所

NATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENTAL STUDIES

R-137-'98

ISO 環境マネジメントシステム規格への 企業の対応に関する調査研究

—日本企業へのアンケート調査とドイツ企業へのヒアリング調査から—

Survey on the Attitudes of Industry Toward ISO14001 (Environmental Management System)
from Questionnaire Given to Japanese Enterprises and Interviews with German Enterprises

乙間 末廣, 酒井 美里, 寺園 淳, 森 保文
Suehiro Otoma, Misato Sakai, Atsushi Terazono, Yasuhumi Mori

環境庁 国立環境研究所
NATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENTAL STUDIES

目 次

概 要	1
第1章 調査の背景と目的	4
1.1 調査の背景	4
1.2 調査の目的	5
第2章 日本企業へのアンケート調査	7
2.1 調査方法	7
2.2 単純集計結果	8
2.3 結果の詳細	23
2.4 まとめ	61
第3章 ドイツ企業へのヒアリング調査	63
3.1 調査方法	63
3.2 調査結果	64
3.3 まとめ	69
第4章 企業の環境マネジメントシステムにおける課題	72
資 料	77
1. 日本企業へのアンケート調査票	79
2. クロス集計表	92
3. ドイツ企業へのヒアリング項目（英文）	140

概 要

1996年9月1日にISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) によって環境マネジメントシステム (EMS: Environmental Management System) の国際規格 ISO14001が発行された。この規格は、主に企業が持続可能な社会を構築するためのツールの1つとして、企業や行政を中心とした組織に注目されており、ISO14001の認証取得件数は著しく増加している。

本調査は、ISO14001を認証取得した日本企業へのアンケートと環境先進国といわれるドイツの企業へのヒアリングをもとに、企業がISO14001へどのような対応をし、環境パフォーマンスにどのような影響が出ているのかを比較・調査したものである。さらに、企業の環境マネジメントシステムにおける今後の課題についても考察した。

1. 調査の背景と目的

(1) 調査の背景

環境マネジメントシステムは、1980年代ごろのアメリカにおいて、産業活動による環境負荷を自主的に削減させることを目的として構築され始めた。その後、1992年には、イギリス国内の環境マネジメントシステム規格であるBS7750 (Specification for Environmental Management System) が英国規格協会 (BSI: British Standard Institute) により発行され、1993年になると、EC (ヨーロッパ共同体、現在のEU=ヨーロッパ連合) においてEMAS (Eco-Management & Audit Scheme: EC環境マネジメント・監査スキーム) が規則 (Regulation) として発効された。また、1992年に開催された地球サミットでは、持続可能な開発に向けた環境マネジメントシステムの研究開発の強化について言及された。

このような背景を受けて、1996年9月に国際規格として発行されたISO14001は、あらゆる組織に適用可能であり、組織の自主的な参加に委ねられている。そして、その組織の活動が継続的に環境に配慮したものとなるように経営システムの中に組み込むツールとして開発された。現在、この規格を認証取得している組織は、企業をはじめ、自治体や学校、医療機関、金融機関にまで及んでおり、日本国内におけるISO14001認証取得数は、1998年5月現在で世界第一位の924件となっている。

(2) 調査の目的

これまで実施されてきた環境マネジメントシステムに関する調査は、企業の環境問題への対応やISO14001の取得目的、環境コストの把握などにおける実態を明らかにするものであった。本調査では、日本におけるISO規格取得企業を対象に、ISO14001導入にあたり企業活動において改善した点や環境汚染物質の管理等を含む環境パフォーマンスの現状、利害関係者とのコミュニケーション手段、環境情報の公開状況など、これまで具体的に調査されていなかった内容について詳細にアンケート調査した。さらに、この調査と、環境マネジメントシステム導入を先駆けたドイツ企業へのヒアリング調査を基に、日本企業とドイツ企業における環境マネジメントシステムへの対応の相違点及び持続可能な社会の構築に向けた企業の今後の課題を探ることを調査目的とする。

2. 日本企業へのアンケート調査概要

日本企業へのアンケート調査は、1997年7月末時点でISO14001を認証取得していた企業330社中の本社213社全てを調査対象とし、調査対象の企業に対して調査票の郵送配布・郵送回収によ

り同月に実施した。回答結果は、回答数（率）が162社（76.1%）、有効回答数（率）が157社（73.7%）であった。なお、5社は無回答であった。

アンケートの回答企業は大企業が82.2%と多く、業種では、電気機械（54.1%）、一般機械（8.3%）、精密機械（5.7%）、化学製品（5.7%）等となっている。

(1) ISO14001への対応と環境行動

企業が、ISO14001を導入するにあたって新たに対応した項目は、企業活動による環境側面の特定及び環境影響評価（91.7%）、環境マネジメント全体を経営者が見直しするシステムの構築（73.2%）、そして環境方針（65.6%）・環境目的及び目標（63.7%）の設定となっている。一方、廃棄物の削減や事故・災害等のリスク回避、リサイクルの促進、環境関連施設の整備、CO₂排出削減などの項目については、既存の対策を改善したと回答した企業が多く、その割合は54.1%～58.0%である。

(2) 環境パフォーマンス

環境パフォーマンスに関しては、主に大気系への放出と原材料及び天然資源の使用における管理の程度について調査した。まず、大気系への放出に関しては、大気汚染防止法の規制の対象となるばい煙発生施設がある企業は71.3%であり、その6割以上が、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物に対して排出基準以上の管理をしている。また、有害大気汚染物質（中央環境審議会答申を受けて環境庁が示した22種類の優先取り組み物質）を排出している企業（43.9%）では、自主的に排出基準を定めて管理している場合が多い。さらに、その他に数値目標をたてて管理している項目は、CO₂（64.3%）、化石燃料（52.2%）、紙（48.4%）となっている。

(3) 利害関係者とのコミュニケーション、環境情報の公開、環境コスト

利害関係者（取引先、消費者、周辺住民、NGOなど）とのコミュニケーションの手段としては、企業の環境方針や組織図などが記載されているパンフレット（77.1%）という一方的な手段が用いられている。環境情報の公開については、環境目的・目標、組織体制等を社内・社外に公開している企業が多いが、環境負荷量や目標達成度、内部・外部監査の結果については、社内のみ公開している傾向が見られる。環境コストに関しては、把握していない（35.7%）、検討中（35.7%）となっており、環境コストを把握している企業は26.8%と少ない。

3. ドイツ企業へのヒアリング調査概要

1997年11月に実施したドイツのヒアリング調査の対象は、ヘンケル（化学工業）、ダイムラーベンツ（自動車）、シュタイゲンバーガー（ホテル）、ドイツ鉄道（運輸）、ドイツ銀行（金融）の5社であった。また、環境マネジメントシステムの周辺動向をつかむため、欧州委員会（European Commission）からも協力を得た。

(1) EMASとISO14001

ドイツ企業は、一般的にISO14001よりむしろEMASを重視している。この理由としては、EMASでは環境情報の公開を義務づけているため、外部から信頼を得られやすいからという回答があった。また、EMASの導入によって、実質的に環境パフォーマンスを改善することができ、結果的にコストが削減できているという利点も認めている。なお、EMASをすでに取得している企業は、ISO14001を認証取得する必要性を感じていないことがうかがわれた。また、ヒアリング調査対象の企業にあるように、製造業に限らず、ホテル、運輸、金融などのサービス業においても環境マネジメントシステムを構築している企業がみられる。そしてこれらの企業は、EMASやISO14001に限らず、それぞれが自主的なシステムを構築し、運営を試みている。

(2) 環境パフォーマンス

環境パフォーマンスに関しては、環境汚染物質（SOx, NOx, COD等）だけでなく、廃棄物量、水使用量及びエネルギー使用量を管理している。また、製品1つあたりのリサイクル率、有害廃棄物量、産業廃棄物量、環境汚染物質、水使用量について管理しているところもある。また、紙の分別・リサイクルや電球・プラスチックのリサイクルにより、処理費が50%削減したという報告もある。

(3) 利害関係者とのコミュニケーションと環境情報の公開

調査した企業では、利害関係者の意見を自社の環境レポートに取り入れたり、環境NGOと持続可能な社会に関するワークショップを開き、新しい対策の可能性を見出しているところもある。環境情報の公開については、シュタイゲンバーガーホテル以外の企業が環境レポートを作成し、利害関係者に配布している。また、環境レポートには、環境方針のみでなく、環境負荷量や目標達成度などの数値や詳細な情報が必要な場合の連絡先が記載されている。これらの例からも分かるように、調査したドイツ企業においては、環境情報の公開及び利害関係者との直接的かつ双方向的なコミュニケーションを通して、環境パフォーマンスが改善されると認識されている。

4. 企業の環境マネジメントシステムにおける課題

日本企業へのアンケート調査結果とドイツ企業へのヒアリング調査結果を比較して、企業の環境マネジメントシステムにおける課題としてあげられることは、1) 具体的数値を含んだ環境情報の把握及び公開、2) 利害関係者との直接的なコミュニケーションの促進、3) 環境コストの把握、4) 金融機関などのサービス業による環境マネジメントシステムの構築と外部への働きかけの4点である。

まず1)に関しては、環境情報の公開はISO14001では義務化されていないが、企業による環境情報の公開は、社会的責任として要求されるようになってきているため、各組織はその活動に伴うあらゆる環境負荷量を自主的に把握し、公開していくことが望ましい。そして、環境情報の公開が、2)にあげた利害関係者とのコミュニケーションのきっかけになり、このコミュニケーションを通して企業活動が改善されるケースがあることも注目すべき点である。

また3)に関して、日本企業の多くが環境コストを把握していないため、環境マネジメントシステムを構築することによりコストメリットの可能性を知ることが困難な状況にある。したがって、環境保全活動を通してコストを削減できる内容を特定することも必要であろう。

4)については、環境マネジメントシステム構築が国際的に重視され始めている今日、環境先進国といわれているドイツにおいては、環境マネジメントシステムの有無が国際取引上の条件となるのみでなく、金融機関による投資条件となっている場合がある。したがって、企業はこのような動向を捉え、自主的に環境マネジメントシステムを構築していくことが望まれる。また、金融機関においても、より先行的な環境マネジメントシステムの構築と、投資先となる企業の環境対応への見極めが必要になってくるであろう。

以上の課題に付け加えて、持続可能な社会における企業の長期的な課題としては、環境マネジメントシステム導入をサポートするためのデータベースの構築と普及、市民・行政とのパートナーシップ、開発途上国への情報提供・技術支援の3点があげられるであろう。

最後に、この調査にご協力下さった全ての企業、ならびにご指導頂いた多くの方々に対して、深く謝意を表します。

第1章 調査の背景と目的

1.1 調査の背景

1970年代から野生生物絶滅の危機や酸性雨が世界的に取り上げられ、1980年代に入ってからオゾン層の破壊や森林破壊、地球温暖化などの地球環境問題が一般に認知され始めた。これら地球環境問題の解決のためには、持続可能な社会の構築が不可欠とされており、その実現に向けて市民・企業・行政がそれぞれの役割を担い、相互に協力していけるパートナーシップの確立が重要かつ緊急の課題となっている。

大量生産・大量消費、そして大量廃棄型の社会経済システムによって引き起こされている地球環境問題は、公害問題のように、廃棄物の処理・処分や排出規制などの対処療法的な対策だけで解決されるような問題ではなく、その解決のためには、現在の社会経済システムをいわゆる循環型に変換していく必要がある。そして、循環型の社会経済システムを構築していくのは、社会を構成している市民・企業・行政自身であり、これらの3つのセクターには持続可能な社会のためになすべきそれぞれの役割が存在する。

このような考えに基づき、1980年代よりアメリカの産業界では、環境マネジメントシステムの概念が誕生した。この環境マネジメントシステムは、産業活動による環境負荷を自主的に軽減させることを目的として構築されてきた。その後、ヨーロッパにおいて、1990年に環境マネジメントシステムの法規制草案が発表され、1993年にはEC（ヨーロッパ共同体、現在のEU＝ヨーロッパ連合）においてEMAS（Eco-Management & Audit Scheme：EC環境マネジメント・監査スキーム）が規則（Regulation）として発効された。EMASの特徴は、規則ではあるが参加は任意であり、事業所単位に適用され、企業活動の報告書である環境声明書を外部に公表しなければならない点である。さらに、イギリスでは、その後のISO環境マネジメントシステム規格の基礎となったといわれるBS7750（Specification for Environmental Management System）が、1992年に英国規格協会（BSI：British Standard Institute）により発行された。

そして、1996年9月1日にISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）によって環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の国際規格ISO14001が発行された。この規格は、主に企業が持続可能な社会を構築するためのツールの1つとして、ヨーロッパや日本を中心とする企業や行政から注目されており、ISO14001を認証取得する事業者数は著しく増加している。

ISOにより発行された環境マネジメントシステム規格は、国際的な規格であり、社会経済システムを構築しているあらゆる組織に適用可能である。そして、この規格の採否は組織に委ねられており、組織の活動が自主的に環境に配慮したものとなるように、経営システムの中に組み込む1つのツールとして開発された。現在、このISOの環境マネジメントシステムを導入している組織は、企業だけでなく、自治体や学校、医療機関、金融機関にまで及んでおり、日本の1998年5月現在におけるISO14001取得数は、世界第一位の924件となっている。

1.2 調査の目的

最近5年間に実施された、日本企業の環境問題への対応に関する調査を表1-1に示す。

表1-1 最近5年間の日本企業の環境問題に関する取り組みの調査

アンケート調査名(実施者)	調査期間	調査対象	調査目的
①企業の地球環境問題への取組に関する調査 (東京都環境科学研究所)	1993年10月から 1996年10月	東証1・2部上場 中小企業(製造・ 非製造業別)	*
②環境マネジメントシステムと県内企業の動向 (千葉県)	1995年	千葉県内2,000事業 所(業種・従業員 数規模別)	環境保全活動についての意識と取組の 現状把握。
③国内企業の環境問題への対応状況 (富士総合研究所)	1996年8月	東証1・2部上場 (1,725社)	企業の環境問題への対応、環境管理・ 監査への取組、今後の対応の把握。
④地球環境問題をめぐる消費者の意識 と行動が企業戦略に及ぼす影響 【消費者編】 (地球環境とライフスタイル研究会 ：国立環境研究所)	1995年9月	以下の地域に居住 する20歳から74歳 までの成人2,000人 関東：1,200人 中京：200人 近畿：600人	以下の項目の現状把握。 a. 環境問題に関する知識・意識 b. 環境問題に関する当事者意識と企業 変革に関する意識 c. 行政への要望 d. 環境に配慮した日常行動 e. 環境に配慮した購買活動 f. 企業への働きかけ
⑤地球環境問題をめぐる消費者の意識 と行動が企業戦略に及ぼす影響 【企業編】 (地球環境とライフスタイル研究会 ：国立環境研究所)	1996年10月	証券取引所1・2 部上場企業 (2,304社) 非上場企業 (3,696社)	以下の項目の現状把握。 a. 企業の環境問題に対する認識 b. 企業の環境行動の現状 c. 消費者ニーズの把握と消費者とのコ ミュニケーション d. 消費者の環境意識の変化に対する企 業の認識 e. 企業と環境情報 f. 企業、消費者、行政の役割分担のあ り方
⑥企業による環境問題への取組状況 (経団連地球環境グループ)	1996年6月から 7月	経団連会員企業 997社(製造業・ エネルギー産業 585社/非製造業 412社)	1991年4月に経団連により取りまとめ られた「地球環境憲章」のフォローア ップとして、その後の経団連会員企業の 取組状況を調査し、今後の経団連の活 動に反映させること。
⑦環境基本計画の点検のための事業者 団体アンケート調査 (株式会社ニッセイ基礎研究所)	1997年1月から 2月	10業者75団体	環境基本計画に示された事業者の役割 の取組状況・進歩等を把握し、環境基 本計画の効果的な実施を図る。
⑧ISO14001導入企業アンケート調査 (知識経営研究機関・日刊工業新聞 社「ファシリティマネジメント」)	1997年2月	1997年2月時点で 認証取得が判明し ている149社	環境マネジメントシステム規格(ISO14001 BS7750)の導入実態の把握、今後の 導入企業の参考。

*調査目的は各年度により以下のように異なる。

1993年：大企業における取組状況を把握し、その問題点を整理・分析する。

1994年：1993年の調査を補完するために、問題点と条件を整理・分析する。

1995年：中小企業(製造業)における取組状況を把握し、大企業と比較・分析する。

1996年：中小企業(非製造業)における取組状況を把握するとともに、これまでの調査結果を比較・分析し、総合的に評価する。

これらの過去の調査は、企業の環境問題への対応やISO14001の取得目的、環境情報の公開状況、また環境コストの把握などについて調査してきた(表1-2参照)。

本調査では、日本におけるISO14001認証取得企業を対象に、ISO14001導入にあたり企業活動において改善した点や環境汚染物質の管理等を含む環境パフォーマンスの現状、利害関係者とのコミュニケーション手段、環境情報の公開内容と公開状況など、これまで具体的に調査されていなかった内容について詳細に調査した。さらに、このアンケート調査と、環境マネジメントシステム導入を先駆けたドイツ企業へのヒアリング調査を基に、日本企業とドイツ企業における環境マネジメントシステムへの対応の相違点及び持続可能な社会の構築に向けた企業の今後の課題を探ることを調査目的とする。

表1-2 過去に行われたアンケート調査内容の比較

	企業の環境問題への対応	ISO14001取得目的	ISO14001導入にあたり改善した点	環境パフォーマンスの現状	利害関係者とのコミュニケーション方法	環境情報の公開状況
①企業の地球環境問題への取組に関する調査 (東京都環境科学研究所)	○	○	-	-	-	○
②環境マネジメントシステムと県内企業の動向 (千葉県)	○	-	-	-	-	-
③国内企業の環境問題への対応状況 (富士総合研究所)	○	○	-	-	-	○
④地球環境問題をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響【消費者編】 (地球環境とライフスタイル研究会：国立環境研究所)	-	-	-	-	-	-
⑤地球環境問題をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響【企業編】 (地球環境とライフスタイル研究会：国立環境研究所)	○	-	-	-	○	-
⑥企業による環境問題への取組状況 (経団連地球環境グループ)	○	-	-	○	-	-
⑦環境基本計画の点検のための事業者団体アンケート調査 (株式会社ニッセイ基礎研究所)	○	-	-	-	-	○
⑧ISO14001導入企業アンケート調査 (知識経営研究機関・日刊工業新聞社「ファシリティマネジメント」)	-	○	○	-	-	-

第2章 日本企業へのアンケート調査

この章では、ISO 環境マネジメントシステム規格を認証取得した日本企業へのアンケート調査の方法と単純集計結果及び調査結果の詳細について述べる。

2.1 調査方法

(1) 調査対象：1996年9月にISO（国際標準化機構）により発行された、環境マネジメントシステム規格（ISO14001）を1997年7月末時点で認証取得していた企業330社中の本社213社全てを調査対象とした。

なお、調査を本社に限った理由は、ISO14001が経営者から一般社員に働きかける、いわゆるトップダウン形式になっているためである。

(2) 実施方法：調査方法はアンケート方式であり、調査対象の企業に対して調査票の郵送配布・郵送回収により実施した。

(3) 回答結果：標本数、回答数（率）、有効回答数（率）を以下に示す。

標本数	回収数（率）	有効回収数（率）
213社	162社（76.1%）	157社（73.7%）

なお、5社は無回答であった。

(4) 調査期間：1997年9月2日～9月19日

(5) 調査項目：主な調査項目は以下の7点である。

- ① ISO14001を導入するにあたって改善された内容と導入の利点
- ② 環境パフォーマンスの現状と今後
- ③ LCA についての現状と今後
- ④ 利害関係者とのコミュニケーションの現状
- ⑤ 環境情報の公開の現状と今後
- ⑥ 環境コストの現状と今後
- ⑦ 地球環境・地域環境問題の改善における市民・企業・行政の役割

2.2 単純集計結果

1. 回答企業の概要について

1-1 業種（細かい業種の分類は資料 p91を参照。）

(n=157)

農林水産業	0.6%
食料品	0.6%
パルプ・紙・木製品	0.6%
化学製品	5.7%
石油・石炭製品	1.9%
その他 2	2.5%
鉄鋼	1.9%
非鉄金属	0.6%
金属製品	1.9%
一般機械	8.3%
電気機械	54.1%
輸送機械	3.2%
精密機械	5.7%
その他 3	4.5%
電力・ガス・熱供給	1.3%
水道・廃棄物処理	2.5%
商業	0.6%
対事業所サービス	1.9%
分類不明	1.3%
無回答	0.0%

1-2 BS7750の審査登録の有無

(n=157)

BS7750を審査登録した	12.7%
BS7750を審査登録していない	77.7%
無回答	9.6%

1-3 最初に ISO14001/JISQ14001を審査登録した年月 (n=157)

1995年12月	0.6%	11月	3.8%
1996年1月	0.0%	12月	8.9%
2月	1.3%	1997年1月	11.5%
3月	3.2%	2月	6.4%
4月	1.9%	3月	12.1%
5月	1.9%	4月	2.5%
6月	1.3%	5月	5.7%
7月	1.9%	6月	6.4%
8月	3.8%	7月	10.2%
9月	2.5%	8月	3.2%
10月	9.6%	無回答	1.3%

1-4 ISO14001を受審登録した事業所等の数

(n=157)

1箇所	63.7%
2箇所	13.4%
3箇所	7.6%
4箇所	5.1%
5箇所	1.3%
6箇所	1.9%
8箇所	0.6%
9箇所	0.6%
17箇所	0.6%
21箇所	0.6%
27箇所	0.6%
無回答	3.8%

1-5 ISO14001を審査登録した事業所等の総従業員

(n=157)

～ 500人	20.4%
501～ 1,000人	15.3%
1,001～ 5,000人	37.6%
5,001～10,000人	7.6%
10,001～20,000人	8.9%
20,001～30,000人	3.2%
30,001～40,000人	0.0%
40,001～50,000人	3.2%
50,001～60,000人	0.0%
60,001～70,000人	0.6%
70,001～80,000人	1.3%
無回答	1.9%

2. ISO14001の審査登録（以下、導入）について

2-1 貴社では、ISO14001導入を決定してから最初の登録までどのくらいの期間がありましたか。

(n=157)

1) 6カ月以下	7.6%
2) 7～9カ月	24.8%
3) 10～12カ月	26.1%
4) 13～15カ月	14.6%
5) 16～19カ月	15.3%
6) 20～24カ月	5.1%
7) 25カ月以上	5.1%
無回答	1.3%

2-2 ISOの環境マネジメントシステム（以下、EMS）を導入する際、貴社は以下の項目についてどのような対応をなさいましたか。当てはまるところに○をおつけください。

○ISOのEMS構築に関して

項 目	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
1.環境方針の作成 (n=157)	65.6%	29.9%	4.5%	0.0%
2.環境側面の特定及び環境影響評価 (n=157)	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%
3.環境目的及び目標の設定 (n=157)	63.7%	33.1%	3.2%	0.0%
4.環境マネジメントプログラムの策定 (n=157)	66.9%	31.8%	0.6%	0.6%
5.環境マネジメントに関する文書の作成・管理 (n=157)	59.9%	38.9%	1.3%	0.0%
6.運用管理の計画 (n=157)	52.2%	45.2%	2.5%	0.0%
7.環境記録の実施 (n=157)	31.8%	63.7%	4.5%	0.0%
8.内部監査の実施 (n=157)	61.8%	35.7%	2.5%	0.0%
9.外部監査の実施 (n=157)	64.3%	9.6%	18.5%	7.6%
10.経営層による見直しの実施 (n=157)	73.2%	24.2%	2.5%	0.0%
11.環境部等の設置 (n=157)	22.3%	26.1%	50.3%	1.3%
12.専門家の雇用 (n=157)	3.2%	2.5%	85.4%	8.9%
13.社内専門家の育成 (n=157)	28.7%	56.7%	12.1%	2.5%

○環境行動に関して

項目	新たに 対応した	既存の対 策を改善 した	今後新た に対応す る予定	既存の対 策を改善 する予定	既存の まま	該当なし	無回答
14.CO ₂ 排出削減/省エネルギーの対策 (n=157)	8.9%	54.1%	4.5%	5.1%	23.6%	1.9%	1.9%
15.オゾン層破壊物質削減の対策 (n=157)	3.2%	29.3%	2.5%	1.9%	39.5%	22.3%	1.3%
16.汚染物質(NO _x , SO _x 等)削減の対策 (n=157)	5.7%	33.1%	3.2%	8.3%	40.1%	8.3%	1.3%
17.環境関連施設の整備 (n=157)	9.6%	56.7%	1.9%	4.5%	25.5%	1.3%	0.6%
18.環境負荷の低い生産方法の実施 (n=157)	4.5%	40.8%	10.2%	11.5%	28.7%	2.5%	1.9%
19.環境負荷の低い製品・サービスの開発・販売・実施 (n=157)	5.1%	28.7%	11.5%	12.1%	30.6%	10.8%	1.3%
20.環境環境負荷の低い製品・サービスの利用 (n=157)	6.4%	24.2%	22.9%	13.4%	24.2%	7.6%	1.3%
21.環境負荷の低い包装・梱包の利用 (n=157)	3.8%	34.4%	12.1%	14.6%	26.1%	7.0%	1.9%
22.運送方法の改善 (n=157)	1.9%	24.2%	10.2%	14.6%	38.2%	9.6%	1.3%
23.リサイクルの促進 (n=157)	10.2%	57.3%	3.2%	6.4%	21.0%	0.6%	1.3%
24.廃棄物の削減 (n=157)	11.5%	58.0%	1.9%	8.3%	20.4%	0.0%	0.0%
25.事故・災害等のリスク回避 (n=157)	15.9%	58.0%	0.6%	7.6%	15.3%	0.6%	1.9%
26.社員の環境教育 (n=157)	45.2%	47.8%	0.0%	3.2%	3.2%	0.0%	0.6%
27.環境報告書の作成 (n=157)	26.8%	21.0%	15.3%	7.6%	18.5%	8.9%	1.9%
28.社内への環境情報公開 (n=157)	35.0%	37.6%	0.0%	6.4%	18.5%	0.6%	1.9%
29.社外への環境情報公開 (n=157)	49.7%	19.7%	4.5%	7.6%	13.4%	3.8%	1.3%
30.環境保全等のボランティア活動 (n=157)	5.7%	20.4%	7.6%	6.4%	52.2%	6.4%	1.3%
31.環境保全等への寄付 (n=157)	4.5%	7.0%	7.6%	2.5%	54.1%	22.9%	1.3%
32.環境負荷の低い製品・サービスの無料提供 (n=157)	1.3%	4.5%	5.1%	5.1%	28.0%	53.5%	2.5%

2-3 貴社にとって、ISO14001導入の利点とは何ですか。次の中から、当てはまるものを全てお選びください。

	(n=157)
1) 企業イメージの向上	94.9%
2) 文書管理によるマネジメントの徹底	68.8%
3) 海外取引先の拡大	29.3%
4) 国内取引先の拡大	26.8%
5) 環境負荷量の削減	80.9%
6) 製品・サービスの改善	33.8%
7) 事故・災害等のリスク回避	66.9%
8) 社員モラルの向上	81.5%
9) コストダウン	42.0%
10) 融資・資金調達の改善	0.6%
11) 行政からの優遇措置	5.1%
12) 消費者や地域社会との良い関係の維持	71.3%
13) その他	8.9%
無回答	0.6%

2-4 現在の ISO の EMS における問題点は何だとお考えですか。当てはまるものを全てお選びください。

○ISO の EMS に関して

	(n=157)
1) 環境情報の公開を要求していない	4.5%
2) 環境パフォーマンス評価の結果の是非が問われない	18.5%
3) LCA の導入を要求していない	10.8%
4) 文書が分かりにくい	50.3%
5) 特になし	26.8%
6) わからない	0.6%
7) その他	12.7%
無回答	1.3%

○審査登録に関して

	(n=157)
1) 審査登録にコストがかかる	60.5%
2) 継続的な審査にコストがかかる	59.2%
3) 認証機関による審査内容の基準にばらつきがある	41.4%
4) 特になし	10.2%
5) わからない	1.3%
6) その他	7.6%
無回答	0.6%

2-5 EMS に関して、貴社の取引先や納品事業者等に対する働きかけについて、次の中から当てはまるものをお選びください。

(n=157, 一部重複回答あり)

1) ISO14001の認証取得を要請している	6.4%
2) ISO14001に限らず、EMSを構築するよう要請している	17.2%
3) 検討中	31.2%
4) 特に働きかける予定はない	19.7%
5) その他	26.1%
無回答	1.9%

2-6 ISO の EMS では、最初の認証取得から 3 年毎に更新審査が義務づけられておりますが、貴社の場合、更新審査の受審をどのようにお考えですか。

	(n=157)
1) 今後も更新登録していく	98.1%
2) 場合により更新しない可能性がある	0.0%
3) 更新するつもりはない	0.0%
4) 未定である	0.0%
5) その他	1.3%
無回答	0.6%

2-7 2-6で2または3をお選びした方にお聞きいたします。更新しない（かもしれない）理由は何ですか。当てはまるものを全てお選びください。

(n=0)

- | | |
|----------------------|---|
| 1) 登録手数料が高い | — |
| 2) 認証取得による利益効果が出てこない | — |
| 3) 企業のPR効果が達成された | — |
| 4) 環境改善効果が達成された | — |
| 5) その他 | — |

2-8 今後、中小企業やその他の組織がEMSを導入する際の問題点とその解決策は何でしょうか。当てはまるものをそれぞれ3つお選びください。

○問題点 (n=157)

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1) EMSの審査登録・維持のためのコスト | 81.5% |
| 2) 人材（社内の専門家等）不足 | 84.1% |
| 3) 情報不足 | 34.4% |
| 4) 認証取得のメリットが薄い | 17.8% |
| 5) 環境問題への意識の低さ | 33.8% |
| 6) 特にない | 0.0% |
| 7) わからない | 1.9% |
| 8) その他 | 4.5% |
| 無回答 | 7.6% |

○解決策 (n=157)

- | | |
|------------------------|-------|
| 1) 中小企業用EMSのガイドラインづくり | 49.0% |
| 2) 業種別EMSのガイドラインづくり | 20.4% |
| 3) 審査登録費・コンサルタント費の軽減 | 70.1% |
| 4) 行政による資金援助 | 35.7% |
| 5) 業界団体による資金援助 | 6.4% |
| 6) 親会社による資金援助 | 0.0% |
| 7) EMSに関する情報提供 | 24.8% |
| 8) 同業者間の情報交換 | 12.7% |
| 9) 環境関連技術開発の指導・支援 | 15.3% |
| 10) EMSに関するスタッフ養成の場の設置 | 34.4% |
| 11) セミナー、講習会等の実施 | 15.9% |
| 12) EMSの相談室の設置 | 11.5% |
| 13) 経営者教育の実施 | 35.7% |
| 14) 社員教育の実施 | 5.7% |
| 15) 特にない | 0.6% |
| 16) わからない | 0.0% |
| 17) その他 | 8.3% |
| 無回答 | 1.9% |

3. 環境パフォーマンスについて

環境パフォーマンスとは

ISO14001でいわれている環境パフォーマンスのことで、「自らの環境方針、目的および目標に基づいて、組織が行う環境側面の管理に関する、環境マネジメントシステムの測定可能な結果。」と定義されています。

(『ISO14001・14004環境マネジメントシステム』、吉澤 正、(財)日本規格協会、1996年10月より)

3-1 ISO14001では環境パフォーマンス評価の結果が監査項目に含まれていませんが、このことについてどう思われますか。

- (n=157)
- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1) 環境パフォーマンス評価の結果を監査項目に含むべき | 8.3% |
| 2) 個々の事業所が自主的に環境パフォーマンスを評価していくべき | 58.0% |
| 3) 現状のままでよい | 24.8% |
| 4) わからない | 1.9% |
| 5) その他 | 5.7% |
| 無回答 | 1.3% |

3-2 以下の各環境負荷項目に関する貴社の管理についてお答えください。

A. ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）

A.1 貴社には、大気汚染防止法に基づくばい煙を発生する施設・発生源がありますか。

- (n=157)
- | | |
|-----------------------|-------|
| 1) 規制の対象となるばい煙発生施設がある | 71.3% |
| 2) 規制の対象ではない施設・発生源がある | 11.5% |
| 3) ない | 9.6% |
| 1) と 2) の重複回答 | 7.0% |
| 無回答 | 0.6% |

A.2 A.1で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から、ばい煙の管理について当てはまるところに○をおつけください。

	硫黄酸化物 (n=123)	ばいじん (n=123)	カドミウム及びその化合物 (n=123)	塩素及び塩化水素 (n=123)	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素 (n=123)	鉛及びその化合物 (n=123)	窒素酸化物 (n=123)
排出していない	8.1%	4.9%	65.9%	48.8%	61.0%	62.6%	8.1%
大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	61.8%	65.0%	6.5%	19.5%	11.4%	10.6%	63.4%
排出基準を守っている	27.6%	26.8%	4.9%	11.4%	6.5%	4.9%	26.0%
無回答	2.4%	3.3%	22.8%	20.3%	21.1%	22.0%	2.4%

A.3 A.1で2をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から、ばい煙の管理について当てはまるところに○をおつけください。

	硫黄 酸化物 (n=29)	ばいじん (n=29)	カドミウム 及びその 化合物 (n=29)	塩素及び 塩化水素 (n=29)	フッ素、フッ 化水素及び フッ化珪素 (n=29)	鉛及びそ の化合物 (n=29)	窒素 酸化物 (n=29)
排出していない	24.1%	10.7%	58.6%	31.0%	41.4%	48.3%	24.1%
大防法の排出基準以上の数値目標 をたてて管理をしている	41.4%	44.8%	6.9%	27.6%	20.7%	6.9%	41.4%
排出基準を守っている	13.8%	20.7%	3.4%	17.2%	13.8%	13.8%	17.2%
特に管理をしていない	6.9%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%
無回答	13.8%	20.7%	31.0%	24.1%	24.1%	31.0%	13.8%

B. 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは

平成8年5月に改正された大気汚染防止法で新しく対策が位置づけられた、健康影響が懸念されている化学物質のことで、有害大気汚染物質には主に以下の22種類の物質（優先取り組み物質）があります。

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、クロロメチルメチルエーテル、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、タルク（アスベスト様繊維を含むもの）、ダイオキシン類、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリウム及びその化合物、ベンゼン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、六価クロム化合物

（『環境白書 各論（平成9年版）』、環境庁、平成9年6月より）

B.1 貴社には、有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設がありますか。

(n=157)

- | | |
|-------|-------|
| 1) ある | 43.9% |
| 2) ない | 54.1% |
| 無回答 | 1.9% |

B.2 B.1で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から、有害大気汚染物質の管理について当てはまるものに○をつけ、管理している物質がある場合は物質名をお答えください。

(n=69)

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1) 自主的に排出基準を定め、その基準を守るにより管理している。 | 下の表参照 |
| 2) 自主的な管理を検討中 | 下の表参照 |
| 3) 法規制ができてから管理をする | 8.7% |
| 4) わからない | 1.4% |

	自主的に基準を定めて管理	自主的な管理を検討中
1. アクリロニトリル	2	1
2. アセトアルデヒド	3	1
3. 塩化ビニルモノマー	0	0
4. クロロホルム	4	1
5. クロロメチルメチルエーテル	0	0
6. 酸化エチレン	1	1
7. 1,2-ジクロロエタン	3	3
8. ジクロロメタン	10	3
9. 水銀及びその他の化合物	2	1
10. タルク（アスベスト様繊維を含むもの）	0	0
11. ダイオキシン類	1	9
12. テトラクロロエチレン	5	1
13. トリクロロエチレン	8	2
14. ニッケル化合物	7	4
15. ヒ素及びその化合物	4	3
16. 1,3-ブタジエン	0	0
17. ベリリウム及びその他の化合物	1	0
18. ベンゼン	9	1
19. ベンゾ[a]ピレン	0	0
20. ホルムアルデヒド	8	2
21. マンガン及びその化合物	4	0
22. 六価クロム化合物	4	4
その他（物質名無記入）	2	1

数値は社数

C. 環境汚染物質排出・移動登録（PRTR= Pollutant Release and Transfer Register）制度

C.1 環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）制度をご存知ですか。

(n=157)

- | | |
|--------|-------|
| 1) はい | 63.1% |
| 2) いいえ | 35.7% |
| 無回答 | 1.3% |

C.2 C.1で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から当てはまるものをお選びください。

(n=99)

- | | |
|----------------------|-------|
| 1) 既に排出・移動量の算定を行っている | 18.2% |
| 2) 対応を検討している | 43.4% |
| 3) まだ対応を検討していない | 32.3% |
| 4) 対応の必要がない | 5.1% |
| 5) その他 | 0.0% |
| 無回答 | 1.0% |

D. 廃棄物

D.1 貴社では、企業活動による廃棄物処理・処分をどうなさっていますか。

(n=157)

- | | |
|------------------|-------|
| 1) 自社で処理・処分をしている | 1.9% |
| 2) 業者に部分的に委託している | 54.1% |
| 3) 業者に全て委託している | 43.3% |
| 無回答 | 0.6% |

D.2 D.1で2か3をお選びの方にお聞きいたします。貴社では、最終的な処分先と処分方法を把握していらっしゃいますか。

(n=153)

- | | |
|------------|-------|
| 1) 把握している | 99.3% |
| 2) 把握していない | 0.7% |
| 無回答 | 0.0% |

D.3 貴社の廃棄物が委託先の業者により、不法投棄や不適切な処理・処分が行われていた場合、貴社はどのような対応をなさいますか。

(n=153)

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1) 自社の問題として対応する（例えば引き取る又は補償に応じる） | 71.9% |
| 2) 対応しない | 3.9% |
| 3) わからない | 19.0% |
| 無回答 | 5.2% |

E. 上記以外の管理について

その他の項目	数値目標を立てて管理をしている	管理している	管理を検討中	特に管理していない	該当なし	無回答
1. CO ₂ 排出量（省エネ）(n=157)	64.3%	9.6%	7.6%	8.9%	4.5%	5.1%
2. 化石燃料使用量 (n=157)	52.2%	27.4%	3.2%	5.1%	7.0%	5.1%
3. 水資源使用量 (n=157)	28.0%	51.6%	5.7%	7.6%	3.2%	3.8%
4. 紙の使用量 (n=157)	48.4%	35.0%	5.1%	7.6%	0.6%	3.2%
5. 包装・梱包材使用量 (n=157)	29.3%	27.4%	14.0%	13.4%	12.1%	3.8%

3-3 貴社では上記以外に環境パフォーマンス評価を実施していらっしゃいますか。また実施している場合（あるいは検討中の場合）、どのような評価手法ですか。

(n=157)

- | | |
|------------|-------|
| 1) 実施している | 56.7% |
| 2) 検討中 | 16.6% |
| 3) 実施していない | 21.0% |
| 無回答 | 5.7% |

○実施している（検討中の）環境パフォーマンス評価手法
回答略。

4. LCA について

4-1 貴社は製品・サービスにおける LCA もしくは LCA 的手法を導入しておられますか。

(n=157)

1) 導入している	8.3%
2) 一部だけ導入している	18.5%
3) 導入していない	72.0%
無回答	1.3%

4-2 4-1で1または2をお選びの方にお聞きいたします。導入されている製品・サービスの種類と方法についてお答えください。

回答略。

4-3 4-1で3をお選びの方にお聞きいたします。今後 LCA もしくは LCA 的手法を導入される予定がありますか。また、導入される製品・サービスの種類と方法についてお答えください。

(n=113)

1) 3年以内に導入する予定	16.8%
2) 5年以内に導入する予定	4.4%
3) 長期的課題	18.6%
4) 検討中	30.1%
5) 導入する予定なし	8.0%
6) わからない	12.4%
7) その他	8.8%
無回答	0.9%

○LCA (的手法) を導入される予定の製品・サービスとその方法

回答略。

4-4 貴社が LCA を導入あるいは改善する場合、LCA の導入・改善に何が必要になりますか。当てはまるもの全てをお選びください。

(n=157)

1) 標準的 LCA のマニュアル作成	71.3%
2) 簡易型 LCA の開発	28.0%
3) データベース	62.4%
4) 環境インパクト評価手法の開発	45.2%
5) LCA 専門家の養成	41.4%
6) 公的技術支援機関	13.4%
7) LCA 結果公表のための審査機関	5.1%
8) その他	5.7%
無回答	8.9%

5. コミュニケーションについて

5-1 貴社は、取引先や消費者（周辺住民、NGO 団体を含む）と環境情報についてどのようにコミュニケーションを取られていますか。以下の中から当てはまるもの全てをお選びください。

(n=157)

1) 環境報告書の公開	14.0%
2) 会社のパンフレット	77.1%
3) お客様窓口（広報部、環境部も含む）等	45.2%
4) インターネットホームページ	29.9%
5) 意見箱の設置	0.6%
6) 製品・活動・サービス	24.2%
7) 環境ラベル	7.6%
8) 企業内見学会等	56.1%
9) 展示会や公開講座	22.3%
10) 意見交換会等の設置	20.4%
11) アンケート	23.6%
12) 特にない	3.2%
13) その他	13.4%
無回答	0.6%

5-2 利害関係者とのコミュニケーションの手段として環境ラベルを用いることについて貴社は
どう思われますか。当てはまるもの全てをお選びください。

(n=157)

1) タイプⅠ（第三者認証プログラムによるラベル）のものであれば適切	51.0%
2) タイプⅡ（企業の自己主張）のものであれば適切	12.1%
3) タイプⅢ（定量的な製品の環境情報の表示によるラベル）のものであれば適切	13.4%
4) どのタイプの環境ラベルでも適切	11.5%
5) わからない	19.1%
6) その他	6.4%
無回答	2.5%

6. 環境情報の公開について

6-1 貴社は環境情報の公開をどのような形で行っていますか。

*公開とは、一般の人が自由に観覧・利用などができる状態にすることです。

(n=157)

1) 年次報告書の中で公開している	5.7%
2) 環境報告書で公開している	8.3%
3) 法律上の届出を公開している	0.6%
4) 業界団体の刊行物により公開している	7.0%
5) 環境に関するパンフレットを公開している	47.8%
6) 会社案内等のパンフレットの中で公開している	31.8%
7) 報道機関及び有料広告を通じて公開している	10.8%
8) インターネットによって公開している	22.3%

- 9) 検討中 10.8%
 10) 特に公開していない 8.9%
 11) その他 20.4%
 無回答 1.3%

6-2 6-1で1から7をお選びの方にお聞きいたします。以下の項目に関して、貴社が現在公開なさっているもの、今後公開する予定のもの、公開していないものについてお答えください。なお、いずれも該当しない場合は、“該当なし”のところに○をおつけください。

(当てはまるところに1つ○をおつけください) (n=106)

環境情報の内容	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
1. 環境目的	32.1%	62.3%	0.9%	1.9%	0.9%	0.0%	1.9%
2. 環境目標 (数値目標など)	48.1%	44.3%	0.9%	2.8%	1.9%	0.0%	1.9%
3. 目標達成のための手段・計画	67.9%	22.6%	1.9%	0.9%	3.8%	0.0%	2.8%
4. 責任者	54.7%	39.6%	0.9%	1.9%	0.9%	0.0%	1.9%
5. 環境マネジメント組織体制 (組織図)	53.8%	42.5%	0.9%	0.0%	0.9%	0.0%	1.9%
6. 環境マネジメントプログラム (目的及び目標を達成するためのプログラム)	74.5%	12.3%	0.9%	0.0%	8.5%	0.0%	3.8%
7. 環境パフォーマンス評価方法	64.2%	5.7%	0.0%	0.9%	13.2%	13.2%	2.8%
8. 環境パフォーマンス評価結果	64.2%	5.7%	0.0%	2.8%	12.3%	12.3%	2.8%
9. 目標達成度	77.4%	10.4%	0.9%	3.8%	5.7%	0.0%	1.9%
10. 製品の原料調達から廃棄・リサイクルまでの各段階における環境負荷量	40.6%	2.8%	2.8%	3.8%	19.8%	26.4%	3.8%
11. 企業活動における部分的な環境負荷量	58.5%	7.5%	2.8%	0.0%	17.0%	7.5%	6.6%
12. 廃棄物量	66.0%	20.8%	0.9%	3.8%	6.6%	0.0%	1.9%
13. リサイクル率	62.3%	18.9%	3.8%	2.8%	6.6%	2.8%	2.8%
14. 内部監査結果の一部	68.9%	2.8%	1.9%	0.9%	14.2%	3.8%	7.5%
15. 内部監査結果の全て	71.7%	0.9%	3.8%	0.0%	21.7%	0.0%	1.9%
16. 外部監査結果の一部	61.3%	4.7%	0.9%	0.0%	17.9%	8.5%	6.6%
17. 外部監査結果の全て	67.9%	2.8%	1.9%	0.0%	19.8%	3.8%	3.8%
18. 苦情及び問い合わせを受け付けている連絡先と担当者名	50.0%	29.2%	0.9%	0.9%	12.3%	4.7%	1.9%
19. 利害関係者からの苦情の内容とその対応	52.8%	15.1%	0.9%	0.0%	22.6%	6.6%	1.9%
20. 見学会、展示会の紹介	22.6%	50.0%	0.9%	3.8%	2.8%	17.0%	2.8%
21. 公開講座の紹介	25.5%	20.8%	0.9%	1.9%	1.9%	45.3%	3.8%
22. 環境保全に関するコスト	38.7%	7.5%	4.7%	1.9%	39.6%	3.8%	3.8%
23. 社員のボランティア活動の内容	41.5%	25.5%	1.9%	2.8%	12.3%	13.2%	2.8%
24. 環境保全への寄付金	23.6%	10.4%	2.8%	0.9%	33.0%	26.4%	2.8%

○上記の環境情報以外で、公開なさっている環境情報がありましたらご記入ください。

回答略。

7. 環境保全に関するコストについて

7-1 貴社はどの程度まで環境保全活動に資金を投入されていますか。以下の中から1つだけお選びください。

	(n=157)
1) 企業活動による環境負荷を低減できるところまで	43.3%
2) 経営に影響を及ぼさない程度まで	38.9%
3) 法規制を遵守するところまで	9.6%
4) わからない	0.6%
5) その他	5.1%
無回答	2.5%

7-2 貴社の環境保全への投資額の公表に関するお考えに近いものを、以下の中からお選びください。*公表とは、世間に知らせるようにすることです。

	(n=157)
1) 企業として公表は当然なので公表している	3.2%
2) 社会的信頼を得るために公表をしている	2.5%
3) 環境保全活動への貢献を示すために公表している	1.9%
4) 利害関係者等から要求されれば公表をする	35.0%
5) 内部の情報なので公表できない	10.8%
6) 基準が明確になってから考える	36.3%
7) わからない	1.3%
8) その他	6.4%
無回答	2.5%

7-3 貴社は、環境保全に関するコストを管理するシステムをお持ちですか。

	(n=157)
1) はい	26.8%
2) いいえ	35.7%
3) 検討中	35.7%
無回答	1.9%

7-4 7-3で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の項目における貴社の費用・人数について、さしつかえのない範囲でお答えください。

回答略。

7-5 貴社の環境保全に関するコストの総額は、売上総利益の何パーセントを占めていますか。

	(n=157)
1) 1%未満	18.5%
2) 約1%	11.8%
3) 約3%	13.1%
4) 約5%	8.9%
5) 約7%	1.3%

6) 約9%	0.6%
7) 約10%	3.2%
8) 約15%	2.5%
9) 約20%	1.9%
10) 約25%	0.6%
11) 約30%以上	1.9%
無回答	35.7%

7-6 環境税の導入に対する貴社のお考えに近いものを以下の中からお選びください。

(n=157, 一部重複回答あり)

1) 環境保全のために目的税化をするのであれば賛成である	34.4%
2) 法人税の引き下げとセットで導入されれば賛成である	24.2%
3) 環境保全のために目的税化されなくても賛成である	2.5%
4) 環境税の効果が不確定であるため反対である	20.4%
5) 負担が大きくなるので反対である	1.9%
6) わからない	14.6%
7) その他	5.7%
無回答	1.9%

8. その他

8-1 ISOのEMSの導入により、貴社は地球・地域環境問題の改善にどの点で貢献できるようになったと思われますか。当てはまるものを3つお選びください。

(n=128, 4つ以上回答した29社を除く)

1) CO ₂ の排出量・エネルギー使用量の抑制	39.8%
2) 環境汚染物質の排出量の削減	27.3%
3) 廃棄物量の抑制	63.3%
4) グリーン購入	2.3%
5) 環境負荷の低い製品の開発・販売	14.1%
6) 環境負荷の低いサービスの提供	1.6%
7) 環境負荷の低い包装・梱包の利用	7.0%
8) リサイクルの促進	34.4%
9) 事故・災害リスク回避	23.4%
10) 社員の環境教育による環境意識の向上	58.6%
11) 環境情報の公開	4.7%
12) 環境保全等への寄付	0.0%
13) 環境保全等のボランティアへの参加	4.7%
14) 環境問題に関する公開講座の実施	1.6%
15) その他	3.9%
無回答	0.8%

8-2 貴社は、消費者（利害関係者）の環境問題に対する意識を向上させるために何ができると
思われますか。当てはまるものを2つまでお選びください。

(n=145, 3つ以上回答した12社を除く)

1) 環境情報の継続的な公開	30.3%
2) 環境負荷の低い製品・サービスの提供	59.3%
3) 環境ラベル商品の増加	6.2%
4) グリーン購入の実施とその宣伝	15.2%
5) 環境配慮型製品・環境保全活動等の宣伝・広告	24.1%
6) 環境保全に関する企業活動や技術の見学会等	32.4%
7) 環境問題の公開講座の実施	5.5%
8) 特になし	1.4%
9) わからない	3.4%
10) その他	3.4%
無回答	1.4%

8-3 地球環境・地域環境問題の改善において、市民・企業・行政の役割とその役割を果たすた
めに必要なメカニズムとは何でしょうか。

○役割

回答略。

○必要なメカニズム（3つお選びください。）

(n=149, 4つ以上回答した8社を除く)

1) 環境税等の経済的手法を用いた環境保全型市場メカニズム	46.3%
2) 法規制の強化	17.4%
3) 公共調達などの入札における ISO 取得の条件化	23.5%
4) グリーン購入促進のためのメカニズム	49.7%
5) デポジット制度	14.1%
6) 包装容器・製品のリサイクル・リユース促進のための制度	49.7%
7) 市民・企業・行政相互間の環境行動における援助	50.3%
8) 市民・企業・行政相互間の環境行動における監視	15.4%
9) わからない	2.0%
10) その他	7.4%
無回答	3.4%

9. 持続可能な社会構築のために、貴社が工夫なされている点、その他ご意見等がございました
ら、下記の自由意見欄にご記入ください。

回答略。

2.3 結果の詳細

質問項目1. 企業の概要

回答企業の中で最も多い業種は、電気機械（54.1%）であり、次に一般機械（8.3%）、化学製品、精密機械（ともに5.7%）となっている。このことから、ISO14001を認証取得している企業は、製造業が圧倒的に多いことが分かる（図2-1）。

また、回答企業のうち大企業が82.2%、中小企業が16.6%である（図2-2）。

BS7750認証取得の有無は、認証取得をした企業が12.7%、認証取得をしていない企業が77.7%である（図2-3）。

ISO14001またはJIS Q 14001の認証取得は、ISO14001を認証取得している企業が52.2%、ISO14001とJIS Q 14001の両方を認証している企業が40.8%、JIS Q 14001を認証取得している企業が4.5%である（図2-4）。

ISO14001（JIS Q 14001）の審査登録は、1996年の後半から増加し始め、1997年は毎月ほぼ5～20社の割合で新たに審査登録が行われている。（図2-5）。

また、審査登録をした事業所等の数は、1カ所が圧倒的に多く、100社（63.7%）となっている（図2-6）。

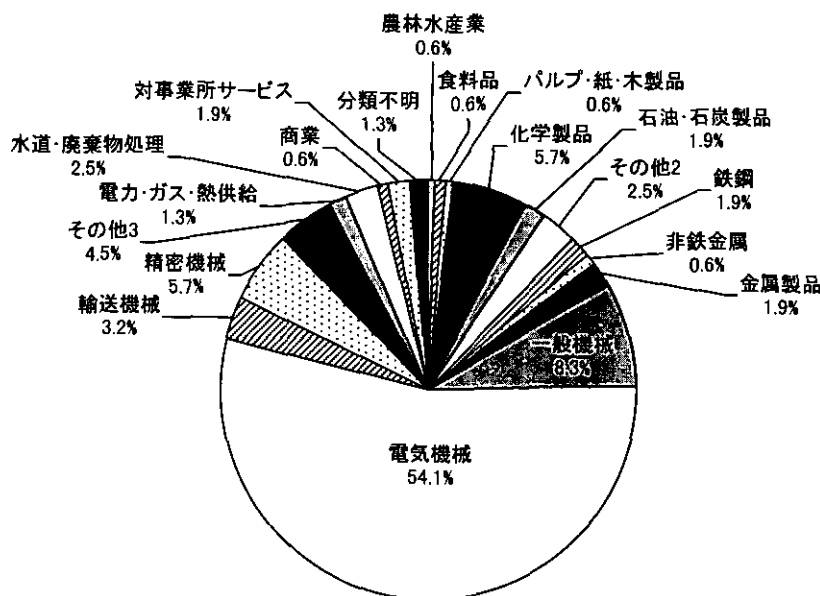


図2-1 アンケート回答企業の業種 (n=157)

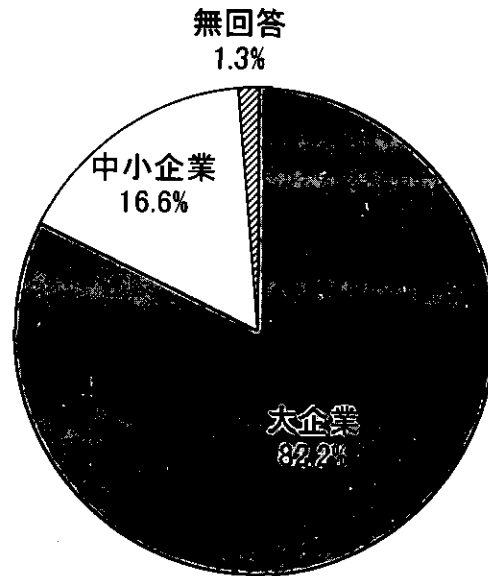


図2-2 アンケート回答企業の規模 (n=157)

ここで中小企業とは、資本金1億円未満若しくは従業員300人未満の法人企業又は従業員300人未満の個人企業（卸売業の場合には資本金3000万円未満又は従業員100人未満、小売業又はサービス業の場合には資本金1000万円未満又は従業員50人未満）を指す。

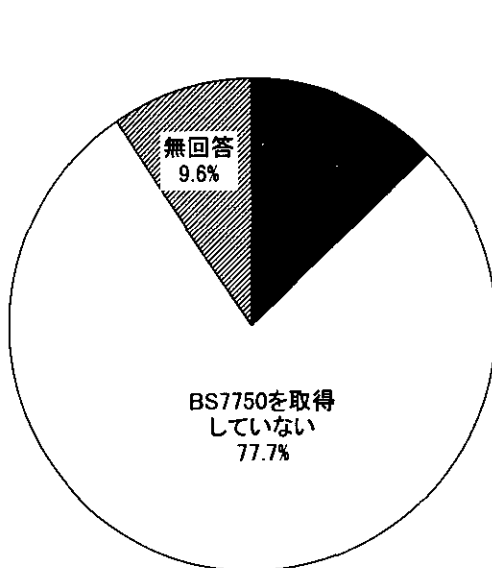


図2-3 BS7750取得の有無 (n=157)

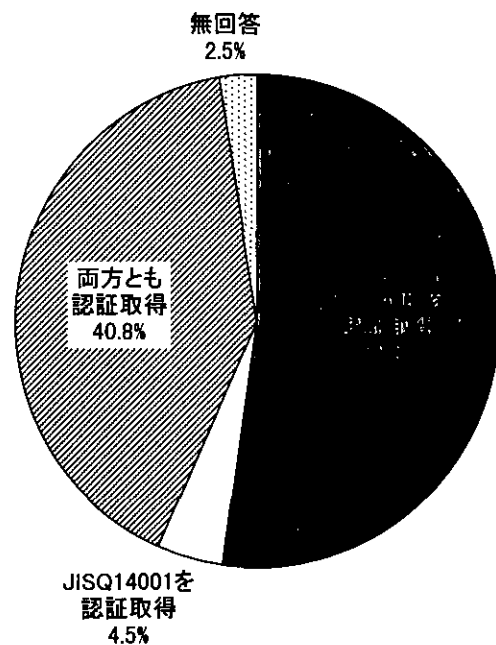


図2-4 ISO14001またはJIS Q 14001取得の有無 (n=157)

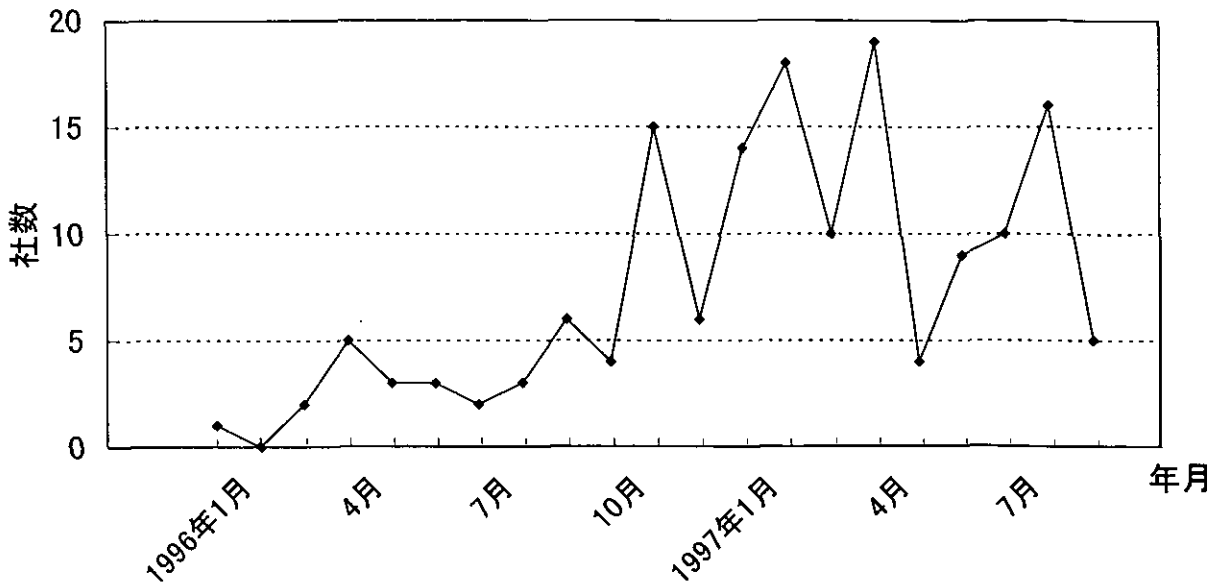


図2-5 最初に審査登録をした年月 (n=157, ただし2社は無回答)

(注) ISO14001は1996年9月に発行され、かつ、この調査は1997年7月末時点でのISO14001認証取得企業(審査機関からの情報に基づくもの)を対象としている。したがって、本来はこの期間内に審査登録が行われたはずであるが、ここではアンケートの回答どおりに期間外の回答もそのまま示している。審査登録の年月について、上記期間外の回答があった原因としては、①ISO14001発行初期の混乱(ISO14001の内容は発行の1年ほど前から明らかになっていたこと、認証機関=日本ではJAB=が初期の審査機関を認証するのに手間取ったこと、審査機関は外国の認証機関から認可を受けることもできたこと、認可申請中の審査機関が正式な認可以前に審査活動を開始した例があること、など)、②審査登録日を審査終了合格日とするか認証機関への登録日とするかによる相違、などが考えられる。

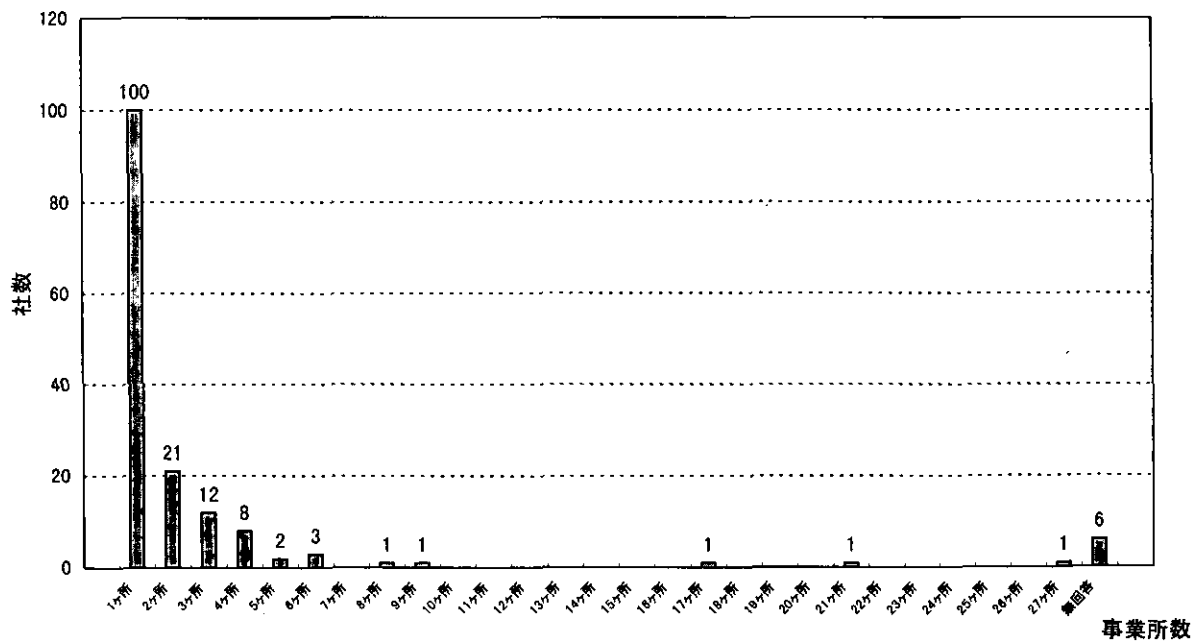


図2-6 審査登録した事業所の数(子会社、関連会社は含まない) (n=157)

質問項目 2. ISO14001の審査登録（以下、導入）について

2-1 貴社では、ISO14001導入を決定してから最初の登録までどのくらいの期間がありましたか。

図2-7にあるように、ISO14001の導入を決定してから最初の登録までの期間は、10～12ヶ月が最も多く（26.1%）、次に7～9ヶ月（24.8%）である。全体の約6割が導入決定から1年以内に審査登録を終えている。

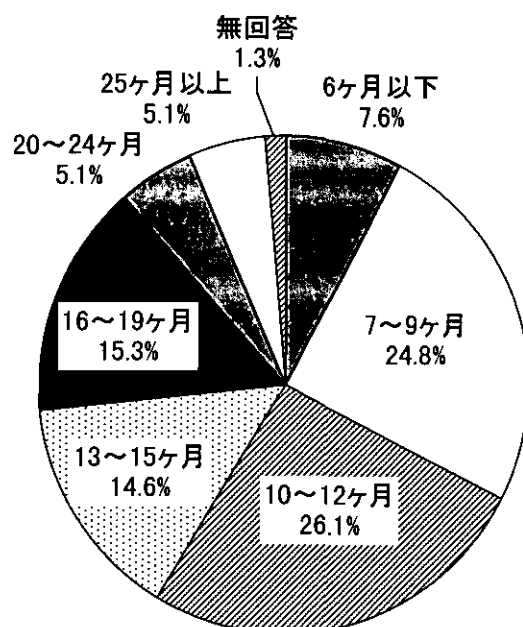


図2-7 ISO14001導入決定から最初の審査登録までの期間
(n=157)

2-2 ISOの環境マネジメントシステム（以下、EMS）を導入する際、貴社は以下の項目についてどのような対応をなさいましたか。当てはまるところに○をおつけください。

ISOのEMS構築に関する対応については、図2-8にあるように、全体的に新たに対応している項目が多い。特に、「環境側面の特定及び環境影響評価」では91.7%が新たに対応しており、次に多いのは、「経営層による見直し」（73.2%）、「環境方針の作成」（65.6%）である。

また、改善した項目で最も多いのは、「環境記録の実施」（63.7%）、次に「社内専門家の育成」（56.7%）である。

さらに、既存のままである項目で回答が多かったのは、「専門家の雇用」（85.4%）、「環境部等の設置」（50.3%）である。

一方、環境行動に関する対応については、図2-9にあるように、全体的に既存の対策を改善した項目が多い。既存の対策を改善したもので、目立つ項目は、「廃棄物の削減」（58.0%）、「事故・災害等のリスク回避」（58.0%）、「リサイクルの促進」（57.3%）、「環境関連施設の整備」（56.7%）、「CO₂排出削減・省エネルギーの対策」（54.1%）などである。

また、既存のままである項目は、「環境保全等への寄付」（54.1%）、「環境保全等のボランティア活動」（52.2%）などである。なお、新たに対応した項目は、「社外への環境情報公開」（49.7%）などである。

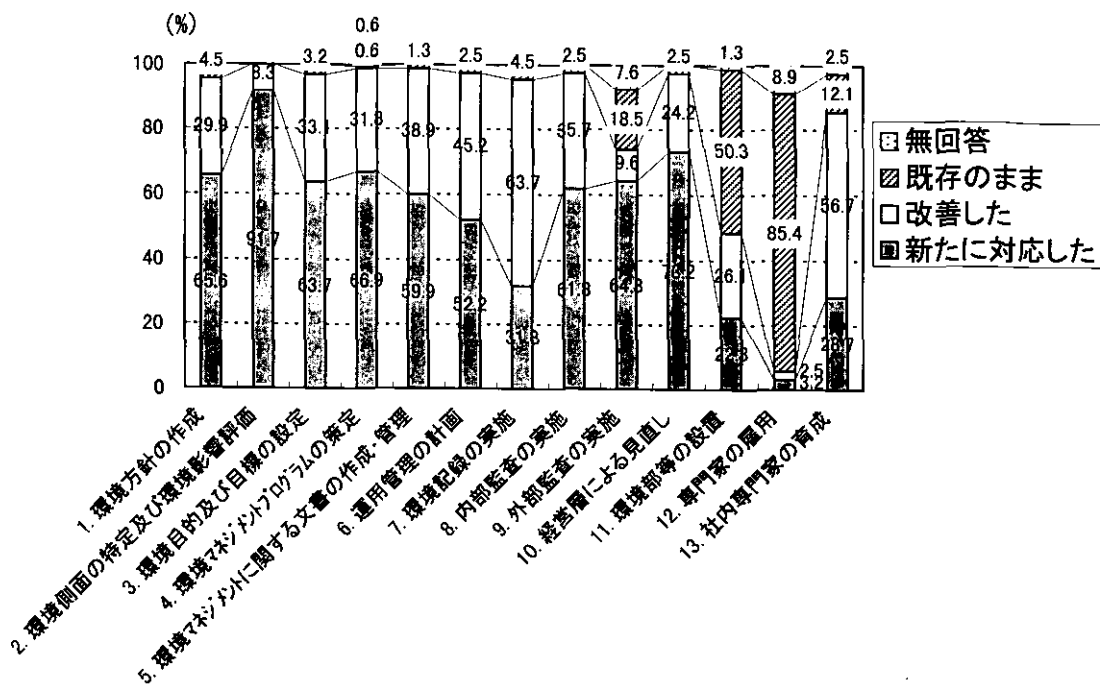


図2-8 ISOのEMS構築に関する対応 (n=157)

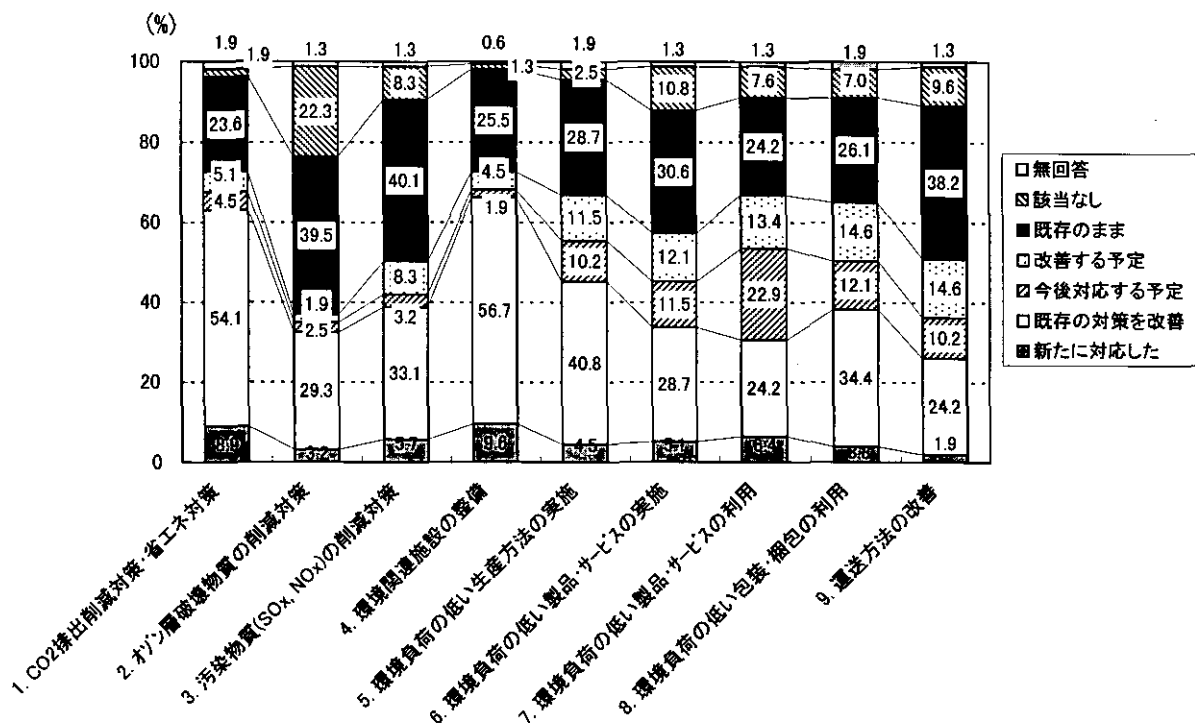


図2-9 環境行動に関する対応 (n=157)

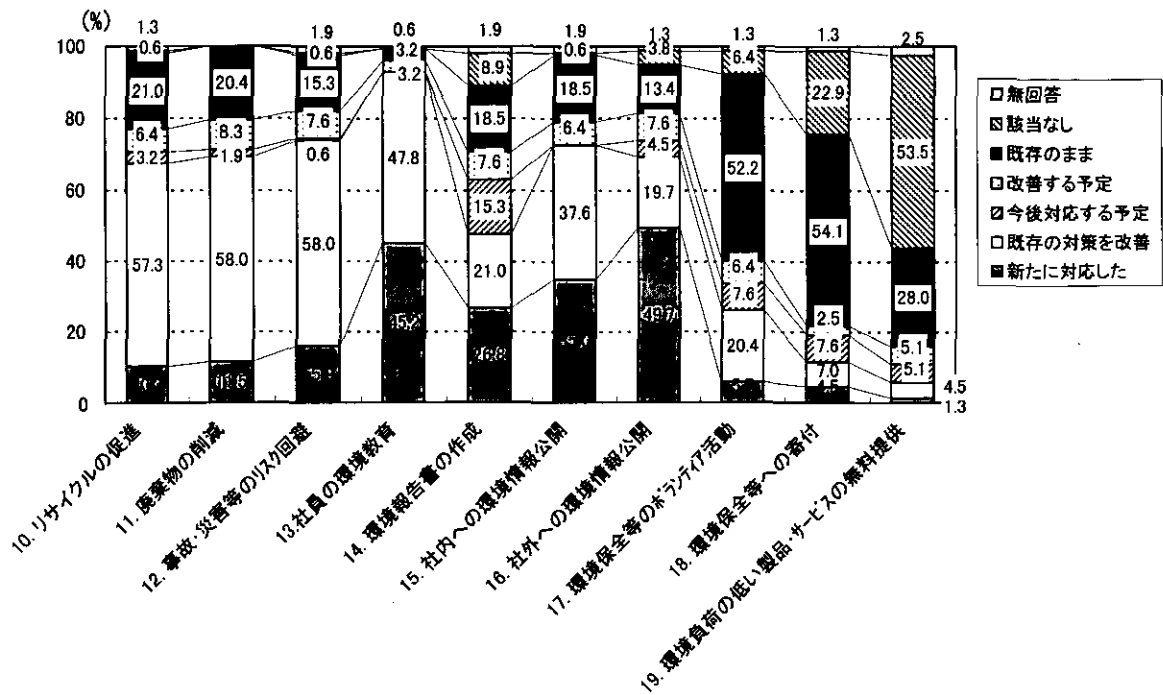


図2-9 環境行動に関する対応 (つづき) (n=157)

2-3 貴社にとって、ISO14001導入の利点とは何ですか。次の中から、当てはまるものを全てお選びください。

ISO14001導入の利点で、最も回答が多かったのは、「企業イメージの向上」(94.9%)であり、次に「社員モラルの向上」(81.5%)、「環境負荷量の削減」(80.9%)、「消費者や地域社会との良い関係の維持」(71.3%)、「文書管理によるマネジメントの徹底」(68.8%)、「事故・災害等のリスク回避」(66.9%)である(図2-10)。

一方、回答数が少なかったのは、「融資・資金調達の改善」(0.6%)や「行政からの優遇措置」(5.1%)である。

「その他」(8.9%, 14社)の回答としては、外部認証機関による客観的評価が2社、環境保全体質の強化が2社、などとなっている。

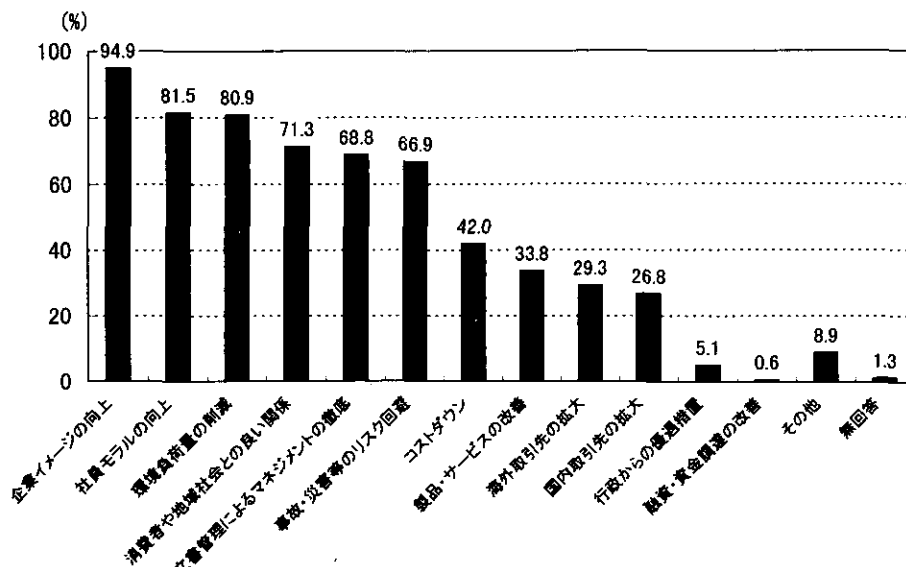


図2-10 ISO14001導入の利点 (n=157, 重複回答)

2-4 現在のISOのEMSにおける問題点は何だとお考えですか。当てはまるものを全てお選びください。

ISOのEMSに関する問題点で、圧倒的に回答が多いのは、「文書がわかりにくい」(50.3%)である(図2-11)。次に、「特にない」(26.8%),「環境パフォーマンス評価(EPE)の結果の是非が問われない」(18.5%)となっている。「その他」(12.7%, 21社)の回答には、「環境影響評価の評価基準に対する指標がない」など基準の不明確さに関するものが7社,「多大なエネルギーを要する」など労力や費用に関するものが6社,などがある。

審査登録に関する問題点としては、「審査登録にコストがかかる」(60.5%),「継続的な審査にコストがかかる」(59.2%),「審査内容の基準にばらつきがある」(41.4%)があがっている(図2-12)。「その他」(7.6%, 13社)には、「審査員による審査内容のばらつき」など選択肢にもある審査内容の基準に関するものが6社,環境に対する継続的改善を目指すべきISOのEMSにも関わらず,実際には法規制遵守を求められるなど審査登録の目的に関するものが3社,などがある。

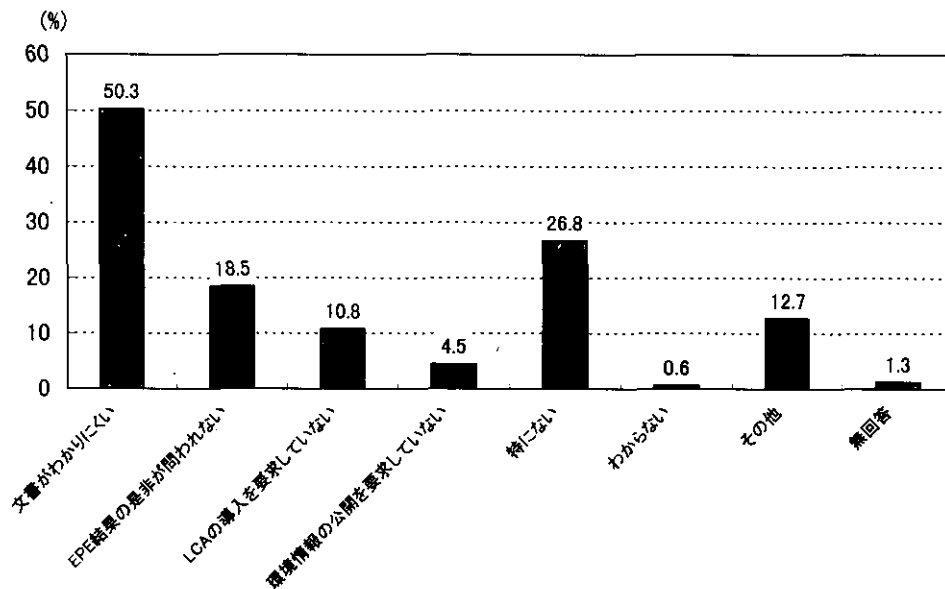


図2-11 ISOのEMSに関する問題点 (n=157, 重複回答)

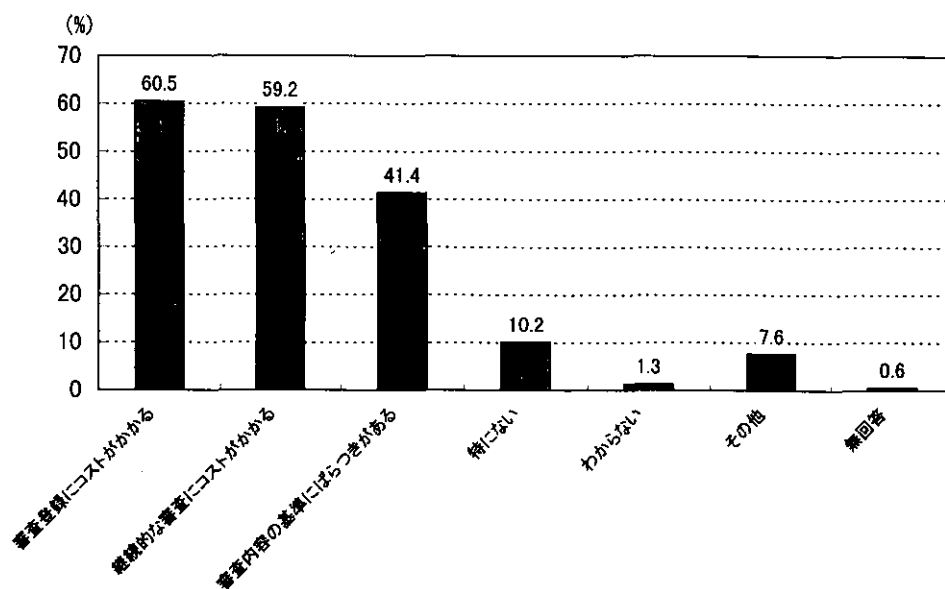


図2-12 ISOの審査登録に関する問題点 (n=157, 重複回答)

2-5 EMSに関して、貴社の取引先や納品事業者等に対する働きかけについて、次の中から当てはまるものをお選びください。

取引先や納品事業者等に対する働きかけは、「検討中」の企業が31.2%となっており、次に、「特に働きかけない」が19.7%、「EMS構築の要請」は17.2%となっている（図2-13）。この結果から、取引先や納品業者に対して、EMS構築は契約の条件に入っていることが少ないことがわかる。

また、「その他」は26.1%（41社）となっており、自社の活動や環境負荷低減などに対する協力要請が23社と非常に多い。他には、情報提供が3社などとなっている。

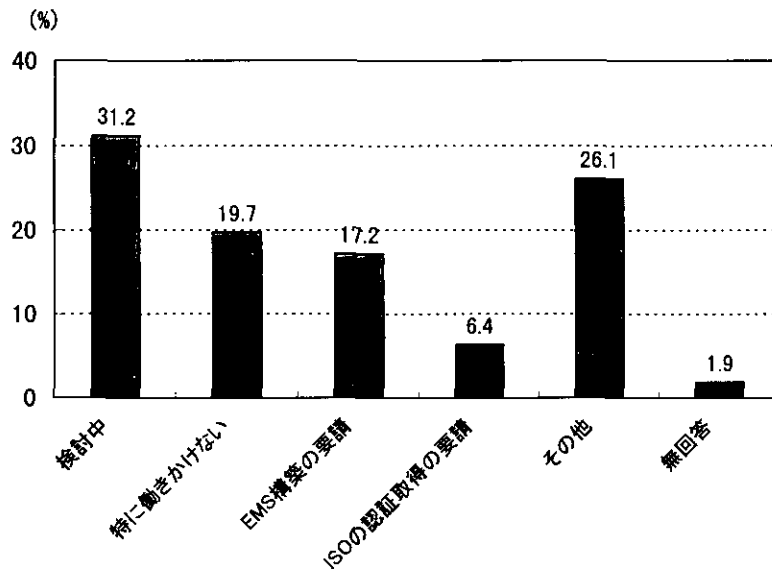


図2-13 取引先や納品事業所等に対する働きかけ
(n=157, 一部重複回答あり)

2-6 ISOのEMSでは、最初の認証取得から3年毎に更新審査が義務づけられておりますが、貴社の場合、更新審査の受審をどのようにお考えですか。

更新登録の受審については、「今後も更新登録をしていく」に回答した企業が圧倒的に多く98.1%となっている。これは、ISO14001の導入が企業へ何らかの利益をもたらしていることを表わしている（図2-14）。また、「その他」（1.3%、2社）では、「ISO9001と統合化し、同時認証としたい」（1社）という回答がある。

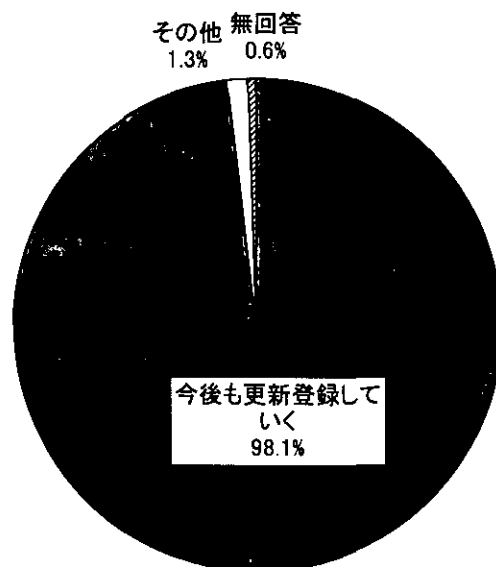


図2-14 更新登録の受審について (n=157)

2-7 2-6で2（場合により更新登録しない可能性がある）または3（更新登録するつもりはない）をお選びした方にお聞きいたします。更新しない（かもしれない）理由は何ですか。

（ここでは、該当する回答企業がなかったため省略する。）

2-8 今後、中小企業やその他の組織がEMSを導入する際の問題点とその解決策は何でしょうか。当てはまるものをそれぞれ3つお選びください。

中小企業等がEMSを導入する際の問題点としては、「人材（社内の専門家等）不足」（84.1%）、「EMSの審査登録・維持のためのコスト」（81.5%）がある。一方、「認証取得のメリットが薄い」を選択した企業が17.8%あることも注目しておかなければならない（図2-15）。

解決策としては、「審査登録費・コンサルタント費の軽減」（70.1%）が圧倒的に多く、次に「中小企業用EMSのガイドラインづくり」（49.0%）、「行政による資金援助」（35.7%）、「経営者教育の実施」（35.7%）、「EMSに関するスタッフ養成の場の設置」（34.4%）となっている（図2-16）。

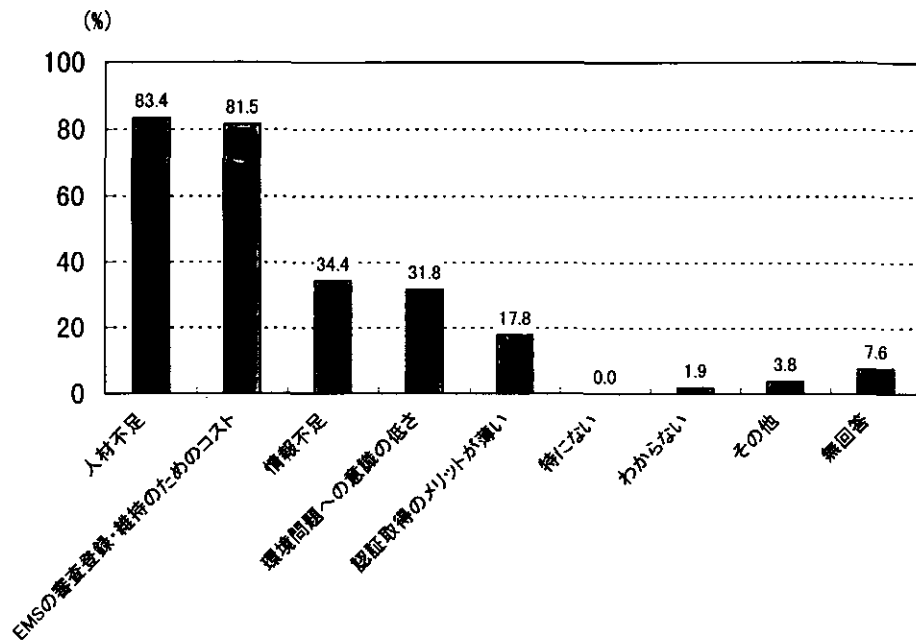


図2-15 中小企業がEMSを導入する際の問題点 (n=157, 3つまでの重複回答)

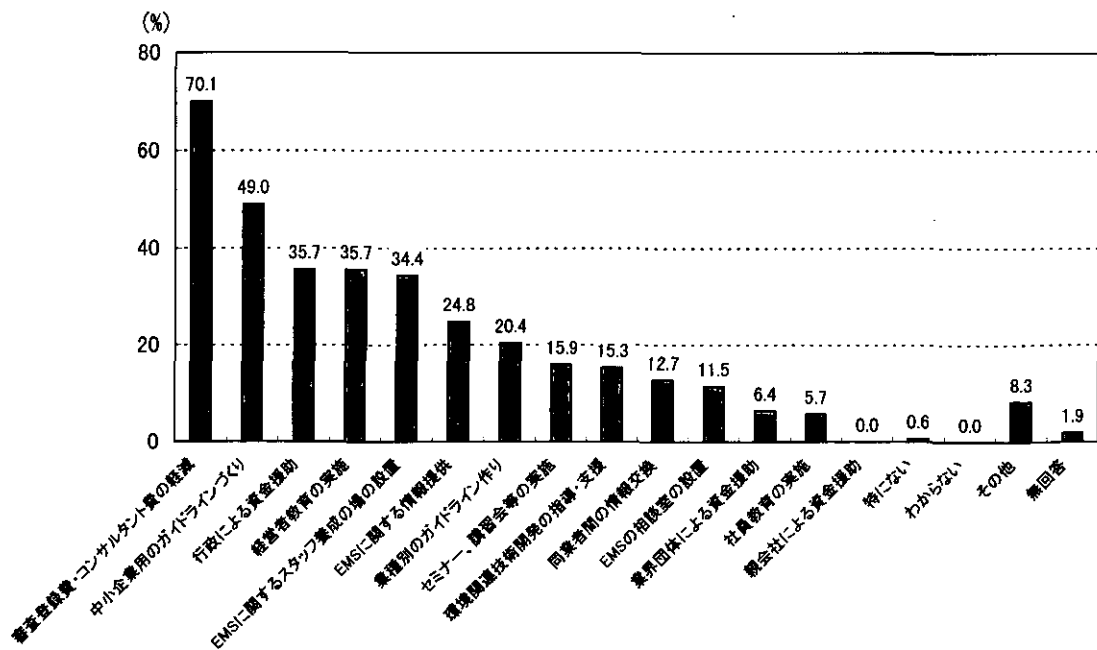


図2-16 中小企業がEMSを導入する際の問題点の解決策 (n=157, 3つまでの重複回答)

質問項目 3. 環境パフォーマンスについて

3-1 ISO14001では環境パフォーマンス評価の結果が監査項目に含まれていませんが、このことについてどう思われますか。

環境パフォーマンス評価（EPE）については、「自主的にEPEを行っていくべき」と回答した企業が最も多く、58.0%である（図2-17）。この理由としては、個別企業の事情が異なることやISOの目的と合致しないことを挙げながら、統一的なEPEに消極的な意見があげられている。一方、「継続的改善につながる」のようにEPEそのものには積極的な意見もみられる。いずれの意見でも、企業の自主性を強調している回答が多い。

また、「現状のままでよい」という回答は24.7%であり、理由には実質的に審査されているという記述が多い。なお、「EPEの結果を監査項目に含むべき」とする回答は8.2%にとどまっている。

「その他」（5.7%）の9社には、実質的には審査されているとする回答が6社あり、ISOのスケジュールにまかせるという回答が2社ある。

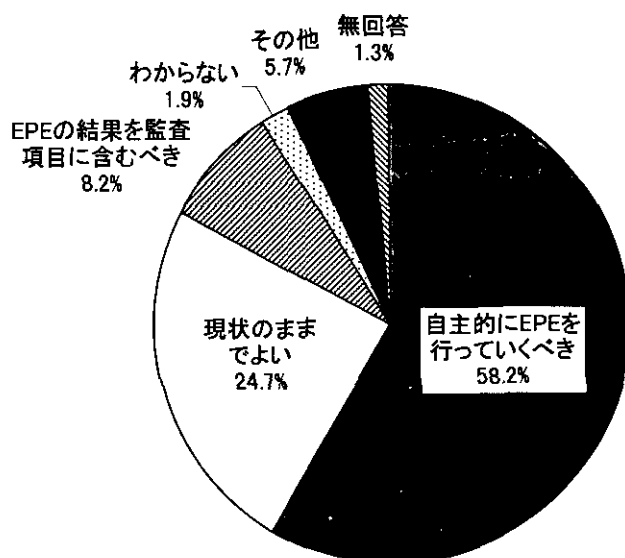


図2-17 監査項目における環境パフォーマンス評価（EPE）の結果の取扱い（n=157）

3-2 以下の各環境負荷項目に関する貴社の管理についてお答えください。

A. ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）

A.1 貴社には、ばい煙を発生する施設・発生源がありますか。

「規制の対象となるばい煙発生施設がある」と回答した企業は71.3%、「規制の対象でない施設・発生源がある」と回答した企業は11.5%である（図2-18）。また、上記の両方の施設があると回答した企業は7.0%である。

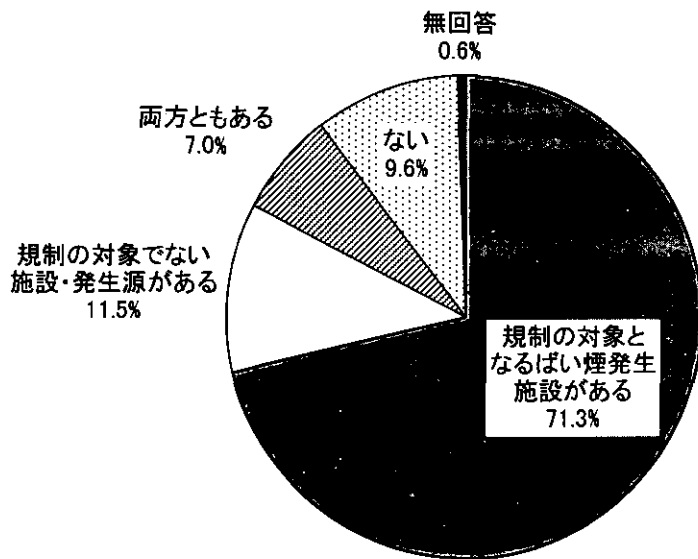


図2-18 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の有無 (n=157)

A.2 A.1で1（規制の対象となるばい煙発生施設がある）をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から、ばい煙の管理について当てはまるところに○をおつけください。

ここでは、硫黄酸化物、ばいじん、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の7つの項目に対して、「排出していない」、「大気汚染防止法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている」、「排出基準を守っている」のどれかを選択する質問形式にした。

図2-19にあるように、大気汚染防止法による規制の対象となる発生施設がある企業123社中、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素に関しては、排出していないと回答した企業が多い。また、排出基準以上の管理をしている項目は、多い順に、ばいじん (65.0%)、窒素酸化物 (63.4%)、硫黄酸化物 (61.8%) である。

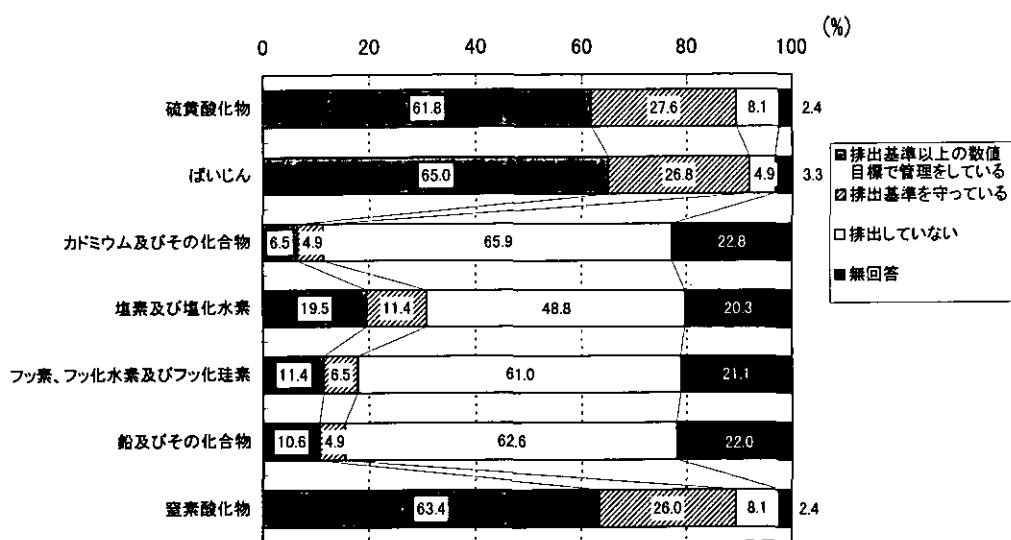


図2-19 ばい煙の管理の程度 (規制の対象となる施設に対して) (n=123)

A.3 A.1で2（規制の対象ではない施設・発生源がある）をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から、ばい煙の管理について当てはまるところに○をおつけください。

ここでは、硫黄酸化物、ばいじん、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の7つの項目に対して、「排出していない」、「大気汚染防止法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている」、「排出基準を守っている」、「特に管理をしていない」のどれかを選択する質問形式にした。

規制の対象でないばい煙発生施設がある企業29社では、カドミウム及びその化合物（58.6%）、鉛及びその化合物（48.3%）は排出していないと回答した企業が多い（図2-20）。また、ばいじん（44.8%）、窒素酸化物（41.4%）、硫黄酸化物（41.4%）については、前項の規制対象施設ほどではないが、排出基準以上の管理を行っている傾向にある。

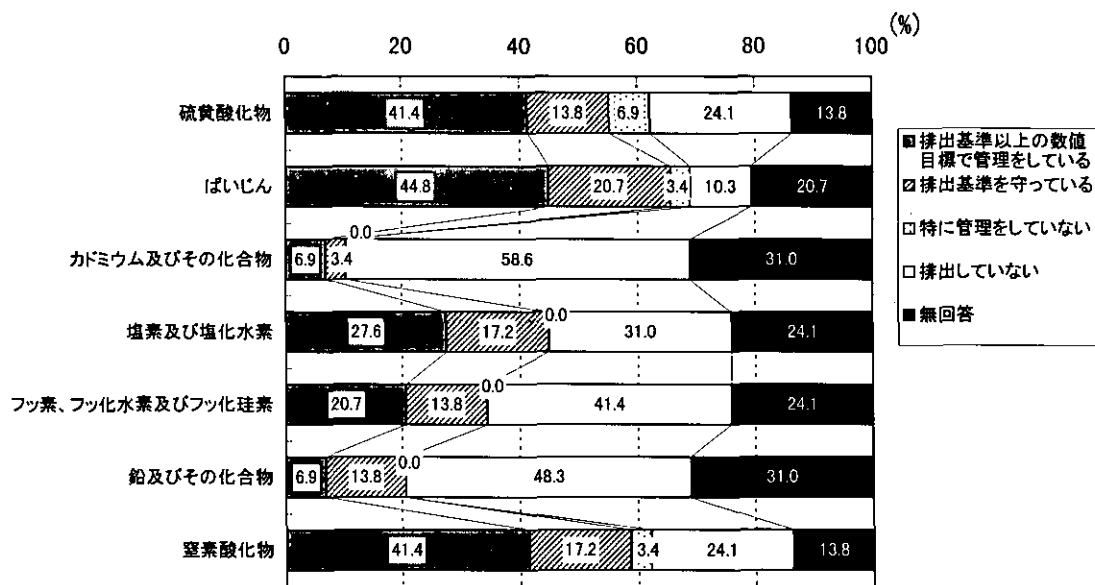


図2-20 ばい煙の管理の程度（規制の対象でない施設・発生源に対して）（n=29）

B. 有害大気汚染物質

B.1 貴社には、有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設がありますか。

図2-21に示すように、有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設があると答えた企業は、43.9%である。

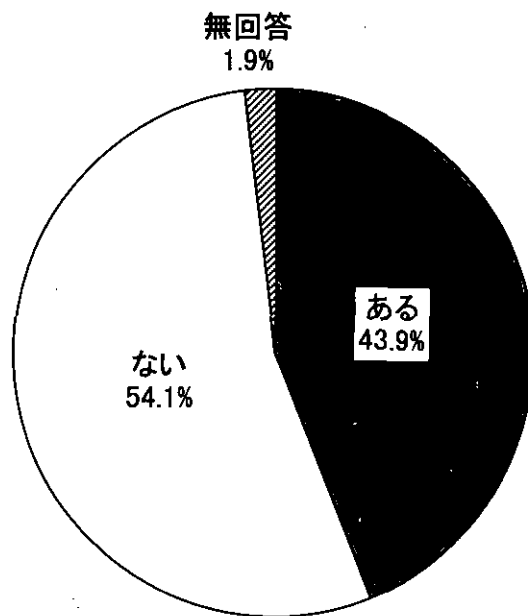


図2-21 有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設の有無 (n=157)

B.2 B.1で1（有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設がある）をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から、有害大気汚染物質の管理について当てはまるものに○をつけ、管理している物質がある場合は物質名をお答えください。

「自主的に排出基準を定めて管理」している有害大気汚染物質には、「ジクロロメタン」「ベンゼン」「ホルムアルデヒド」「テトラクロロエチレン」「トリクロロエチレン」「ニッケル化合物」などがある（図2-22）。

一方、「自主的な管理を検討中」とされる主な物質としては、「ダイオキシン類」がある。

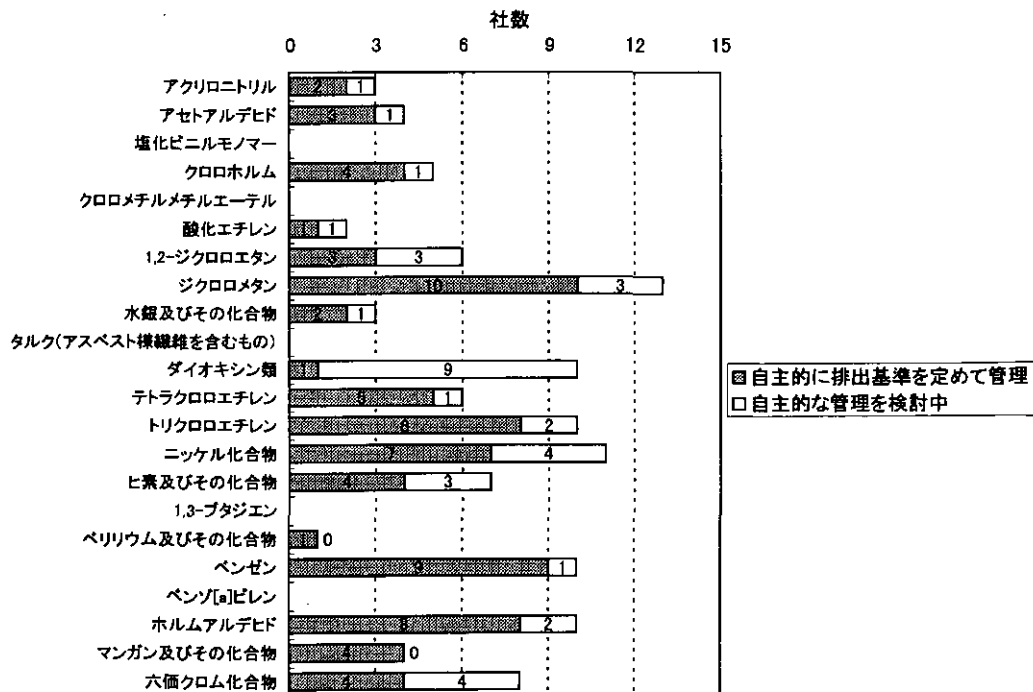


図2-22 有害大気汚染物質の管理 (n=69)

C. 環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR= Pollutant Release and Transfer Register) 制度

C.1 環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR) 制度をご存知ですか。

図2-23にあるように、63.1%の企業が「PRTR制度について知っている」と回答している。特に、PRTR制度と関係の強い化学製品の業種については、PRTR制度の認知度はさらに高く、77.8% (9社中7社) である。

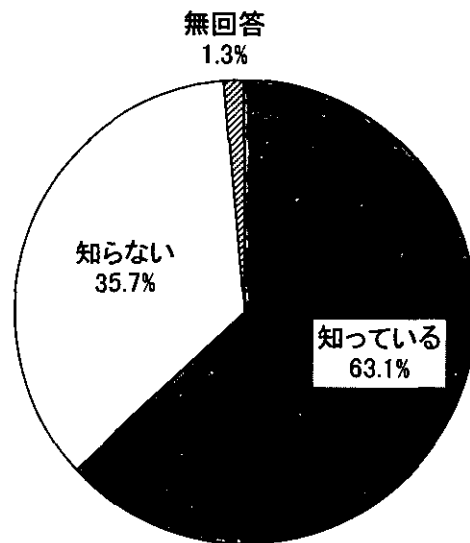


図2-23 PRTR 制度の認識 (n=157)

C.2 C.1で1 (PRTRを知っている) をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から当てはまるものをお選びください。

図2-24にあるように、「PRTR制度への対応を検討している」企業が43.4%となっており、逆に「まだ対応を検討していない」企業は32.3%である。すなわち、PRTR制度を認知している企業の3/4は、PRTR制度への対応を検討中か、検討していないとしている。

「既に排出・移動量の算定を行っている」企業は18.2%と少ないが、業種を化学製品に限れば、算定を行っているとする企業は71.4% (7社中5社) とその割合は高まった。

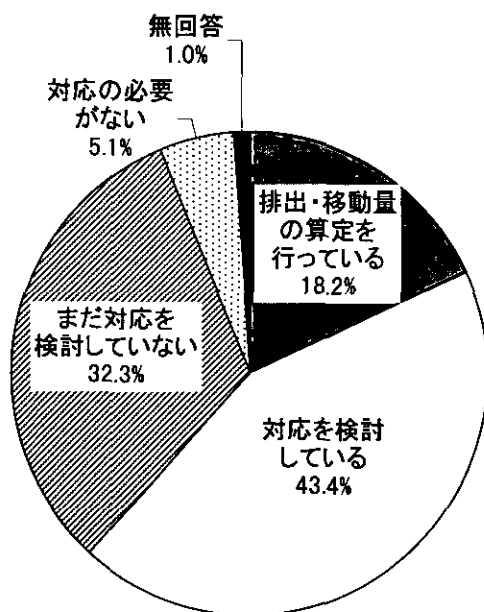


図2-24 PRTR制度への対応 (n=99)

D. 廃棄物

D.1 貴社では、企業活動による廃棄物処理・処分をどうなさっていますか。

図2-25にあるように、企業活動による廃棄物処理・処分を「業者に部分的に委託している」企業が54.1%と最も多く、次いで、「業者に全て委託」が43.3%となっている。すなわち、何らかの委託を行っている企業は約97%とほぼ全てであり、自社で処理・処分している企業は1.9%に過ぎない。

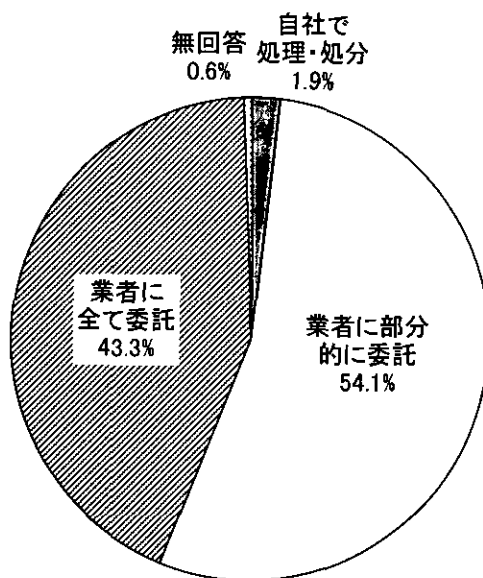


図2-25 廃棄物処理・処分の委託状況 (n=157)

D.2 D.1で2（業者に部分的に委託）か3（業者に全て委託）をお選びの方にお聞きいたします。貴社では、最終的な処分先と処分方法を把握していらっしゃいますか。

図2-26にあるように、委託を行っている企業の99.3%が廃棄物の最終的な処分先と処分方法を把握していると回答しており、把握していないと回答した企業は0.7%（1社）のみである。

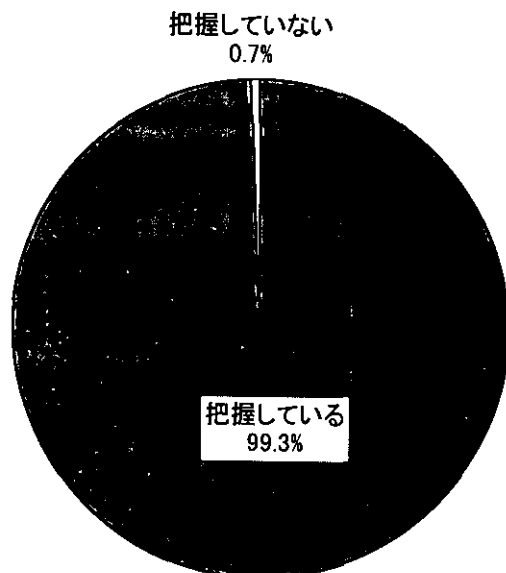


図2-26 廃棄物の最終的な処分先と処分方法の把握状況（n=153）

D.3 貴社の廃棄物が委託先の業者により、不法投棄や不適切な処理・処分が行われていた場合、貴社はどのような対応をなされますか。

この質問に対しては、「自社の問題として対応する（例えば引き取る又は補償に応じる）」「対応しない」「わからない」の中から選択して頂いた。第一番目の選択肢にある引き取りや補償は、これらに限定するものではないが、責任や対応の重大性を想起して頂くために例示した。

不法投棄や不適切な処理・処分が行われていた場合、「自社の問題として対応する」と回答した企業が71.9%と最も多い。この理由として、「廃棄物処理責任は発生元にある」などとして排出事業者としての責任をあげた回答が18社と大多数である。また、「不定期に処分場への立会いを実施している」など未然防止対策をとっていることや（不法投棄の）可能性が少ないことをあげている回答が5社ある。なお、「自社の問題として対応する」という回答の中にも、「法的規制範囲内にとどまる」など限定的なものも4社あることは注目される（図2-27）。

次に「わからない」が19.0%となっており、その理由として、「その時の状況等により対応を考える」のように、ケースバイケースとする回答が8社と多い。

一方、「対応しない」と回答した企業はわずかであるが、3.9%存在する。この場合、「契約により取り決めていない」「マニフェスト管理を実施している」のように、契約の問題などを対応しない理由にあげている。

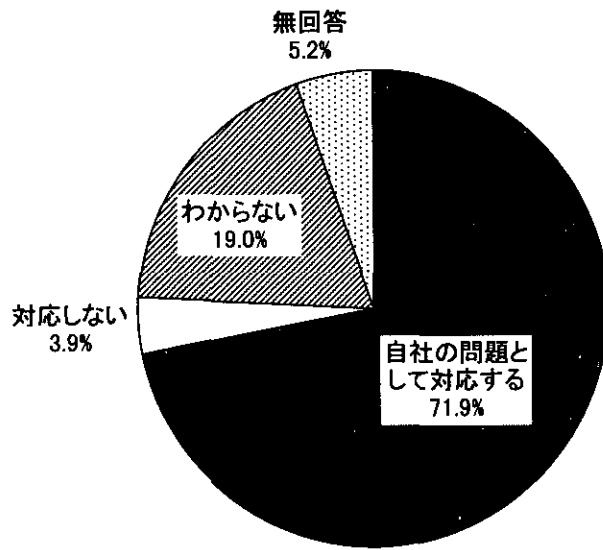


図2-27 自社の廃棄物が不法投棄や不適正な処理・処分が行われていた場合の対応 (n=153)

E. 上記以外の管理について

その他の項目	数値目標を立てて管理をしている	管理している	管理を検討中	特に管理をしていない	該当なし
1.CO ₂ 排出量 (省エネ)	1	2	3	4	5
2.化石燃料使用量	1	2	3	4	5
3.水資源使用量	1	2	3	4	5
4.紙の使用量	1	2	3	4	5
5.包装・梱包材使用量	1	2	3	4	5

この質問には、上の表を用いた。

この結果、数値目標を立てて管理している項目に回答数が多かったのは、「CO₂排出 (省エネ)」(64.3%)、「化石燃料使用量」(52.2%)で、やや多かったのが、「紙の使用量」(48.4%)である (図2-28)。一方、「水資源使用量」や「包装・梱包材使用量」については、数値目標を立てて管理している企業は3割以下にすぎない。

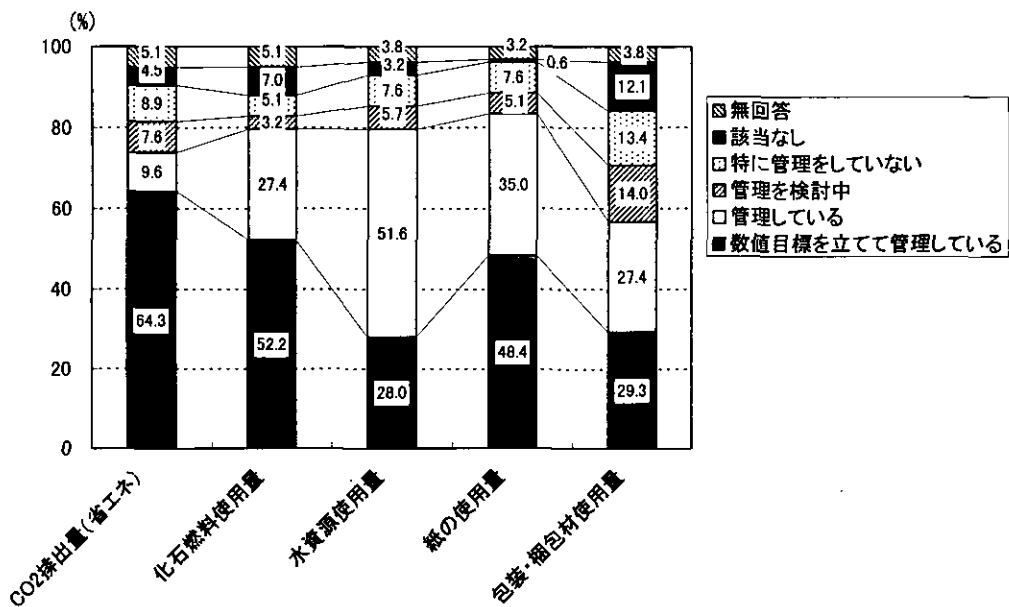


図2-28 CO₂排出量などの管理 (n=157)

3-3 貴社では上記以外に環境パフォーマンス評価を実施していらっしゃいますか。また実施している場合（あるいは検討中の場合）、どのような評価手法ですか。

環境パフォーマンスの実施状況は、図2-29にあるように、実施している企業が56.7%と過半数を占めており、逆に実施していない企業は21.0%となっている。

さらに、実施している環境パフォーマンス評価手法を回答した74社において、記述のみからは詳細は不明であるが、「自社独自の評価方法」「自主基準の制度と測定値の評価」など評価手法や目標を自主的に定めているとする回答が49社と大多数であった。これ以外には「日本レスポンシブルケア協議会（JRCC）の指針」（2社）、「BS7750の評価の手順及び登録簿の作成」（1社）、「GEMIの評価プログラムを参考にした評価方法」（1社）という回答があった。

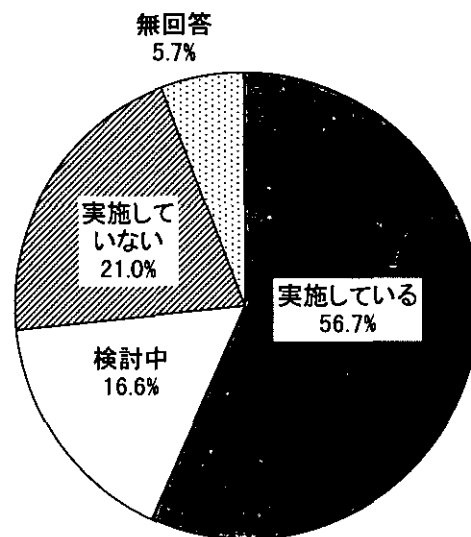


図2-29 環境パフォーマンス評価（EPE）の実施状況（n=157）

質問項目 4. LCA について

4-1 貴社は製品・サービスにおける LCA もしくは LCA 的手法を導入しておられますか。

図2-30にあるように、72.0%の企業が LCA（Life Cycle Assessment）もしくは LCA 的手法を導入していないと回答している。この理由としては、LCA の手法が ISO でもまだ確定されていないことなどが考えられる。

一方、LCA を導入している企業は8.3%、一部だけ導入している企業は18.5%となっており、合計28.7%の企業が LCA を導入している。

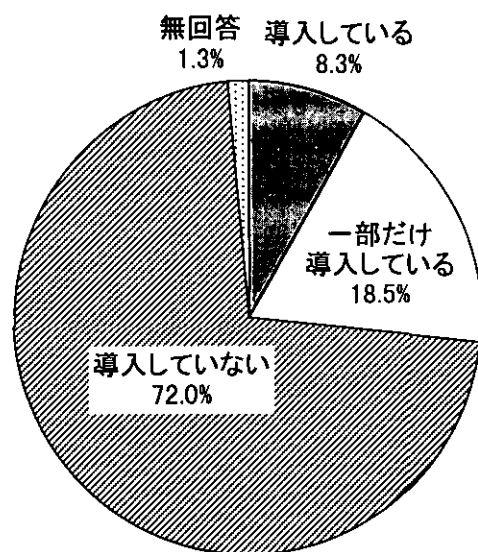


図2-30 LCA (的手法) の導入状況 (n=157)

4-2 4-1で1 (LCAを導入している) または2 (一部だけ導入している) をお選びの方にお聞きいたします。導入されている製品・サービスの種類と方法についてお答えください。

該当企業42社の回答は表2-1の通りである。表からは必ずしもLCAでないものや、LCAを広義に解釈しているものも多くみられる。

ライフサイクルの範囲と環境負荷の定義をともに明らかにしている回答は少ないが、環境負荷についてはCO₂排出量について評価している企業が10社と比較的多い。

表2-1 LCAを導入している製品・サービスの種類と評価方法 (4-2の記述回答, 42社)

業種	LCAを導入している製品・サービス	評価方法
化学製品	化学製品の一部 (試行段階)	原料採取から製品廃棄までの全過程で使用エネルギーを評価
同上	複写機用トナー	CO ₂ 排出量を評価
石油・石炭製品	(記入なし)	自動車燃料の比較
鉄鋼	自動車 (高張力鋼板), 船舶 (高張力厚板), 電車車両 (ステンレス鋼板), 建築 (ビル鉄骨用H形鋼, 外法一定H形鋼), 長大鋼 (高張力鋼線), ラインパイプ (高強度鋼管), トランス (電磁鋼板), 発電 (ボイラー用耐熱鋼管), 飲料缶 (表面処理鋼板), 線材 (ダイレクトパンチング鋼線)	(記入なし)
一般機械	新規製品 (設計時)	前機種との比較を環境面で実施
同上	複写機用エコ包装	原材料の調達段階からリサイクル, 廃棄までのCO ₂ 等の排出量の評価
同上	(記入なし)	製品のライフステージごとに環境に配慮する事項が盛り込まれているかどうかを評価している
同上	複写機	(記入なし)
同上	廃水処理装置	データベース (インベントリー) による評価
電気機械	全製品	(記入なし)
同上	環境機器 (集じん機)	設計段階での省資源, 省エネ, 廃棄物削減などの評価
同上	小型テープレコーダー	梱包材 (プラスチック材) 及びBATT ライフの改善
同上	(記入なし)	製品中の有害物質の変化
同上	自社主要機種	CO ₂ 排出量を評価

業種	LCAを導入している製品・サービス	評価方法
同上	トナーカートリッジ, BJ カートリッジ	リサイクルをCO ₂ 排出量で評価
同上	ランプ	専用ソフトでCO ₂ の排出量を評価
同上	コンデンサ	部材納入から製品輸送までのガソリン量の評価
同上	家電品	製品アセスメントを実施
同上	パソコン	設計における部品生産, 使用, 廃棄の各段階での環境負荷低減に向けたアセスメント
同上	家電製品	自社が開発した手法による評価
同上	新製品	開発, 試作における材料等の評価
同上	冷蔵庫, 洗濯機	部品生産から廃棄までのCO ₂ 排出量評価
同上	電球型蛍光灯	エネルギー使用量, 水銀排出量
同上	新製品	使用する部品の環境負荷化学物質の含有量調査, 材料の省資源化率等の評価
同上	環境試験装置	設計段階から生産・使用・廃棄にいたるまでの環境負荷を評価
同上	ファクシミリ	使用段階から廃棄段階までの負荷(包装材の使用, 電力・電池・記録紙使用量)を評価
同上	モバイルエレクトロニクス製品	梱包用発泡スチロールの使用
同上	自動販売機, モーター	部品生産から使用段階までのCO ₂ 排出量の評価
同上	蛍光表示管	開発設計段階で, 省資源, 省エネルギー, リサイクル等について評価
同上	(記入なし)	製品アセスメント評価を本社サイドで実施・運用
同上	洗濯機	部品生産から廃棄段階までのCO ₂ 排出量を評価した
同上	二次電池	使用後のリサイクルを評価
同上	(記入なし)	プラスチックの再生可能材料使用率の評価, 製品の分解性評価, 発泡スチロール使用量の評価
同上	主な製品	ライフサイクルでのCO ₂ 排出量を評価
同上	自社設計機種	製品アセスメント
輸送機械	カーエアコン	地球温暖化への影響評価(比較検討)
精密機械	カメラ, 半導体装置, 電子画像機器	生産から廃棄までの評価
同上	(記入なし)	基礎開発段階での省エネを評価
電力・ガス・熱供給	(記入なし)	電源種別によるCO ₂ 排出量等を考慮した電源の構成
水道・廃棄物処理	管理型最終処分場	廃棄物の受け入れから浸出水の処理, 公共水域への放流にいたるまでの各段階において廃棄物及び水質の分析評価を行っている
対事業所サービス	(記入なし)	部品交換時期を統計的手法により算出し, 交換部材の削減を実施している
分類不明	(記入なし)	エコマーク製品の使用, 廃棄物のリユース・リサイクル化

4-3 4-1で3 (LCAを導入していない) をお選びの方にお聞きいたします。今後LCAもしくはLCA的手法を導入される予定がありますか。また, 導入される製品・サービスの種類と方法についてお答えください。

現在LCAを導入していない企業で, 今後「3年以内に導入を予定」している企業は16.8%で, 「5年以内に導入を予定」している企業は4.4%である。また, 「長期的課題」と回答した企業は18.6%である(図2-31)。

一方, 「導入する予定なし」と回答した企業は8.0%である。回答が最も多かったのは, 「検討中」であり, 30.1%を占めている。LCAを今後導入する予定の製品・サービスと評価方法について, 回答があった33社の記述は表2-2の通りである。

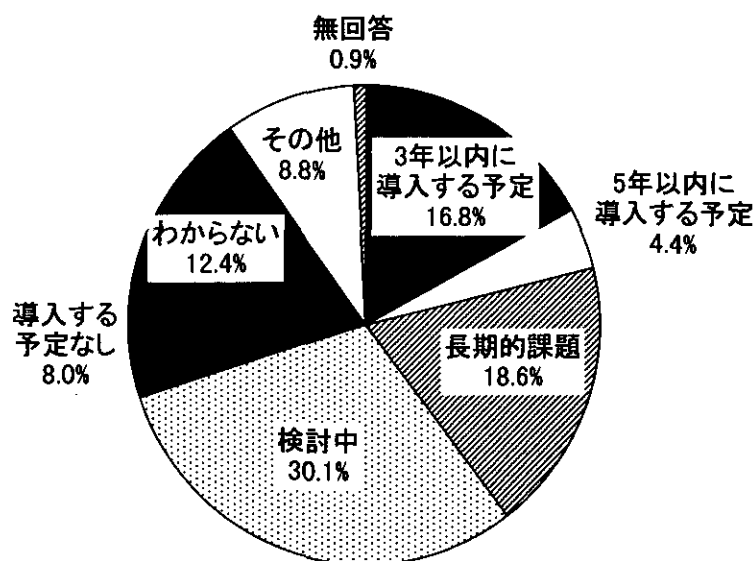


図2-31 今後のLCA(的手法)の導入予定 (n=113)

表2-2 LCAを導入する予定の製品・サービスの種類と評価方法 (4-3の記述回答, 33社)

業種	LCAを導入する予定の製品・サービス	評価方法
化学製品	(記入なし)	製品ごとのLCAを作成し、環境負荷の低減に役立てる
同上	エアコン等	部品生産から使用段階までにおける地球環境に及ぼす影響を製品設計に活かす
石油・石炭製品	(記入なし)	インベントリーの算出
その他2	タイヤ	原材料購入から廃棄まで
同上	自動車タイヤ	原料生産から使用、廃棄に至るまでのエネルギー消費量/CO ₂ 排出量を評価し、製品設計に活かす
金属製品	ガス機器	部品生産から使用段階におけるCO ₂ 排出量を評価し製品設計に活かす
一般機械	未定	未定
同上	建設機械	CO ₂ 排出量を評価し生産、設計に活かしたい
同上	冷凍機	開発設計における使用電力量の削減、廃棄時のリサイクル
電気機械	(記入なし)	生産工程における、特定化学物質の使用削減及び廃絶とリサイクル性の製品への導入
同上	(記入なし)	未定
同上	カーエアコン、コンプレッサー	部品生産から使用段階までの材料評価を行い、製品設計に活かす
同上	パソコン等	部品生産から使用・廃棄までを考慮したLCA手法を検討予定
同上	配電盤等の使用部品	省エネ性、リサイクル等を検討し、設計に導入
同上	TV	生産から使用の各段階のCO ₂ 排出量
同上	CRT/DY	原材料加工～生産～使用～廃棄に至るまでのCO ₂ 、NO _x 、SO _x の排出量を評価し製品設計に活かす
同上	コネクター	原料調達から納入までの流れにおいて、リサイクルの容易化、分解性の容易化の検討
同上	部品	生産段階におけるエネルギー使用量、廃棄物量
同上	コンピューター、オーディオ製品	部品採用から製造、流通、販売、廃棄の各段階における環境負荷を評価し製品設計に反映させる
同上	新製品開発	製品アセスメントを導入予定
同上	カラーテレビ用ブラウン管	部品生産から廃棄までのCO ₂ 排出量等を評価し、全プロセスにわたって改善
同上	カラーテレビ	部品生産から使用段階までにおける原油換算量を評価
同上	現在の製品	製法アセスメントの中にLCA手法を導入する
同上	磁気ディスク装置	部品調達から廃棄段階までの環境負荷の評価(具体策を検討中)
同上	実製品(最終的に全ての製品)	CO ₂ 排出量による環境負荷の新・旧製品の比較トライアルを実施中
同上	全ての製品	部品生産から使用段階までの製品環境負荷を評価し製品設計に活かす
同上	換気扇	部品生産から使用段階のCO ₂ の排出量を評価し製品設計に活かす予定
同上	電子交換機	(記入なし)

業種	LCAを導入する予定の製品・サービス	評価方法
同上	自動化製造設備	製造から廃棄までの環境影響を評価し設計に反映させる
同上	通信機器, 半導体製造装置等	CO ₂ 排出量を評価
輸送機械	車	資源採掘から廃棄までにおける環境負荷を評価し製品設計に活かす
同上	自動車	部品製造から使用段階までにおける全ての環境負荷を評価し, 製品設計に活かす
その他3	IC	設計・製造・販売におけるLCAを検討中

4-4 貴社がLCAを導入あるいは改善する場合、LCAの導入・改善に何が必要になりますか。
 当てはまるもの全てをお選びください。

今後、LCAを導入・改善していくために必要なもので回答が多かったものは、「標準的LCAのマニュアル」(71.3%)や「データベース」(62.4%)である。また、「環境インパクト評価手法の開発」(45.2%)や「LCA専門家の育成」(41.4%)も必要とされている(図2-32)。

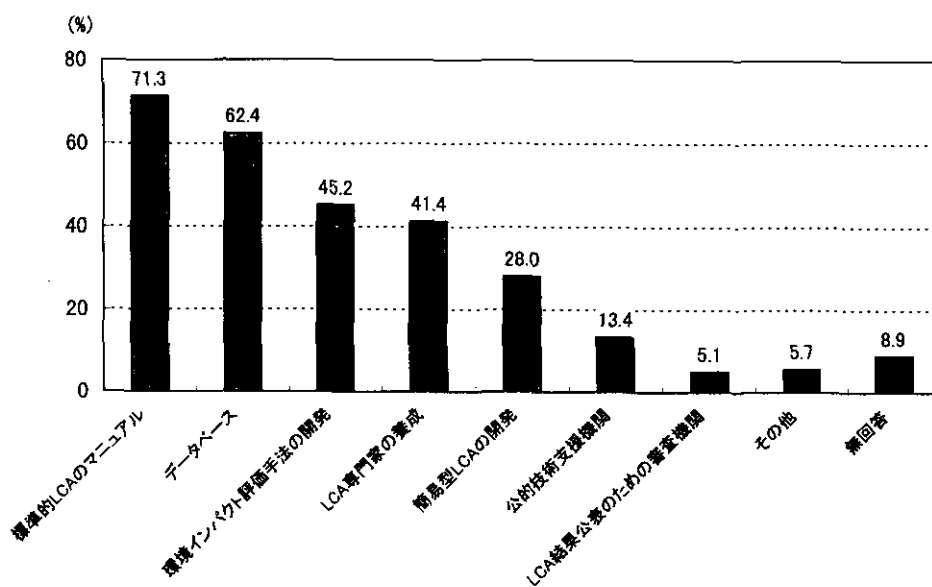


図2-32 LCAの導入・改善に必要なもの (n=157, 重複回答)

質問項目5. コミュニケーションについて

5-1 貴社は、取引先や消費者（周辺住民、NGO 団体を含む）と環境情報についてどのようにコミュニケーションを取られていますか。以下の中から当てはまるもの全てをお選びください。

図2-33にあるように、企業の取引先や消費者との環境情報に関するコミュニケーションの手段としては、「会社のパンフレット」（77.1%）を用いている企業が多い。このパンフレットに見られる一般的な傾向は、消費者が理解しやすいように、企業の環境方針や環境部等の組織図、企業活動におけるCO₂排出量の大きなデータなどに関して、図表を用いて説明していることである。この際、専門的な用語を用いないことが多い。

次に、コミュニケーションの手段として用いられているものは、「企業内の見学会等」（56.1%）である。

一方、コミュニケーションの手段としてあまり用いられていないものには、「意見箱」（0.6%）や「環境ラベル」（7.6%）、「環境報告書」（14.0%）などがある。特に、環境報告書は、一般的な企業のパンフレットよりも、内容がより専門的で、具体的数値が多い。また、EMASでは第三者によるチェックを受けた環境パフォーマンス評価の結果を環境声明書として公開する必要があるのに対し、ISO14001ではこれを要求していないことも影響していることが考えられる。

「その他」（13.4%、21社）の回答としては、環境方針を掲載した冊子が6社と多く、これ以外には「地域住民との情報交換会」（3社）など他の選択肢に類するものがほとんどである。

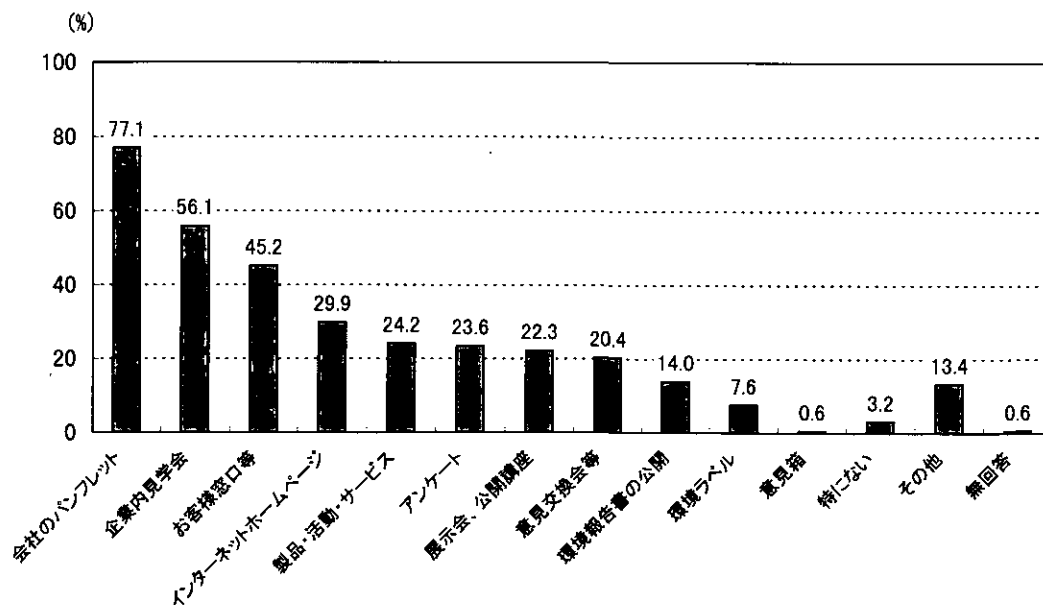


図2-33 取引先や消費者との環境情報におけるコミュニケーション手段 (n=157, 重複回答)

5-2 利害関係者とのコミュニケーションの手段として環境ラベルを用いることについて貴社はどのようにお考えですか。当てはまるもの全てをお選びください。

利害関係者とのコミュニケーションの手段としての環境ラベルとしては、図2-34にあるように、第三者の認証による環境ラベルである「タイプⅠ」と回答した企業が多い（51.0%）。

一方、企業の自己主張によるラベルである「タイプⅡ」（12.1%）や定量的な製品の環境情報の表示によるラベルである「タイプⅢ」（13.4%）に回答した企業はあまり多くなく、タイプⅠに比

べると、利害関係者とのコミュニケーションの手段として適切ではないとされている傾向がみられる。

なお、「その他」(5.7%, 9社)には表2-3に示した回答があり、統一的なラベルを望む記述などがみられる。

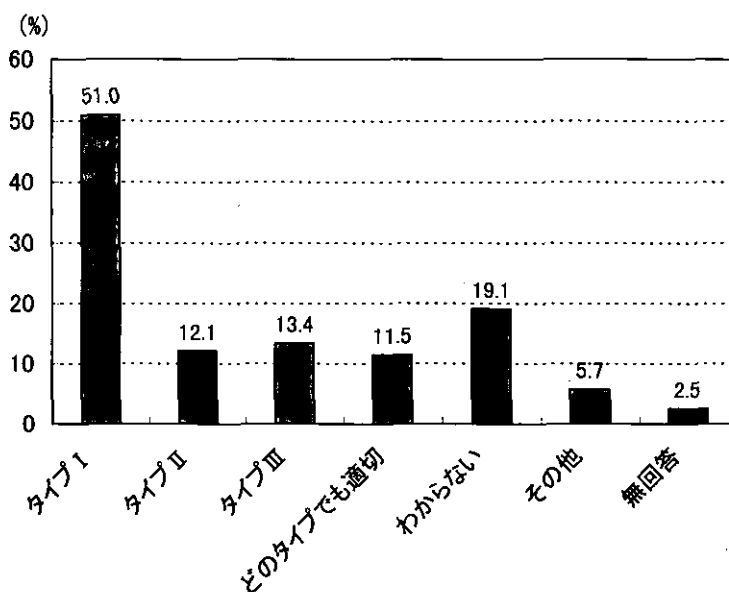


図2-34 利害関係者とのコミュニケーションの手段として適切と考える環境ラベル (n=157, 重複回答)

表2-3 利害関係者とのコミュニケーションの手段として適切と考える環境ラベル (5-2「その他」の回答, 9社)

業種	回答内容
金属製品	環境ラベルはTC207で引き続き検討中であるため、結果が出た時点で対応したい。それまでに使用することは混乱を生じる。
一般機械	工作機械に適した環境ラベルを考える必要がある
同上	業界団体の基準に適合(させる=著者注)
電気機械	タイプIIが適切と考えられるが、現在時期が早すぎる
同上	行政にて統一ラベルを作成し、認証取得企業にて使用权を認める
同上	判断基準が明確になり、統一されればよい
同上	国ごとにラベルが設定されており、対応に苦慮している
同上	ラベルの意図が適切に伝わり、理解されるのであればどれも有効
その他3	「〇〇メーカーの××は◇◇に非常に悪い」というような悪いものの公表もしていくべき

質問項目 6. 環境情報の公開について

6-1 貴社は環境情報の公開をどのような形で行っていますか。

* 公開とは、一般の人が自由に観覧・利用などができる状態にすることです。

環境情報の公開の手段としては、図2-35にあるように、「環境に関するパンフレット」が最も多く用いられており(47.8%),次に「会社案内等のパンフレット」となっている(31.8%)。また、「インターネット」を環境情報公開の手段として用いている企業もある(22.3%)。

一方、「企業の年次報告書」(5.7%)や「業界団体の刊行物」(7.0%),「報道機関・有料広告」(10.8%)を環境情報公開の手段としている企業はあまり多くない。

「その他」(20.4%, 32社)には、「個別の要望に応じて対応」が10社あるほか、広報誌、地域住

民との懇談会など回答がある。なお、「検討中」と「公開していない」という回答も、合わせて約20%にのぼっている。

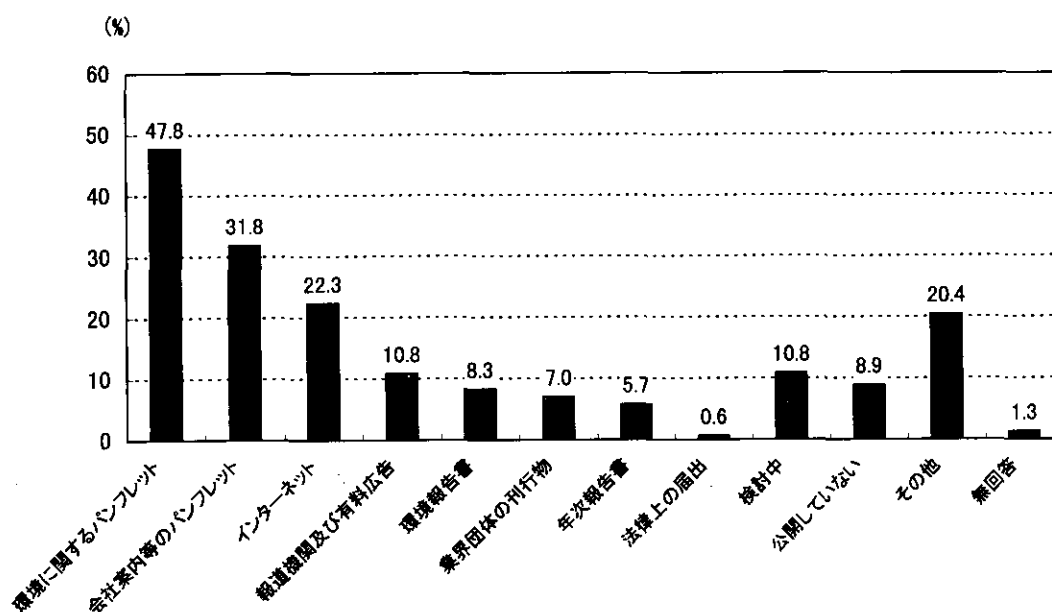


図2-35 環境情報の公開手段 (n=157, 重複回答)

6-2 6-1で1から7（年次報告書、環境報告書、法律上の届け出、業界団体の刊行物、環境に関するパンフレット、報道機関・有料広告）をお選びの方にお聞きいたします。以下の項目に関して、貴社が現在公開なさっているもの、今後公開する予定のもの、公開していないものについてお答えください。

ここでは、以下の24項目について、「社内に公開」、「社内・社外に公開」、「社内に公開予定」、「社内・社外に公開予定」、「公開していない」、「該当なし」のいずれかを尋ねた。

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 1. 環境目的 | 12. 廃棄物量 |
| 2. 環境目標（数値目標など） | 13. リサイクル率 |
| 3. 目標達成のための手段・計画 | 14. 内部監査結果の一部 |
| 4. 責任者 | 15. 内部監査結果の全て |
| 5. 環境マネジメント組織体制（組織図） | 16. 外部監査結果の一部 |
| 6. 環境マネジメントプログラム（目的及び目標を達成するためのプログラム） | 17. 外部監査結果の全て |
| 7. 環境パフォーマンス評価方法 | 18. 苦情及び問い合わせを受け付けている連絡先と担当者 |
| 8. 環境パフォーマンス評価結果 | 19. 利害関係者からの苦情の内容とその対応 |
| 9. 目標達成度 | 20. 見学会、展示会の紹介 |
| 10. 製品の原料調達から廃棄・リサイクルまでの各段階における環境負荷量 | 21. 公開講座の紹介 |
| 11. 企業活動における部分的な環境負荷量 | 22. 環境保全に関するコスト |
| | 23. 社員のボランティア活動の内容 |
| | 24. 環境保全への寄付 |

図2-36にあるように、環境情報の公開は、全体的に社内のみ公開している傾向にある。特に、

「目標達成度」(77.4%)、「環境マネジメントプログラム」(目的及び目標を達成するためのプログラム)(74.5%)、「内部監査結果の全て」(71.7%)、「内部監査結果の一部」(68.9%)、「目標達成のための手段・計画」(67.9%)などを社内に公開している。

また、社内・社外に公開している項目で多かったのは、「環境目的」(62.3%)、「見学会、展示会の紹介」(50.0%)、「環境目標」(44.3%)、「環境マネジメント組織体制」(42.5%)、「責任者」(39.6%)などである。「見学会、展示会」を除けば、社外にまで公開可能な項目は主としてISO14001の要求事項があげられ、なかでも環境目的や環境目標のような宣言に近いものに限られている。

一方、あまり社内・社外に公開していない項目には、「内部監査結果」や「外部監査結果」、「製品の原料調達から廃棄・リサイクルまでの各段階における環境負荷量」、「環境パフォーマンス評価方法」、「環境パフォーマンス評価結果」である。内部監査結果や外部監査結果は社外に公開しないだけでなく、社内にも公開しないという回答が2割近くある。加えて、環境負荷量や環境パフォーマンス評価は「該当しない」とする回答が1割から3割近くあるが、これは評価自体行っていないことを示すものとみられる。

その他に、自由記入欄で「環境方針」(12社)などを公開しているという回答がある。環境方針については選択対象になかったため、実際にはより多くの企業が公開していることが予想される。

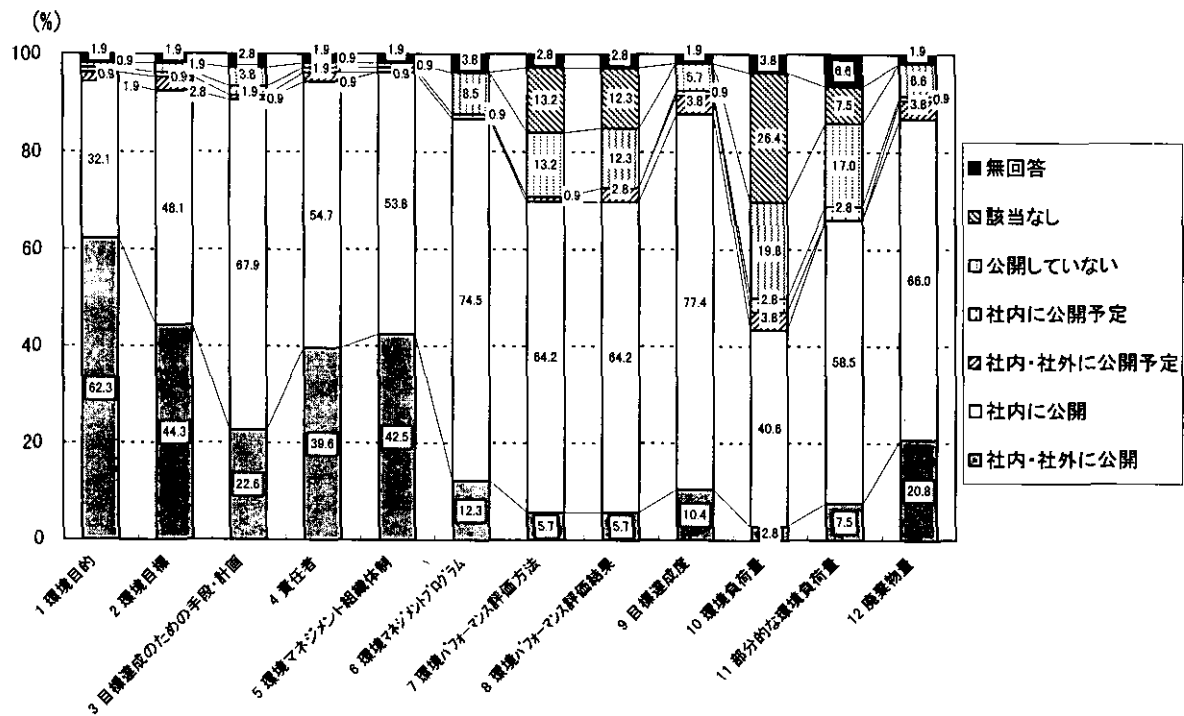


図2-36 環境情報の公開状況 (n=106)

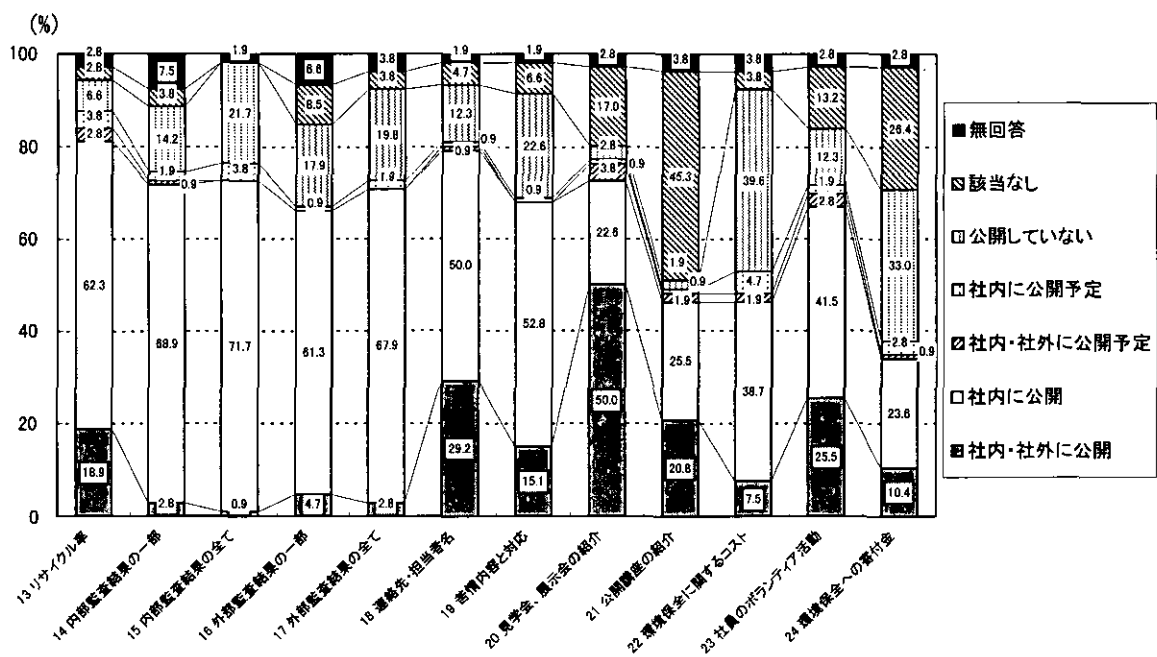


図2-36 環境情報の公開状況 (つづき) (n=106)

質問項目 7. 環境保全に関するコストについて

7-1 貴社はどの程度まで環境保全活動に資金を投入されていますか。以下の中から1つだけお選びください。

環境保全活動への資金投入に関しては、「企業活動による環境負荷を低減できるところまで」という企業が43.3%であり、次いで、「経営に影響を及ぼさない程度まで」という企業が38.9%となっている (図2-37)。このことから、企業は環境負荷を低減させるのに積極的な傾向がある一方で、経営にマイナス影響がでない程度の環境保全活動をしている企業もあることがわかる。

また、「法規制を遵守するところまで」という、規制遵守による環境保全は9.6%と少ない。

さらに、「その他」(5.1%, 8社)には、「自社の環境目標を達成できるところまで」(3社)などの回答がある。

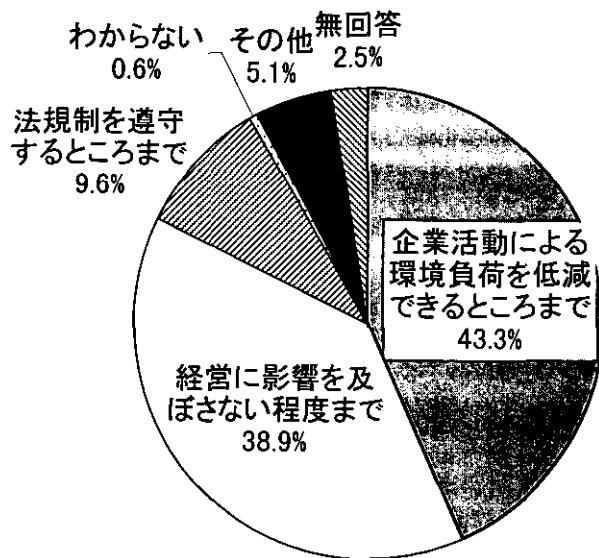


図2-37 環境保全活動に資金投入できる程度 (n=157)

7-2 貴社の環境保全への投資額の公表に関するお考えに近いものを、以下の中（図2-38の回答参照）からお選びください。

* 公表とは、世間に知らせるようにすることです。

環境保全への投資額の公表については、図2-38にあるように、「公表は当然なので公表している」(3.2%)、「社会的信頼を得るために公表をしている」(2.5%)、「環境保全活動への貢献を示すために公表している」(1.9%)のように、理由の如何を問わず、企業が自ら投資額を公表している割合は合わせても1割に満たない。

また、「利害関係者等から要求されれば公表する」という条件つき公表は、全体のおよそ3分の1である。

一方、「内部情報なので公表できない」(10.8%)と「基準が明確になってから考える」(36.3%)は合わせると47.1%であり、約半数の企業は現時点で公表しないとしている。

「その他」(6.4%, 10社)としては、「総額のみ公表」などが3社、「環境保全に関するコストを把握できない」などが3社あった。特に後者の回答には、環境保全への投資額がどこまでの範囲を指すかに関する記述もみられた。

このことから、企業は、社会的信頼を得たり環境保全への貢献を示すために、環境保全への投資額を公表する必要性は薄いと捉えている、あるいは質問7-3にあるように、環境保全に関するコストを管理するシステムをまだ確立していないため回答できないことが考えられる。

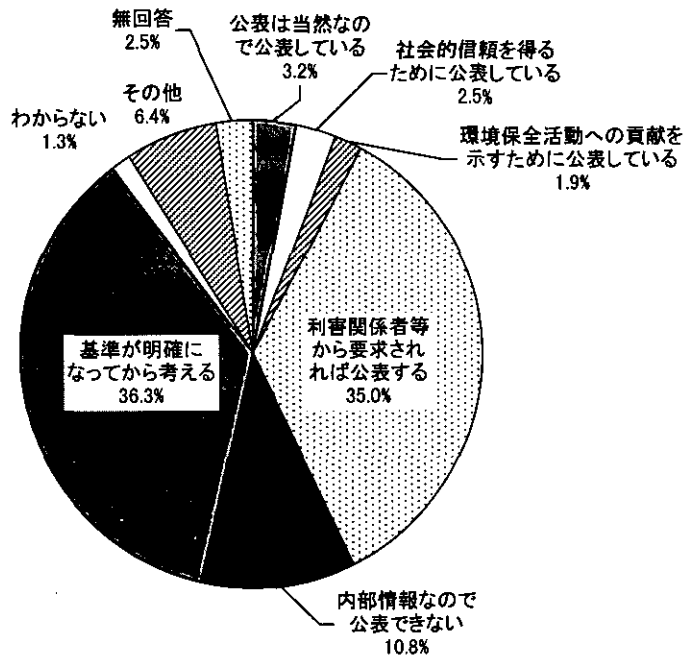


図2-38 環境保全への投資額公表に関する考え (n=157)

7-3 貴社は、環境保全に関するコストを管理するシステムをお持ちですか。

図2-39にあるように、「環境保全に関するコストを管理するシステムがある」と答えた企業は26.8%でやや少ない。一方、「システムがない」「検討中」と答えた企業はともに35.7%となっており、あわせて7割以上の企業が環境保全に関するコストを管理するシステムを有していないことがわかる。

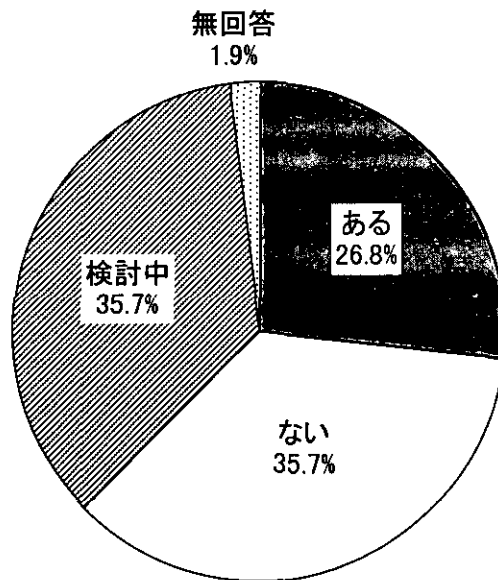


図2-39 環境保全に関するコスト管理システムの有無 (n=157)

7-4 7-3で1（環境保全に関するコストを管理するシステムがある）をお選びの方にお聞きいたします。以下の項目における貴社の費用・人数について、さしつかえのない範囲でお答えください。

ここでは、以下の11項目について、1990年の実績・人数、1997年、2000年の予算額・人数について質問した。また、ISOのEMSを導入するために掛かったコストについても質問した。

対象企業（環境保全に関するコストを管理するシステムがある企業）は157社中42社（26.8%）であったが、対象企業を超える60社がこの質問に何らかの回答をしている。

なお、ここでは、部分的な回答しか得られなかったため、回答は省略する。

7-5 貴社の環境保全に関するコストの総額は、売上総利益の何パーセントを占めていますか。

図2-40に示すように、環境保全に関するコストの総額は、「売上総利益の1%未満」の企業が18.5%となっており、約5%以下の回答で過半数を占めている。

なお、質問7-3では環境保全に関するコストを管理するシステムを有しない企業が7割以上あるのに対して、この質問では無回答が35.7%に過ぎない。回答をみると、システムを有しない企業も相当数が環境保全コストの割合を概数で答えているとみられた。加えて、反対にシステムを有する企業でもこの質問に無回答である場合もあった。

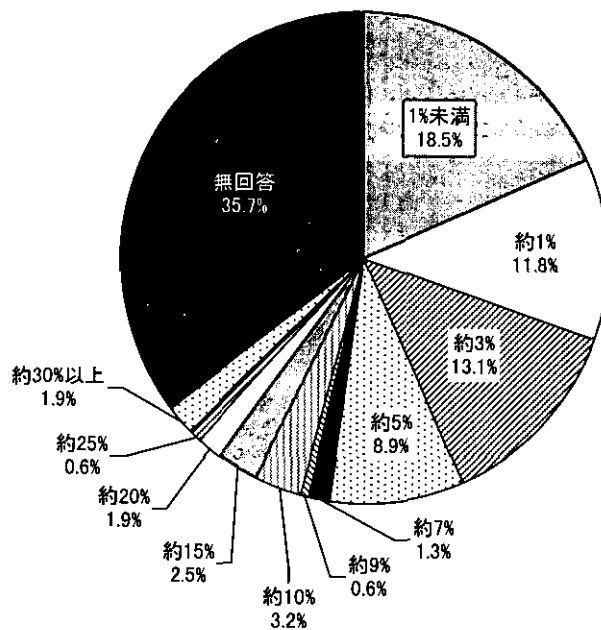


図2-40 売上総利益における環境保全に関するコストの割合 (n=157)

7-6 環境税の導入に対する貴社のお考えに近いものを以下の中からお選びください。

この質問には、8社が重複回答されており、これを認めて集計している。

図2-41にあるように、環境税の導入に対しては、「環境保全のために目的税化されなくても賛成」という、無条件で賛成の回答は2.5%とごく少数である。ただし、「環境保全のために目的税化をするのであれば賛成である」(34.4%)や、「法人税の引き下げとセットで導入されれば賛成である」(24.2%)のような条件つき賛成を合わせると、環境税の導入に肯定的な企業はおよそ

6割に達している。

一方、「環境税の効果が不確定なので反対」(20.4%)、「負担が大きくなるため反対」(1.9%)のように、環境税の導入に反対と回答した企業も2割以上あり、14.6%は「わからない」としている。また、「その他」(5.7%、9社)の意見を表2-4に示す。

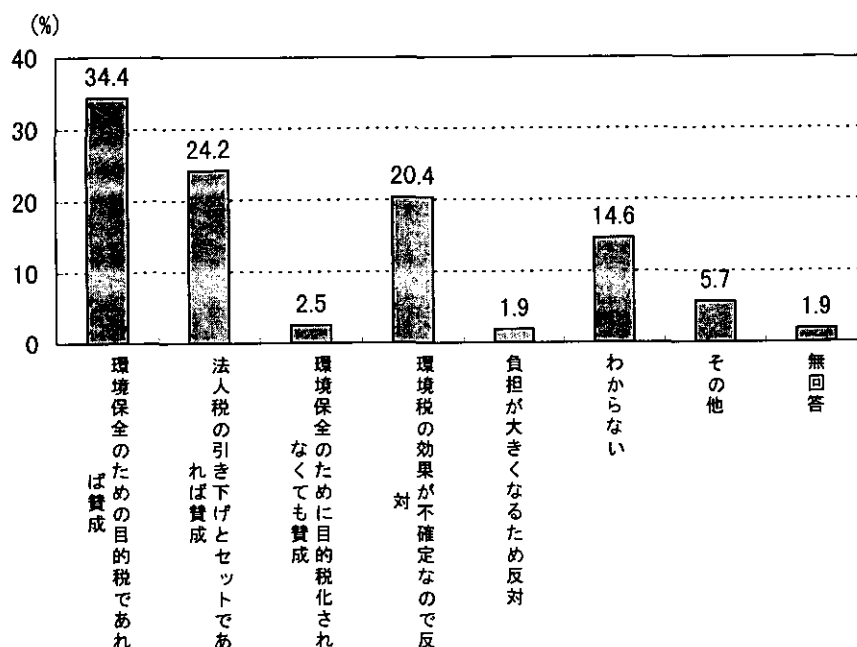


図2-41 環境税の導入に対する考え (n=157, 一部重複回答あり)

表2-4 環境税の導入に対する考え (7-6「その他」の回答, 9社)

業種	回答内容
化学製品	日本国内だけで競争していない。世界規模で導入するのであれば考えられる。世界共通の枠組み作べき。
石油・石炭製品	行財政改革を行うべき
一般機械	環境税の内容が不明確なため、回答不可
電気機械	現在の企業によるCO ₂ 削減により、国として5%削減が困難であるなら賛成
同上	温暖化問題をはじめ、環境問題の現状を考えると反対できない
同上	規制的手段と経済的手段のベストマッチングが必要
輸送機械	賛否は環境税の内容による
電力・ガス・熱供給	導入に関する総合的検証が不十分であり、現状では判断できない
同上	税収の効果的便途及び税制導入に伴う環境負荷の低減等について検討すべき事項が多い

質問項目8. その他

8-1 ISOのEMSの導入により、貴社は地球・地域環境問題の改善にどの点で貢献できるようになったと思われますか。当てはまるものを3つお選びください。

図2-42にあるように、EMSの導入によって、特に地球・地域環境問題の改善に貢献している点は、「廃棄物量の抑制」(63.3%)や「社員の環境意識の向上」(58.6%)である。また、「CO₂の排出量・エネルギー使用量の抑制」(39.8%)や「リサイクルの促進」(34.4%)も主な項目にあがっている。

一方、「環境情報の公開」(4.7%)、「環境問題に関する公開講座の実施」(1.6%)、「環境負荷の低

いサービスの提供」(1.6%)などの項目を選択した企業は少ない。特に、環境情報の公開については、ISO14001では環境情報の公開が義務づけられていないため、このような結果になったことが考えられる。

「その他」(3.9%, 6社)としては、表2-5に示す回答があった。

このような結果から、企業は、ISOのEMSを導入したことにより、廃棄物やエネルギー使用量の削減や社員の意識向上を図ることができたが、環境負荷の低い製品やサービスの提供までには至ってないと認識されていることがわかる。

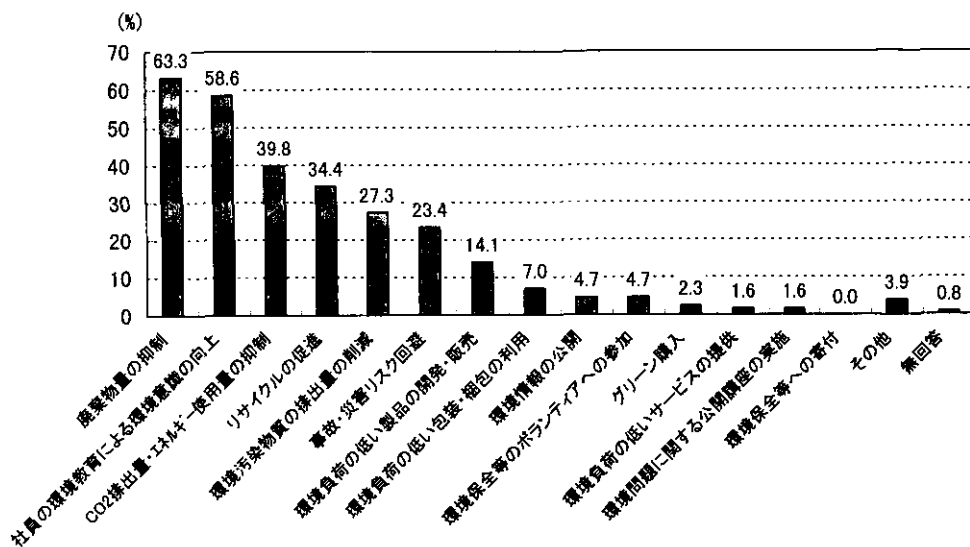


図2-42 EMSの導入によって地球・地域環境の改善に貢献している点 (n=128, 3つまでの重複回答)

表2-5 EMSの導入によって地球・地域環境の改善に貢献している点 (8-1「その他」の回答, 6社)

業種	回答内容
化学製品	まだISO導入から日が浅いので効果は不明
同上	元々RC(レスポンシブル・ケア)を推進していたため、ほとんど変わらず
電気機械	EMSの体系的構築
同上	下請け・協力会社に対する環境意識の向上
その他3	公共団体、マスコミのセミナー、特集への協力

8-2 貴社は、消費者(利害関係者)の環境問題に対する意識を向上させるために何ができると思われますか。当てはまるものを2つまでお選びください。

図2-43にあるように、企業が消費者の環境問題に対する意識を向上させるためにできることとして、「環境負荷の低い製品・サービスの提供」(59.3%)、「環境保全に関する企業活動や技術の見学会等」(32.4%)、「環境情報の継続的な公開」(30.3%)などの回答がある。

一方、「環境ラベル商品の増加」(6.2%)、「環境問題の公開講座の実施」(5.5%)の回答数は少ない。

「その他」(3.4%, 5社)としては、表2-6に示す回答があった。環境負荷の低い製品・サービスの提供や情報公開が消費者の意識向上に貢献できることとして上位にあげられているのは、質問8-1に対する回答と対照的である。

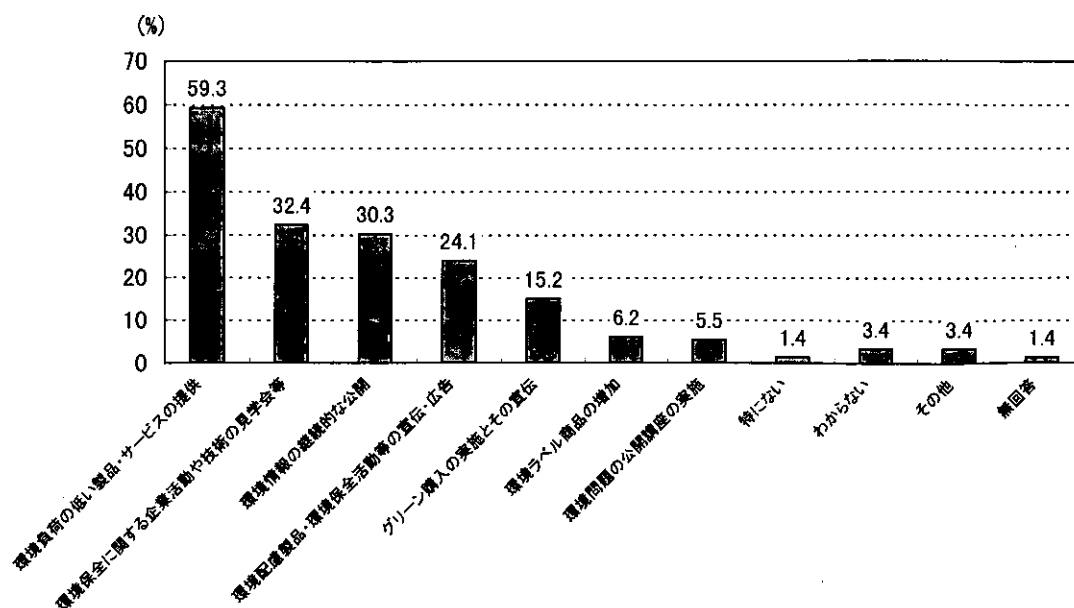


図2-43 消費者の環境意識を向上させるためにできること (n=145, 2つまでの重複回答)

表2-6 消費者の環境意識を向上させるためにできること (8-2「その他」の回答, 5社)

業種	回答内容
電気機械	環境コンサルタント (としての活動=著者注)
同上	環境負荷低減活動を支援するツールの提供
同上	一企業だけが社会的使命としてISO14001を取得し取り組んでも、行政その他が何のことも理解できない状態では従業員を通じての意識向上ぐらいしかできない
同上	環境問題に対する啓蒙活動
その他3	部品メーカーなので消費者には見えない

8-3 地球環境・地域環境問題の改善において、市民・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズムとは何でしょうか。

地球環境・地域環境問題の改善において、市民・企業・行政の役割については記述式とした。

「市民の役割」では124社から回答があり、「生活の中で環境に配慮した行動」など(38社)や「環境意識の向上」など(31社)のように、行動と意識をあげたものが多い。具体的な行動内容としては、環境配慮型製品の購入をあげた回答が28社あるほか、ごみの削減や分別、省エネなど家庭でできるものが多くあげられている。この他、企業などに対する監視や、費用負担、消費の抑制という回答もわずかにみられた。

「企業の役割」では同じく124社から回答がある中で、「事業活動における環境負荷の低減」など(38社)や「環境に配慮した製品・サービスの提供」など(36社)のように、企業の活動や製品の提供の中で環境負荷を低減させる役割を回答したものが多い。この他に、ISO14001の認証取得(9社)や環境マネジメントシステムの確立(8社)、情報の提供(8社)、法の遵守(6社)などの回答もあった。

「行政の役割」としては123社から回答があり、「市民・企業への指導」など(26社)、「市民・企業の役割をサポート」など(24社)のように、市民や企業に対する指導や支援の役割を期待するものが多い。また、「法規制」(22社)をあげた回答には、規制の緩和と強化がともに記され、環境保全の妨げにならない、より明確で実効力のある法規制が求められている。この他には、循環型

社会のしくみづくりのように社会システムに関するものが13社、情報提供が12社、財政措置などが9社、行政自身がISO14001を認証取得することが3社、などである。

また、図2-44にあるように、地球・地域環境問題の改善における市民・企業・行政の役割を果たすために必要なメカニズムには、「市民・企業・行政相互間の環境行動における援助」(50.3%)や「グリーン購入促進のためのメカニズム」(49.7%)、「包装容器・製品のリサイクル・リユース促進のための制度」(49.7%)、「環境税等の経済的手法を用いた環境保全型市場メカニズム」(46.3%)があがっている。

一方、「デポジット制度」(14.1%)や「市民・企業・行政相互間の環境行動における監視」(15.4%)、「法規制の強化」(17.4%)に回答した企業は少ない。

「その他」(7.4%, 11社)としては、表2-7に示す回答がある。

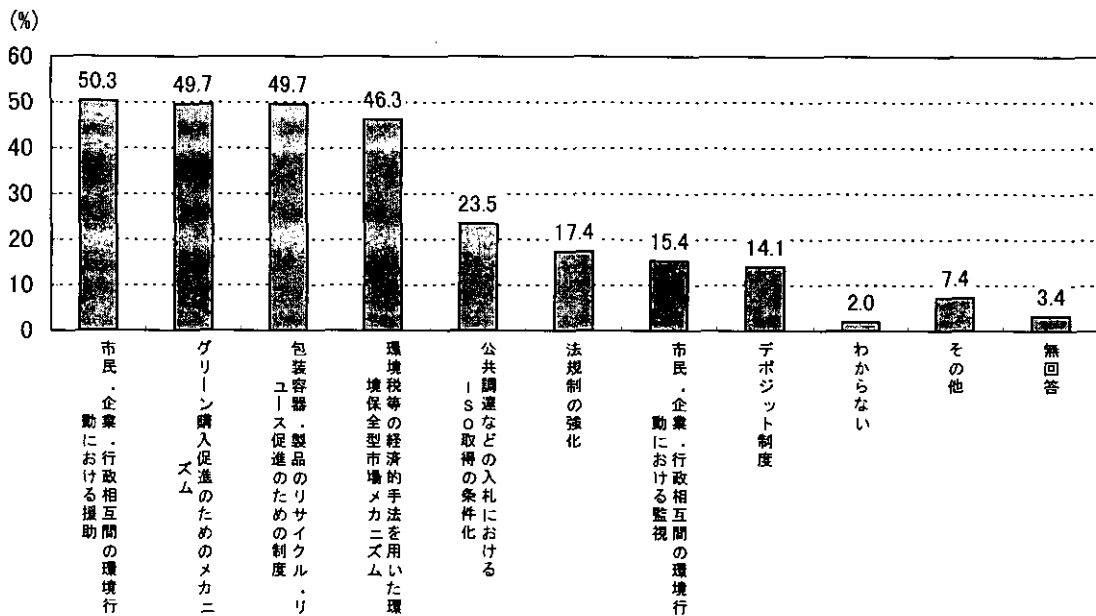


図2-44 地球・地域環境問題の改善において市民・企業・行政が役割を果たすために必要なメカニズム (n=149, 3つまでの重複回答)

表2-7 その他の市民・企業・行政が役割をはたすために必要なメカニズム (8-3「その他」の回答, 11社)

業種	回答内容
化学製品	製品や廃棄物のリユース・リサイクル事業の自由化, 規制緩和
一般機械	行政による再生紙等(リサイクル製品など)の使用強化による市場拡大
同上	自主的行動の促進
電気機械	行政自身がISOを認証取得する
同上	環境教育
同上	トップダウンの原理, 明確な行政指導
同上	改善計画とその確実な実施
同上	意識向上のための教育プログラム
同上	国際規格化による同じ土俵での対応
同上	環境影響評価制度の拡充
電力・ガス・熱供給	市民の生活スタイルを変えらるること

質問項目 9. 持続可能な社会構築のために、貴社が工夫なされている点、その他ご意見等がございましたら、下記の自由意見欄にご記入ください。

以下の回答が得られた (表2-8)。

表2-8 自由意見 (質問項目 9 の記述回答, 47社)

業種	回答内容
パルプ・紙・木製品	自社は創立以来、古紙を再生し、トイレットペーパー、ティッシュペーパーを製造している企業ですが、最近パルプ商品のシェアが増加したため、古紙製品が低下している。ISO14001を取得したが、今後再生紙を増加させるためには行政の力が必要ではないかと感じている。
化学製品	自社はレスポンシブルケアの推進の一環として ISO14001のシステムを導入していくという方針である。
その他 2	自社の業務はフィルムの再資源化と銀の回収であり、地球温暖化防止にもなる。
非鉄金属	①平成 5 年に策定した環境保護行動指針 (環境ボランティアプラン) を基本に、各事業所の状況を加味して活動を推進している。②地球温暖化防止対策 (省エネ活動) は、企業にとって生産活動そのものを支配する重大な、困難な問題である。具体的な施策、政策について議論すべきで、目標数値だけを決めても実行はともなわないと考える。③環境活動における各部門の枠組み等。廃棄物、リサイクルにおける分別等の周知等、環境保護・保全活動における具体的教育等が必要である。
一般機械	ボランティアプランを策定し、地球環境保全活動に前向きに取り組んでいる。
同上	①「環境は小さな改善の積み重ね」を実践しており、社員一人の小さな改善が重要だと考える②廃棄物は徹底した分別回収を行い、その一つ一つへのリサイクル方法、廃棄方法を標準化し、実践している。
同上	①省エネ：省エネ型の設備の更新と新設②有害物質の排出抑制 (大気、水質、廃棄物) ③廃棄排出物の再資源化。
同上	製品に係るリサイクルに注目し、活動している。
同上	製品アセスメントの導入、有害物質の全廃・代替物質の導入、廃棄物の分別管理、リサイクル資源の拡大。
同上	できる範囲内の環境改善計画を立て、継続的に活動していきたい。社内教育を励行し、全員参加で継続的に環境改善に協力する。
同上	リスクポイントでの評価による改善 (著しい環境側面として取り上げるハードルを下げ、そのための改善活動を行う)。
同上	①廃棄物の削減を目標として取り組んでおり、近い将来にはゼロエミッションを実現したい。②売上高比 CO ₂ 排出量については、2000年には90年比で20%削減を目標に取り組んでいる。③法規制遵守については法規制値より厳しい社内基準を設定し、管理している。
同上	会社で実行している項目を、100人の社員が家庭でも実施することによって、その活動効果は100倍になる。環境保全の第一歩は、「誰もが実行できること」から、スタートすることが大切であり、持続する秘訣である。
同上	①電力削減→昼休み消灯、電力メーターによる使用量チェック②紙削減→コピー用紙 (裏紙使用)、電子メール化③水削減→水道メーターによる使用量チェック、冷却水のリサイクル化④紙屑の分別回収→グリーンボックス設置⑤廃油削減→水溶性切削油の廃水処理⑥エアリークの低減→チェックシートによる点検。
同上	とにかく行政の指導が大切。行政が表に立って、A社の廃棄物はB社の原料で、B社の廃棄物はC社の原料となるような、リサイクル社会、ゼロエミッション社会の方向に指導すべきではないか。行政がリーダーシップを取らなければ実現しない課題である。
同上	国・地方公共団体はもっと活動を進めるべき。グリーンコンシューマー型に移行し、環境に配慮している市民・企業に力を貸すべき。自社は全てを社外に見せられるオープンな企業となるよう努力を進めていく。
同上	①毎年 6 月、11 月を環境向上強化月間と位置づけて活動している②従業員から環境に関する標語、ポスターを募集し掲示している。
同上	リサイクルに関する企業・団体に関する情報を提供してくれる相談窓口の設置を希望。リサイクル化するには、ある程度まとまった数量が必要だが、一企業ではまとめるのに時間が掛かりすぎ、プールしておく場所もないため、産廃として処分しているケースが多い。この解決策を行政が検討してほしい。
同上	このようなアンケートが生かされてよかったという実感が無い。
同上	従業員、地域社会に迷惑をかけない (災害の防止)、及び環境負荷の少ない製品づくり、製造プロセスの確立。

業種	回答内容
電気機械	①自社グループとして海外工場を含め ISO14001認証取得を強力に推進している②環境負荷低減のため自主推進目標を決め、2000年を目標年度とし推進中③全社的な EMS 構築強化のため役員をトップとした安全環境室を設置。
同上	企業といえども、最終的には個人（従業員）レベルの環境に対するモラルの向上が最重要であると判断しており、環境モラルの教育、特に廃棄物、省エネ、省資源の活動に力を入れている。
同上	2010年以降、廃棄物をなくすため、2000年までにサクセスストーリーを作成する。ISO14001を他社へ紹介し支援する。
同上	環境管理活動を効率的に実施するために ISO14001を活用している。中小企業の対応できる範囲で、この ISO14001のシステムを活用していくことが改善への近道であるように感じている。
同上	地球環境保護の観点から、環境負荷低減活動として廃棄物の削減、リサイクルの促進や有害物質の排出抑制をにらんだ調査・検討を展開している。
同上	地球環境問題は、一企業、一国の問題でなく、私達人類の利己（エゴ）に帰着するという命題でもある。特に、消費先進国自らが率先して“持続可能な縮小による地球資源循環型社会”の実現を目指す国策のリーダーシップを発揮しなければ手遅れになる。
同上	地域調和型企業を目指し、社員一人一人が社会貢献できる活動を実施している。例：富士山の一斉清掃参加、アルミ缶回収による車椅子寄贈、工場周辺、最寄り駅の周辺の清掃など。
同上	①全事業所で1998年末までに ISO14001規格の認証取得を推進中②環境問題にはあらゆる活動を通じて貢献する（当然、環境政策への協力。組織の行動基準として実施）。③環境関連の技術及び製品を開発することにより社会に貢献する。
同上	使用済み製品の回収、リサイクル率の向上の業界活動に参加し、またリサイクル材料の使用量を拡大している。リサイクルする廃棄物の収集、運搬、処理に対する規制が緩和されることを望む。
同上	従業員への意識向上、定期的環境教育の実施。
輸送機械	①自社の2005年ビジョン策定による企業活動のあるべき姿の明確化②自社「エコプロジェクト」の推進（「環境取り組みプラン」を公表し、中長期目標の設定と取り組み計画の推進、オピニオンリーダーを対象とした「環境フォーラム」の実施、国内・海外事業体の EMS 構築と外部認証を99年までに取得推進、エコプロジェクト推進状況をメディアを通じて社会へアピール、環境保全の啓発用 TV 番組の提供）③社会貢献活動の積極的推進④子会社、グループ各社、関連仕先との環境保全に関する研究会、連絡会等の実施。
精密機械	官の担当者の ISO14001への認識が薄い。
同上	環境に対してはハード的、ソフトの対応のいずれも必要であるが、従業員一人一人が行動に表わせるよう、朝礼等も活用し、細めに意識付けを図っている。
同上	自社の全事業所で登録に向けて活動中、ISO14001を環境保全の手段としてパフォーマンスを達成。
同上	欧米に比べ、日本で欠けているのは市民・企業・行政の環境意識が低いと考える。持続可能な社会を構築するためには、まずこの部分を強化すべきと考える。
同上	切削切粉（鉄、アルミ、黄銅、ステンレス等）の圧縮化及び切削油のリサイクルに重点を置き、環境改善を行った。
その他3	公共団体はもっと企業の環境負荷低減活動に協力するべき。役人の知識が低すぎる。リーダーとして、市民・企業へ指導できるよう要望したい。
同上	環境問題と EMS は根底の理念が違い、資源・エネルギーといった経済活動のテーマを環境問題として扱うことは、ロジックとして危険である。もっと広くスタンダードな EMS 導入メリットを訴える方が増えることが必要である。
同上	①課題の整理と関連性の明確化（因果関係をわかりやすくまとめる）②身近なできそうなものについて目標（値）を定める③行政・企業・市民等の責任範囲（実施分担）を明確にする。
同上	行政の対応に問題がある①法の整備（特に廃掃法の廃棄物の区分等）②はっきり文書化せず指導が多く、社内で文書化しているものの、根拠性に欠ける③このようなアンケートが各機関から出されているが、一本化してほしい。
同上	廃棄物のゼロエミッション化で、自社は対応しているが、有効利用先を探し出すのが困難である。ここで行政の出番があるわけであり、東北ブロック等のリサイクル企業ネットワークを構築する必要がある。
同上	地域の環境、自然環境、地球環境に対する的確な情報を提供していく必要がある。とりわけ産業は規制で対応できる部分があるが、不特定の発生源である一般生活者の意識改革が急がれる。例えば、朝シャン、RV 車、ゴルフ熱、グルメ、温室野菜等どれをとっても環境への負荷を増やしている。その分、他の生物の生活圏は侵され、生態系は破壊されつつある。まさに、人類はガン細胞と化していることを認識していかなければならない。

業 種	回 答 内 容
電力・ガス・熱供給	①都市ガス使用におけるエネルギー利用効率を2010年において18%向上②ガス機器の設計、製造において、廃棄物の減量と再資源化に有利な材料の使用や解体、分別を容易にするエコデザインを導入③社内で使用する紙や事務用品について環境にやさしいグリーン購入を導入④生ごみリサイクルへの取り組み。
水道・廃棄物処理	ISO14001の取得は金が掛かり、難しいと誤解されている。経営者の理解と推進者があれば難しくはない。取得している企業からアドバイスをもらうのも一つの方法。大小を問わず、全企業が取得することが環境の向上への近道。
商 業	社有林（落葉広葉樹トネリコ13万本）の育成を行っている。プラスの環境側面として今後も継続していきたい。
対事業所サービス	個人別に目標を立てて実行し、評価している。
同 上	企業の中に取り込む際に、持続可能な社会構築のためにEMSがあるのではなく、EMSはその方法の1つにすぎないことを押さえていなければならないと感じる。

2.4 まとめ

(1) 企業の ISO14001 への対応と環境行動

企業による ISO14001 への取り組みは、1996年9月の ISO14001 発行に先駆けて開始されているとみられる。1997年は毎月ほぼ5～20社の割合で審査登録が行われている。

ISO14001 を認証取得した企業は、中小企業よりも大企業に多い傾向がみられた。また業種については、電気機械をはじめとする製造業が目立つ。

企業が、ISO14001 を導入するにあたって新たに対応したことは、企業活動による環境への影響の特定や環境方針・目的の設定、そして環境マネジメント全体を経営者が見直しするシステムの構築である。さらに、内部監査を新たに取り入れた企業も多く見られた。

その一方で、環境負荷量や廃棄物の削減、製品の生産方法などの具体的な行動は、ほとんどの場合が既存の対策を改善した、あるいは既存のままであることがわかった。

また、ISO14001 導入の利点として、「企業イメージの向上」が1番目にあがっていることから、外部への信頼をより高めることを ISO14001 認証取得の目的としている傾向があることがわかる。次いで、「社員モラルの向上」や「環境負荷量の削減」が ISO14001 の利点としてあがっていることから、企業活動による環境への影響を低減させるとともに、環境への意識が高まったことがうかがえる。

(2) 環境パフォーマンス

環境パフォーマンスに関しては、主に大気系への放出と原材料及び天然資源の使用における管理の程度について調査した。まず、大気系への放出に関しては、大気汚染防止法の規制の対象となるばい煙発生施設がある企業は71.3%であり、その6割以上が、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物に対して排出基準以上の管理をしている。また、有害大気汚染物質（中央環境審議会答申を受けて環境庁が示した22種類の優先取り組み物質）を排出している企業（43.9%）では、自主的に排出基準を定めて管理している場合が多い。さらに、その他に数値目標をたてて管理している項目は、CO₂（64.3%）、化石燃料（52.2%）、紙（48.4%）となっている。

(3) 利害関係者とのコミュニケーション

利害関係者（取引先、消費者、周辺住民、NGO など）とのコミュニケーションの手段としては、会社のパンフレットが用いられる傾向がある。このパンフレットの内容は、企業の環境方針や組織図などについて記載されているが、環境負荷量（大気汚染物質、水質汚濁物質等）に関する詳細なデータが記載されていることは少ない。ただし例外として、多国籍企業の一部は、環境負荷量の経年変化や製品の生産方法などについて詳細に記載しているところもある。

また、企業が消費者の環境問題に対する意識を向上させるためには、環境情報の公開よりも環境負荷の低い製品・サービスを提供することであると考える傾向がみられる。

この理由として考えられることは、ISO14001 では、ヨーロッパで普及している EMAS のように環境情報の公開を要求事項としてあげていないためであろう。さらに、日本の消費者は、環境に配慮した製品よりも価格の安い製品を重視する傾向にあり（地球環境とライフスタイル研究会、地球環境をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響 [消費者編] 1996年3月）、このことから企業は、消費者への詳細な環境情報の公開を最優先にはしていないことがうかがえる。

しかし、企業が利害関係者から信頼を得て、コミュニケーションを円滑にさせるためには、環境負荷の低い製品・サービスの提供のみならず、利害関係者への環境問題に関する情報や認識の

共有化という観点から、製品・サービスに関する環境情報の公開も不可欠になってくるものとみられる。

(4) 地域環境・地球環境問題の改善における市民・企業・行政の役割と今後の課題

市民、企業、行政それぞれの役割として、「環境を配慮したライフスタイルへの変換」、「環境負荷の低い製品・サービスの提供」、「市民・企業の役割をサポートし、リーダーシップをとる」という回答が得られている。すなわち市民に対しては、環境問題に対する知識を得たうえで、家庭内で使用しているエネルギーの節約や、ごみの削減・分別、そして環境負荷の低い製品の積極的購入などを、ISO14001を認証取得した企業は期待している。

企業の今後の課題としては、環境負荷の低い製品・サービスの提供と、そのための技術開発、利害関係者への環境情報の公開である。さらに、環境パフォーマンスの自主的評価と継続的な環境パフォーマンスの改善を行っていきける環境マネジメントシステムの構築も長期的な課題といえる。

行政に対しては、市民・企業の役割をサポートするための情報・資金提供と啓蒙活動、そして環境に配慮している企業への優遇措置制度の策定を求めている。特に優遇措置制度に関しては、本アンケートの回答者の98.1%が、今後もISO14001を更新登録していくつもりである一方で、ISO14001審査登録の費用が高いと考えているため、早急の課題になってくるであろう。

第3章 ドイツ企業へのヒアリング調査

第2章で述べたアンケート調査の結果を踏まえ、環境マネジメントシステムへの取り組みが日本よりも先進的だといわれるドイツの企業をヒアリング調査することにより、ドイツ企業の環境マネジメントシステム規格への取り組みを把握する。また、環境マネジメントシステムに関する日本の企業の問題への解決策と、持続可能な社会構築における今後の企業の課題について調べる。

なお、ドイツ企業に対しては、日本企業と同様のアンケート調査を実施するのは時間的に困難であったため、調査協力が得られた企業のヒアリング調査とした。また、欧州委員会に対しても、環境マネジメントシステムの動向について聞くためにヒアリング調査をした。

3.1 調査方法

- (1) 調査対象：ヒアリング調査対象を表3-1に示す。
- (2) 実施方法：事前にヒアリング調査票（参考資料参照）を(1)の調査対象へ送付し、現地でヒアリング調査票に沿ってインタビューをした。
- (3) 調査項目：主な調査項目は以下の通りである。
 - ①環境マネジメントシステム導入の目的
 - ②環境パフォーマンスの現状
 - ③取引先の選択及び働きかけ
 - ④法規制との関わり
 - ⑤公開されている環境情報
 - ⑥利害関係者とのコミュニケーション
 - ⑦環境問題改善の上での消費者・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズム
 - ⑧今後の課題

*ただし、欧州委員会については、環境マネジメントシステムの動向などについて調査した。

表3-1 ヒアリング調査対象

訪問先	対応者	場所	実施日
ヘンケル (Henkel) / 化学工業 品質・環境部 (洗剤部門)	Dr. Hans-Jurgen Kluppel Dr. Peter Studzinski	デュッセルドルフ	1997年11月24日(月)
ダイムラーベンツ (Daimler Benz) / 自動車 環境保護部	Dr. Udo Hartmann	シュテュットガルト	12月1日(月)
シュタイゲンバーガー (Steigenberger) / ホテル セールス・マーケティング部	Sven Hoffmeyer	フランクフルト	11月25日(火)
ドイツ鉄道 (Deutsche Bahn) / 運輸 環境マネジメント・コントローリング部	Dieter Meisner Arno Seifert	ベルリン	11月27日(木)
ドイツ銀行 (Deutsche Bank) / 金融 環境部	Domenico Romanazzi Bettina Klump-Bickert	フランクフルト	11月25日(火)
欧州委員会 (European Commission)	Dr. Jan C. Bongaerts	ボン	11月24日(月)

3.2 調査結果

ここでは、ヒアリング調査で得られた回答をできる限り忠実に記した。

(1) ヘンケル

①環境マネジメントシステムの導入目的

EMASは1996年に導入し、ISO14001は1998年3月に3つの工場にて導入を予定している。ただし、ISO14001の認証取得は、洗剤セクションのみに限り、社会的要求を満たすためである。ヘンケルでは、基本的に品質・安全・環境（Quality, Safety, Environment）の3つのバランスを重視している。このコンセプトは、ヘンケルグループ全体のマネジメントシステムの特徴であり、EMASやレスポンシブルケアの内容を全てカバーしている。

このため、ISO認証取得はヘンケルにとってあまり重要ではない。環境マネジメントシステムの構築はリスクマネジメントの観点から考えた。

ヘンケルは1953年から環境問題への対策を実施しており、1971年から環境課を設立した。そのためEMAS導入にあたって新しい対応をする必要がなかった。

②環境パフォーマンスの現状

ヘンケルでは、重要な環境汚染物質排出削減（SO_x、NO_x、COD等）などの数値設定を、現場の工場と決定している。そのため、実現可能な範囲で環境パフォーマンスの改善を実施している。

③取引先の選択及び働きかけ

取引先に対しては、品質・安全・環境における点数制のチェックシートを配布し、環境パフォーマンスを評価するようにしている。さらに、専門家の有無や、環境負荷の程度などについて点検するようにしている。

④法規制との関わり

ヘンケルでは、独自のガイドラインを各国の工場に統一的に適用している。そのため、各国法規制よりもかなり厳しい基準で、環境汚染物質排出量を管理している。また、各国の工場から排出されるCO₂、SO_x、NO_x排出量などを比較しながら管理している。

⑤公開されている環境情報

ヘンケルでは、消費者や行政などのあらゆる利害関係者に対して、年間3万部の環境レポートを配布している。また、問い合わせがあれば、より詳細な資料を配布している。

この環境レポートの内容は、環境方針、環境目的、排出基準と測定結果、自然環境を汚染した例、より詳細な資料の請求先などを掲載している。また、インターネットでも、上記の環境情報を公開している。

⑥利害関係者とのコミュニケーション

市民は、環境レポートや企業内見学、そしてアンケート調査を通してコミュニケーションを図っている。アンケート調査については、外部の環境研究所とプロジェクトを組み、ヘンケルの製品に関する消費者の要求を調査している。

消費者は、より安くかつ環境に配慮した製品を要求してくる。このような要求は、ヘンケルにとっても製品の改善というメリットがあるため、積極的に消費者の意見を取り入れるようにしている。また、行政に対しては、EMASで義務づけられている環境声明書を提出している。

⑦環境問題改善の上での消費者・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズム

消費者はグリーンコンシューマーになること、企業は環境負荷の低い製品をつくること、行政はEMAS取得企業への優遇措置制度などのサポートをすることである。

⑧今後の課題

前述した品質・安全・環境のバランスをうまくとれるシステムづくりが今後の課題である。

(2) ダイムラーベンツ

①環境マネジメントシステムの導入の目的

自社では、EMASを取得しているが、ISO14001は取得していない。ISO14001認証取得よりも、品質・安全・環境の3つに重点を置いている。環境問題への対策は、1970年代から環境部を設置して取り組んできた。

②環境パフォーマンスの現状

ダイムラーベンツでは、企業全体の廃棄物量や環境汚染物質排出量(CO、SO₂、NO_x等)、水使用量及びエネルギー使用量を管理するとともに、車1台当たりのリサイクル率、有害廃棄物量、産業廃棄物量、環境汚染物質、水使用量について管理している。また、環境保護に関するコストについても管理している。

このように、企業活動によるあらゆる環境負荷量を管理することにより、環境パフォーマンスの見直しを行い、環境負荷量を減らすための活動が継続的に実施できる仕組みを構築している。

③取引先の選択及び働きかけ

基本的には、品質管理を重視しているため、ISO9000シリーズ(9001~9003)の認証取得を確認している。さらに、品質と安全面では独自の監査を行っている。

④法規制との関わり

1996年10月に施行された循環経済法により、製品のリサイクルや情報公開に関して厳しくなった。このため、リサイクル率を上げ、産業廃棄物を37%削減した。さらに一般ごみを半減させることができた。また、廃棄物の性状報告を実施するようにしている。

各国にある自社の工場の廃棄物量や環境汚染物質排出量(CO、SO₂、NO_x等)、水使用量及びエネルギー使用量などを、法規制より厳しい基準で管理している。

⑤公開されている環境情報

環境レポートには、上記②に示した項目全てにおいて、数値の経年変化を表わすグラフが徹底して掲載されている。その一方で、企業の環境方針や組織についての資料は不足している。

⑥利害関係者とのコミュニケーション

過去に環境レポートに掲載されているデータが少ないという苦情が利害関係者からあったため、より多くの環境負荷に関する情報を環境レポートに盛り込んでいる。その結果、自社の環境情報公開体制が改善されるとともに、環境パフォーマンス自体も改善された。このように、利害関係者とのコミュニケーションによりメリットが得られている。

⑦環境問題改善の上での消費者・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズム (回答が得られなかったため省略する。)

⑧今後の課題

持続可能な社会構築のために、環境・経済・技術の3つのバランスがとれる経済・社会システムが必要になってくる。自社でも、環境・経済・技術のバランスを常に考え、企業のリーダーとして社会に貢献していきたい。

(3) シュタイゲンバーガー

①環境マネジメントシステム導入の目的

シュタイゲンバーガーは、まだISO14001を取得していないのだが、取得の利点が明確化され

れば取得を考える。ただし、シュタイゲンバーガーグループ内のピーターバーググループに所属するホテルは、ISO14001を認証取得している。

自社を含むホテル、旅行、航空会社などの業界は、1992年の地球サミットの際に採択されたグリーングローブという環境声明文を遵守している。シュタイゲンバーガーグループでは、330のホテルのうち、50%がグリーングローブに入っており、環境に配慮した活動を行っている。

②環境パフォーマンスの現状

1990年から、朝食のバター、牛乳のビン、トイレットペーパーなどリサイクル製品に配慮し、また空調や冷蔵庫のエネルギー節約や廃水処理に気を配っている。生ごみは、規定されている廃棄物業者に引き取ってもらい、コンポスト工場へ持って行く。紙類は圧縮して、リサイクル業者に出している。

また、タオル交換時に、客が続けて使用するならそのままタオル掛けに置いておき、新しいタオルを使用したいときは床に置いておくという交換システムを導入している。さらに、石鹸は固形にするとほとんど使われないうまま捨てなければいけないので、ディスペンサー（パックの石鹸）を使用している。

環境パフォーマンスの評価は、ホテル同士で監視という形では行っているが、外部監査のようなことは行っていない。ただし、年2回のホテル業界のミーティングでは、環境負荷の削減によるコスト削減策について情報提供をしている。

③取引先の選択及び働きかけ

グリーングローブを遵守しており、自社の基準を満たしているところとしか取引をしないことにしている。

④法規制との関わり

ホテルから出される紙や廃棄物は、規定されている方法で処理している。

⑤公開されている環境情報

インターネットのホームページで、環境への取り組みを紹介している。ただし、パンフレットには環境活動を紹介していない。その理由は、利用客の65%は外国人であり、贅沢を求めて宿泊するため、環境情報をパンフレットに掲載するメリットが感じられないからである。

⑥利害関係者とのコミュニケーション

利用客は、5つ星のトップクオリティーを求めており、贅沢さを期待している。そのため、タオル交換のシステムやパックの石鹸については苦情がくることもある。

⑦環境問題改善の上での消費者・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズム (回答が得られなかったため省略する。)

⑧今後の課題

利用客が期待しているトップクオリティーを保つことが第一ではあるが、測定可能な環境負荷量については改善していきたい。また、EMASやISO14001の認証取得についても、メリットがはっきりしていれば取得をしていきたい。

(4) ドイツ鉄道

①環境マネジメントシステムの導入の目的

自社は、まだEMASとISO14001の認証取得をしていない。この理由は、認証取得という形にこだわるのではなく、実質的な環境パフォーマンスが改善されることを重視しているからである。自社としては、客の輸送と物流のコンセプトを含んだ独自の環境マネジメントシステムを構築していきたいと考えている。ただし、ドイツ鉄道の一部の工場では、社会的要求を満たすために

EMAS 取得について検討している。

ドイツ鉄道では、1993年の民営化に伴い新しい指針を制定し、このころから環境方針が固まってきた。具体的には、環境マネジメント戦略本部を設置し、環境マネジメントシステムにおける戦略や実施、法律、解決策、解析と測定について取り組んでいる。

②環境パフォーマンスの現状

リサイクルの推進により、廃棄物を50%削減することができた。また、車両やいすのリサイクルについては、90%までリサイクルするのが目標である。

さらに、騒音妨害の低減とともに、作業安全、景観及び火災防止に心がけている。

③取引先の選択及び働きかけ

(回答が得られなかったため省略する。)

④法規制との関わり

ドイツでは、地域ごとに環境法の内容が違う。そのため、ドイツ国内41,000kmを所有しているドイツ鉄道では、地域ごとに異なる環境対策を行っている。

⑤公開されている環境情報

ヒアリング調査時に入手した環境レポートによると、環境方針、エネルギー消費量、環境負荷量及び環境保全活動が公開されている。また、インターネットによって環境保全活動などを紹介している。

⑥利害関係者とのコミュニケーション

BUND, NABU, Green Peaceといったドイツの環境NGOとワークショップを実施している。例えば、「環境保護について」というテーマでワークショップを開き、NGOと話し合うことによって新しい対策の可能性を見出している。

世界鉄道連盟(UIC)の総会では、環境をテーマに情報交換をした。また、BAUMという、環境に取り組むマネジメント連盟では、自社のコンサルタント会社がリーダーを務め、環境マネジメントに関する情報交換を行っている。その他、鉄道業界の研究会において、環境に関する情報交換を行っている。

⑦環境問題改善の上での消費者・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズム

(回答が得られなかったため省略する。)

⑧今後の課題

環境法は毎年厳しくなり、それに伴いEMASの認証も困難になっている。今から環境マネジメントを実施していくことは大切であるが、ドイツ鉄道では基本的に自社の環境監査を自主的に定義して、あくまでも自主的な環境マネジメントを実施していきたい。

(5) ドイツ銀行

①環境マネジメントシステム導入の目的

ドイツ銀行は、EMASを導入しており、ISO14001の認証取得については検討している。当銀行では、1980年代の終わりから本格的に環境問題に取り組んできた。そして、1992年の地球サミットの直前に、ドイツ銀行を含む約30の銀行がUNEP(United Nations Environment Programme: 国連環境計画)と共同でとりまとめた「環境と持続可能な開発に関する銀行声明」を発表した。この声明書では、銀行が持続可能な開発を促し、環境に対する配慮を銀行内部での業務と意思決定の中に組み込み、また環境に関する取り組み方針を作成・発表し、その実施状況について定期的に公表することを勧告している。

ドイツ銀行では、この声明書に沿った活動を実施しており、日本の銀行にも働きかけているが、

今のところ日本の銀行が環境問題に関して取り組んでいる様子がかえらない。

②環境パフォーマンスの現状

社内の紙を分別してリサイクルに出したり、電球やプラスチックをリサイクルすることによって、コストが50%削減した。特に紙をリサイクルすることによって、紙の処理費が掛かっていたことがわかった。また、再生紙のほうが安いので、積極的に再生紙を選択するようにしている。そして、このような状況を、周囲の金融業界に訴えて、環境活動をすようにしている。

また、中小企業に対しては、環境マネジメントシステム、リスクマネジメント、循環経済（リサイクル）の重要性を訴え、これらに関する情報提供を行っている。

③取引先の選択及び働きかけ

投資の際は、相手方のISO14001認証取得を一つの指標にしている。

④法規制との関わり

（回答が得られなかったため省略する。）

⑤公開されている環境情報

ドイツ銀行では、環境監査に関するホームページを持っており、ドイツ商工会議所からのEMAS登録企業リストや環境監査のメリット、環境監査の手続き、環境マネジメント・環境監査に関するEUの動き及び環境コンサルタント会社の紹介を行っている。また、リスクマネジメントの観点からの環境マネジメントシステムを紹介している。これらの情報は、CD-ROMやカセットテープによっても提供している。

また、自社の環境方針や環境監査のチェックリスト、環境プログラムに関するパンフレットやドイツ国内の6つの銀行によって作成された「EMASと金融機関」というレポートがあり、利害関係者に配布している。

⑥利害関係者とのコミュニケーション

基本的に中小企業をターゲットに、環境マネジメントシステムとリスクマネジメント、そしてリサイクルを中心とした循環経済の重要性を訴えている。とりわけ、中小企業向けのパンフレットで、2000年に向けての環境活動について提言することにより情報提供をしている。例えば、環境マネジメントシステムを構築した企業の57%が、コスト削減に成功している状況を伝えている。

また、ドイツ銀行は、環境マネジメントシステム構築のための支援と情報提供を業務としている環境コンサルティング会社を有している。

一般市民とのコミュニケーションの例としては、1993年に実施した環境の取り組みにおけるコンクールがある。これは、ドイツ国内だけでなく国外の人をも対象に実施した、環境保護のためのアイデアを募るコンクールで、約1,000件の応募があった。このコンクールから出たアイデアを活かして、今後の改善策について考えることを目的としている。

⑦環境問題改善の上での消費者・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズム

（回答が得られなかったため省略する。）

⑧今後の課題

第一に、ドイツ銀行内部の整備を行うことによって、より質の高い環境マネジメントシステムを構築していくことである。また、内部の活動が顧客サービスにもつながるので、内部と外部のコミュニケーション促進は環境保全のうえでも重要となる。

第二に、投資先の環境保全活動を把握することである。この理由は、過去において投資先の企業が適切な廃棄物処理をしていないために倒産した例があり、自社の成績に影響が出た例があるからである。このような状況が再び起こらないように、今後は投資先の環境に関する活動を認識するとともに、啓蒙活動を行っていきたいと考えている。

第三に、常に新しい環境情報を外部に流すことである。これは、独自の環境パフォーマンスを改善し、利害関係者に新しい視点を持ってもらううえで重要である。

これらに付け加えて、環境NGOとうまくコミュニケーションをとっていくことも大切である。

(6) 欧州委員会

①ドイツにおける環境マネジメントシステム導入の動向

ヨーロッパでは、アメリカで誕生した環境マネジメントシステムを発展させ、国際規格の発行という世界をリードする立場で活動してきた。とりわけドイツは環境マネジメントシステムの導入に関してリーダーシップを発揮してきたのだが、これはドイツの行政よりむしろ企業が積極的であったからである。

EMASを策定するにあたり、ドイツ政府はコストが掛かる、立ち入り検査をしなければならないなどの理由で賛成していなかったが、ドイツの産業界は環境マネジメントシステムを取り入れるよう行政に圧力をかけてきた。そして、環境保護団体や行政が環境問題の重要性を訴えるようになると、産業界が環境問題への対策を促し、消費者の環境意識が高まるというメカニズムができあがった。

ドイツでは、環境マネジメントに関する法律基盤が整備されているため、環境マネジメントシステムという概念は自然と浸透していった。ただ、EMASの基準は2000年から厳しくなるため、EUではEMASを導入している企業のサポートを検討している。

今後EMASは、あらゆる業界に普及していく一方で、ISO14001は国際貿易を行っている流通・サービス業に注目されていくであろう。

②NGOとの関わり

EUでは、気候変動や自然保護、農業など、国境を越えたNGOのプロジェクトを推進している。また、EUは、地球環境問題をテーマにしたプログラムをNGOとともに作成することを検討している。

③環境問題改善の上での消費者・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズム

持続可能な社会の構築には、市民・企業・行政のコンセンサスが不可欠であり、この基礎には各セクター間のコミュニケーションと協力がある。EUの今後の課題は、EMASを導入している企業の支援と情報の提供である。

3.3 まとめ

ヒアリング調査によると、表3-2に示すように、ドイツ企業は、一般的にISO14001よりむしろEMASを重視している。この理由としては、EMASでは環境情報の公開を義務づけているため、外部から信頼を得られやすいからという回答があった。また、実質的に環境パフォーマンスを改善することができ、結果的にコストが削減できているという利点も認めている。なお、EMASをすでに取得している企業は、ISO14001を認証取得する必要性を感じていないことがうかがわれた。

また、ドイツでは、ヒアリング調査対象の企業にあるように、製造業に限らず、ホテル、運輸、金融などのサービス業においても環境マネジメントシステムを構築している企業がみられる。そしてこれらの企業は、EMASやISO14001に限らず、それぞれが自主的なシステムを構築し、運営を試みている。

取引先に対しては、品質・安全・環境面の評価や監査（製造業）、契約時にグリーングローブの遵守を条件化する（ホテル）、ISO14001認証取得を投資の指標の一つとする（金融）などの取

り組みがうかがわれた。

環境情報の公開については、シュタイゲンバーガーホテル以外の企業が環境レポートを作成し、利害関係者に配布している。また、環境レポートには、詳細な情報が必要な場合の連絡先が記載されている。さらに、調査した企業は、利害関係者との直接的かつ双方向的なコミュニケーションを通して環境パフォーマンスが改善されると認識している。

今後の課題としてはあげられたものには、環境だけでなく、品質と安全を考慮したマネジメントシステムを確立し、経済とのバランスをとっていくこと（製造業）、EMASやISO14001認証取得にこだわらず、地域性を考慮した独自の環境マネジメントシステムを実施していくこと（運輸）などがある。これらの回答は、環境マネジメントシステムの課題というよりは、むしろ企業の基本方針と理解するべきであろう。さらに、自社のみでなく、自社の投資先の環境保全活動を把握すること（金融）という回答もあった。

表3-2 ドイツ企業に対するヒアリング調査結果の要約

	ヘンケル	ダイムラーベンツ	シュタイゲンバーガー	ドイツ鉄道	ドイツ銀行
EMAS	○	○	×	検討中	○
ISO14001	検討中	×	×	×	検討中
環境マネジメントシステム(EMS)導入の目的	社会的要求を満たすため、基本的に品質・安全・環境のバランスを重視	ISO14001の認証取得よりも品質・安全・環境の3つに重点を置く	グリーングローブの遵守(EMASやISO14001にメリットがあれば取得を考える)	物流のコンセプトを含んだ独自のEMSを構築することにより実質的に環境パフォーマンスを改善すること	基本的に「環境と持続可能な開発に関する銀行声明」に沿った活動を実施
環境パフォーマンスの現状	SO _x 、NO _x 、COD等の排出制限を現場の担当者と設定し、実現可能な範囲で管理を実施	企業活動によるあらゆる環境負荷量(CO ₂ 、SO _x 、NO _x 等)を管理	リサイクル製品・環境負荷の低い製品の使用、省エネ対策	リサイクルの推進、騒音妨害の低減、作業安全、景観に心がける	社内の紙や電球、プラスチックをリサイクル、再生紙の利用、環境監査に関する情報提供
取引先の選択及び働きかけ	品質・安全・環境面の評価、EMSの専門家の有無・環境負荷の程度の点検	ISO9001-9003の認証取得の確認、品質・安全面における独自の監査	グリーングローブを遵守し、独自の基準を満たしていることを契約条件としている	回答なし	投資の際、ISO14001認証取得を一つの指標としている
法規制との関わり	法規制よりも厳しい独自のガイドラインを各国の工場に適用	循環経済法施行に伴い、リサイクル率の引き上げ、廃棄物量減少、環境汚染物質量の独自の管理の実施	紙及び廃棄物に関する法の遵守	地域ごとの環境法を遵守できるような環境対策の実施	回答なし
公開されている環境情報	環境方針、環境目的、排出基準と測定結果、自然環境を汚染した例、資料の請求先等	企業活動によるあらゆる環境負荷量の経年変化グラフ	上記パフォーマンス内容の紹介(インターネットのみ)	環境方針、エネルギー消費量、環境負荷量、環境保全活動	環境方針、環境プログラム、環境監査チェックリスト、環境監査方法
利害関係者とのコミュニケーション	環境レポートの配布、企業内見学会、アンケート等	環境レポートの配布、利害関係者の意見の聞き入れ	利用客の苦情の聞き入れ	環境レポートの配布 環境NGOとのワークショップ	環境マネジメントの経済的有効性を中小企業にアピール、環境保護のコンクール実施、情報提供
必要なメカニズム	グリーンコンシューマー(消費者)、環境負荷の低い製品生産(企業)、企業のサポート(行政)	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし
今後の課題	品質・安全・環境のバランスをとれるシステムづくり	環境・経済・技術のバランスをとっていくこと	利用客が期待しているトップクオリティーを保つこと	あくまでも自主的な環境マネジメントを実施していくこと	自社内部の整備を行い、EMSを構築して行くこと、投資先の環境保全活動の把握と啓蒙活動、新しい環境情報の提供、環境NGOとのコミュニケーション促進
入手した資料	環境レポート1997	環境レポート1997 環境レポート(新聞)	なし	環境レポート1996(概要) 環境レポート1996	企業概要 環境方針のパンフレット 環境リスクに関するチェックリスト 環境プログラムのパンフレット レポート(EMASと金融機関、持続可能な社会における銀行の役割) 環境監査ガイドライン・カセット テープ

第4章 企業の環境マネジメントシステムにおける課題

第1章から第3章で述べてきた日本企業へのアンケート調査結果とドイツ企業へのヒアリング調査結果を以下の5点について比較した。また、その結果から見出した企業の環境マネジメントシステムにおける課題についても述べる。

(1) ISO14001とEMASの普及

図4-1、4-2は、各国のISO14001とEMASの認証取得状況（1998年5月現在）である。この図によると、ISO14001の認証取得数は日本が世界第一位で924件、続いてイギリス（650社）、ドイツ（550社）となっている。その一方で、ドイツはEMASの認証取得数がEU内でトップ（1,344社）であり、ISO14001よりも2倍以上になっている。

このように、ドイツにおいて、ISO14001よりEMAS認証取得数が多い理由は主に2つある。第一の理由は、ドイツはISO14001が成立される以前に、法律等でEMASを推進していたからである。例えば、ドイツは、1995年12月に環境監査法を施行した。この法律は、EMASにおける環境検証人及び環境認証機関の公認と監査に関する法制度の整備と、EMASに参加することを表明する企業の事業所登録に関する事項を規定することを目的に定められた。またEMASは、1995年4月にEU諸国内の法律として施行されたため、1996年9月に国際規格として発行されたISO14001よりも先にドイツに普及したのである。

第二に、表4-1に示すように、EMASはISO14001より厳しい認証基準が設けられているため、EMASを取得した企業は、ISO14001を取得する必要があると考える傾向があるからである。例えば、EMASでは、監査内容を環境声明書として公表する義務や、内部監査を最低3年に1回実施する義務がある。さらに、下請企業に環境方針を遵守させなければならないことになっている。これに対し、ISO14001では、監査内容の公表義務や内部監査の頻度の規定、下請企業への働きかけについて明記されておらず、このためEMASよりは比較的容易に認証取得できるようになっ

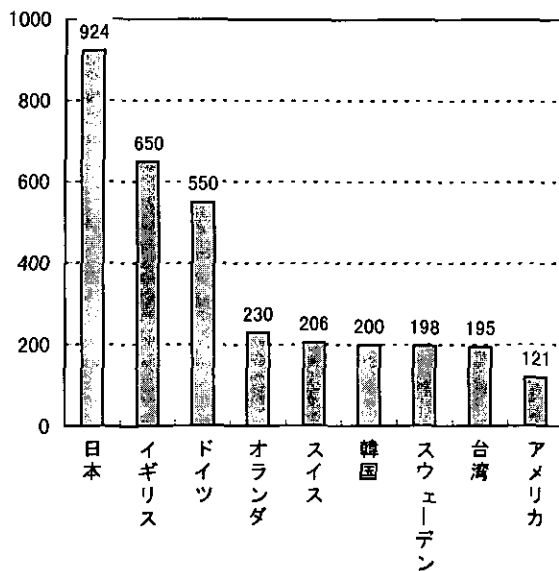


図4-1 各国のISO14001認証取得状況
(平成10年5月13日現在)

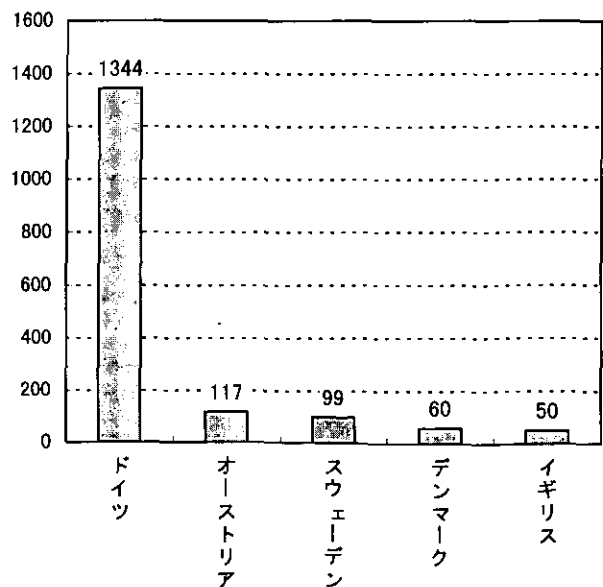


図4-2 各国のEMAS認証取得状況
(平成10年5月13日現在)

(出典：ドイツ環境省のReinhard Peglau氏から提供されたデータをISO WORLD（辻井浩一代表）が処理加工したもの)

<http://www.ecology.or.jp/isoworld>

ている。したがって、すでにEMASを取得しているドイツ企業にとっては、ISO14001の取得の必要性が薄いことが考えられる。

表4-1 EMASとISO14001の主な違い

	EMAS	ISO14001
位置づけ	EU内の法律	国際規格
適用地域	EU加盟国のみ	全世界
監査の対象	工場などの立地ごと、製品は含まず、産業のみ	立地だけでなく、製品・サービス等企業活動全体
監査の目的	環境保護の質の改善	環境マネジメントシステムの改善
監査内容の公表義務	環境声明書として公表を義務づけ	公表義務なし
内部監査の頻度	最低3年に1回の内部監査の義務づけ	頻度の義務づけなし
下請企業との関係	下請企業に環境指針を守らせることを明記	下請企業の環境指針の遵守は明記していない

(2) 環境情報の把握と公開

アンケート調査結果によると、日本企業は、環境方針や環境目的などの環境情報をパンフレットによって公開している。また、電気機械等の製造業は、環境負荷量や目標達成度などの具体的内容を、環境レポートによって外部に公開している。しかし、製造業以外の多くの企業は、環境負荷量など具体的な数値を公開していない。また、監査結果については、ほとんどの企業が外部に公開していない。

一方、ドイツの製造業（ヘンケル、ダイムラーベンツ）は、環境方針・目的のみでなく、エネルギー・水資源使用量やCO₂、NO_x、SO_x、COD等の環境負荷量の経年変化グラフや目標達成度、さらに事故の経歴などの具体的な情報を、環境レポートを通して外部に公開している。また、サービス業の中には、環境方針及び環境プログラム、環境監査チェックリスト、そして環境保全活動の内容などを環境レポートに掲載している企業がある。さらに、環境監査に関するデータベースを持っている企業もあり、監査のメリットや手続き方法、環境コンサルタント会社の紹介などをインターネットやCD-ROM、カセットテープによって提供している。

これらのドイツ企業が、環境情報を積極的に公開している背景には、まずEMASで定められている環境情報公開の義務が関わっている。具体的には、上記①で述べたように、EMASは、監査内容を環境声明書によって公表しなければならないことを規定している。これに加えて、ドイツでは、環境情報の公開に関する法律が確立されている。例えば、1990年に制定されたドイツ環境情報法第4条は、「何人も、行政庁または司法上の自然人及び法人が保有する環境に関する情報を入手・利用することを求める権利を有する」と定めている。また、1996年に施行された循環経済法は、廃棄物の発生防止や環境に配慮した製品設計などとともに、情報公開義務を規定している。

以上の法的背景から、ドイツ企業は日本企業よりも、具体的な環境情報を外部に公開することが要求されている。しかし、今後の社会において、企業による環境情報の公開は、社会的責任として要求されるようになるであろう。したがって企業は、その活動に伴うあらゆる環境負荷量を自主的に把握し、公開していくことが望ましい。また、環境情報の公開は、次に述べる利害関係者とのコミュニケーションに深く関わっている。企業は、このコミュニケーションを通して企業活動が改善されるケースがあることも理解すべきであろう。

(3) 利害関係者とのコミュニケーション

本調査によると、日本企業は、コミュニケーションの手段として、会社のパンフレット（77.1%）や企業内見学（56.1%）をあげている。また、電気機械を中心とした製造業は直接的なコミュニケーション手段である意見交換会を重視しているようであるが、その他の業種においてはこのような活動があまり見られない。

一方、ヒアリング調査によると、ドイツ企業は、製造業のみならずサービス業においても利害関係者との直接的かつ双方向的なコミュニケーションを重視しているようである。この理由の一つとして、利害関係者とコミュニケーションを図ることによって、フィードバックを得られ、企業の実績パフォーマンスの改善につながるという考えが示された。

例えば、すでに第3章で述べたように、ドイツのダイムラーベンツでは、消費者の意見を取り入れ、環境レポートに、環境負荷量の詳細なデータをより多く掲載した。その結果、ダイムラーベンツが、企業活動に関する環境負荷量をより詳細に把握できるようになり、今後の環境目標の設定に役立つというメリットが得られたと報告している。さらに、ヘンケル社の環境レポートには、環境情報に関するより詳細な資料を請求するためのポストカードが備え付けてあり、利害関係者とのコミュニケーションを促進できるようにしている。

ドイツ銀行では、世界各国の一般人を対象にした環境保護に関するコンクールを催し、このコンクールで提案された環境保護対策案を周知したり、積極的に企業活動に活かしたりしている。また、ドイツ鉄道では、環境NGOと環境問題についてワークショップを開くことにより、企業とNGOが協力して環境保全活動をする可能性を見出している。

このように、調査したドイツ企業の中には、利害関係者とコミュニケーションを積極的に図ることにより、環境パフォーマンスを改善している例がある。そして、この背景には(2)で述べた環境情報の公開があることが考えられる。

このように企業は、より具体的な環境情報の公開に加えて、取引先や消費者、NGO団体などの利害関係者との直接的なコミュニケーションを図ることにより、企業の実績パフォーマンスが改善・促進される可能性があることを認識し、できることから実行を開始することが望まれる。

(4) 環境コストの把握

ドイツでは、環境マネジメントシステムを導入することによって、省エネルギー・省資源化が実現し、コスト削減が図れたという結果を得ている企業がある。そのため、大企業のみでなく、中小企業がEMASやISO14001を積極的に導入しようとする意向を見せている。

このことから示唆されるように、ドイツ企業は必ずしも環境と経済が対立するものではないという考えを持っている。そのため、ドイツの行政によるEMASあるいはISO14001認証取得企業に対する優遇措置は今のところ設けられていない。

一方、日本においては、環境コストを把握している企業が少ないため、環境マネジメントシステムを構築することにより、コストメリットの可能性を知ることが困難な状況にある。したがって、今後の課題は、環境コストの把握と環境保全活動によりコストを削減できる内容を特定することであろう。そして、環境パフォーマンスの継続的改善を実現させるとともに、コストメリットを得られるような環境マネジメントシステムを構築していくことが望ましい。

さらに企業は、国や地方自治体に対して、環境マネジメントシステム導入や運営への支援を促すよう働きかけることも必要である。実際、日本の地方自治体は、企業のISO認証取得や環境保全活動の支援策として、講習会（神奈川県、横浜市、静岡県、三重県、兵庫県など）、補助金・融資制度（秋田県、石川県、神奈川県、埼玉県、三重県、兵庫県）、条例の認定事業所としての

申請義務軽減（神奈川県）をすでに実施しているところもある。

したがって、企業はこれらの支援策を活用し、環境負荷削減という形で、社会へフィードバックをすることにより、国や地方自治体から継続的な支援が得られるようにすることができるであろう。

(5) 金融機関及びその他のサービス業の動向

日本で ISO14001 を認証取得している企業の業種は、1997年7月の時点で認証取得企業330件のうち製造業が93.3%、1998年2月では認証取得企業730件のうち製造業は89.5%を占めていた。また、サービス業は1997年7月では1.5%、1998年2月では1.2%と多少割合が減少しており、金融業の取得はなかった。

一方、ドイツにおいては、銀行やホテル、鉄道などのサービス業が、EMAS や ISO14001 をすでに認証取得している、あるいは認証取得の準備をしている。また、ドイツ銀行のように、EMAS を取得し、銀行の環境パフォーマンスの一環として、投資先の ISO14001 認証取得の有無を確認したり、環境パフォーマンスの程度を点検しているところもある。

今日、企業の環境マネジメントシステムの構築が、国際的に重要視されている。そのため、将来的には、環境マネジメントシステムの有無が国際取引上の条件となるのみでなく、金融機関による投資の条件となることも考えられる。したがって、企業はこのことを認識して自主的に環境マネジメントシステムを構築することが望まれる。また、金融機関においても、より先行的な環境マネジメントシステムの構築と、投資先となる企業の環境対応への見極めが必要になってくるであろう。

以上のことから、企業の環境マネジメントシステムにおける課題として、以下の4点があげられる。

- 1) 具体的数値を含んだ環境情報の把握及び公開
- 2) 利害関係者との直接的なコミュニケーションの促進
- 3) 環境コストの把握
- 4) 金融機関などのサービス業による環境マネジメントシステムの構築と外部への働きかけ

さらに、持続可能な社会における企業の課題として、次の3点が考えられる。

5) 環境マネジメントシステム導入をサポートするためのデータベースの構築と普及

ISO14001の仕様書は、環境マネジメントシステムの一般的な原則については述べているものの、ISO14001に沿った環境マネジメントシステムを構築するための準備方法や実質的な環境パフォーマンスの内容、技術については述べられていない。また、ISO14001の審査の過程で、企業が環境に関する法律を遵守しているかどうかを調べなければならないのだが、企業側は全て法律を把握するのが困難であり、法律について調べるだけでもかなりの労力を要する。このような状況の中、必要になってくるのが環境マネジメントシステムに関するデータベースである。

現在、(株)日立製作所の ECOASSIST という ISO14001 環境管理サポートシステムや、(株)IPC の ISO14001 認証取得支援ソフトウェアなどがインターネットなどを通して紹介されている。これらのシステムは、環境マネジメントシステムの構築に必要な法規情報や、環境に影響を与える要素の抽出と数値的評価、文書管理、環境マネジメントシステムのツールである LCA（ライフサイクルアセスメント）の計算についてのノウハウが網羅されており、比較的便利なツールである。

しかし、これらのツールは最近になって構築されたものであり、まだ一般的に普及されている段階ではない。

今後、環境マネジメントシステムの導入のためには、上記のようなデータベースが必要とされてくるであろう。そのためにも、企業と行政が協力して、環境マネジメントシステム導入をサポートするデータベースを構築し、普及させていかなければならないであろう。

6) 市民・行政とのパートナーシップ

持続可能な社会を構築するためには、市民・企業・行政がそれぞれの役割を果たしていかなければならない。例えば、それぞれの役割として、環境負荷の低いライフスタイルへの変換（市民）、環境パフォーマンスの継続的な改善と情報公開（企業）、市民・企業の取り組みをサポートするための社会インフラの整備（行政）がある。そして、市民・企業・行政がこれらの役割を果たすためには、相互の協力やサポートが不可欠である。

現在の社会経済システムを中心的につくりあげてきた企業は、循環型の社会経済システムへの変換にあたり、市民・行政とのパートナーシップを重視していかなければならないであろう。

7) 開発途上国への情報提供・技術支援

地球環境問題は、全世界における問題である。そのため、先進国の企業のみが環境マネジメントシステムを導入しても、地球環境問題の解決には至らない。したがって、長期的な課題として、日本企業をはじめとする先進国の企業は、行政やNGOと協力して、環境マネジメントシステムの重要性を開発途上国の市民・企業・行政に訴え、有用な情報を提供していかなければならない。さらに、先進国は、自国の環境負荷を低減してだけでなく、途上国の企業活動に伴う環境負荷の低減をサポートしていかなければならない。そのためにも、先進国は、途上国の企業に適用可能な技術の開発と支援を行っていかなければならないであろう。

資料

1. 日本企業へのアンケート調査票

平成9年度

ISO規格を認証取得した企業における環境マネジメントシステムの現状と課題に関するアンケート調査

記入上のご注意

- (1) ご回答はアンケート用紙に直接ご記入ください。
- (2) 回答項目が用意されている質問では、該当する回答項目の番号に○印を記入してください。
- (3) その他 () にあてはまる場合には、ご面倒ですが具体的に記入ください。
- (4) お済みになりましたら、同封の返信用封筒に入れて9月19日(金)までにご返送ください。
- (5) この調査についておたずねがございましたら、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

調査主催 環境庁国立環境研究所 社会環境システム部
 問い合わせ先 〒305 茨城県つくば市小野川16-2
 担当：乙間，酒井
 TEL/FAX：0298-50-2420

1. 貴社の概要について

1. 会社名	
2. 業種	番号 (14頁の付表1よりお選びください)
3. 本社所在地	〒
4. 資本金	百万円
5. 従業員	人
6. 1996年度売上高(実績)	百万円
7. BS7750の審査登録の有無	BS7750の審査登録を 年 月にした / していない
8. 最初にISO14001/JISQ14001を審査登録した年月	(どちらか又は両方を○で囲んでください) ISO14001 ・ JISQ14001 を 199 年 月に審査登録
9. ISO14001を受審査登録した事業所等の数	カ所 (関連会社、子会社を含まない)
10. ISO14001を審査登録した事業所等の総従業員	総従業員数 人
11. ご回答者所属部課	
12. ご回答者氏名及び電話番号	TEL: (内線)

2. ISO14001の審査登録（以下、導入）について

2-1 貴社では、ISO14001導入を決定してから最初の登録までどのくらいの期間がありましたか。

- 1) 6カ月以下 2) 7~9カ月 3) 10~12カ月 4) 13~15カ月
5) 16~19カ月 6) 20~24カ月 7) 25カ月以上

2-2 ISOの環境マネジメントシステム（以下EMS）を導入する際、貴社は以下の項目についてどのような対応をなさいましたか。当てはまるところに○をおつけください。

○ISOのEMS構築に関して

項 目	新たに対応した	改善した	既存のまま
1. 環境方針の作成	1	2	3
2. 環境側面の特定及び環境影響評価	1	2	3
3. 環境目的及び目標の設定	1	2	3
4. 環境マネジメントプログラムの策定	1	2	3
5. 環境マネジメントに関する文書の作成・管理	1	2	3
6. 運用管理の計画	1	2	3
7. 環境記録の実施	1	2	3
8. 内部監査の実施	1	2	3
9. 外部監査の実施	1	2	3
10. 経営層による見直しの実施	1	2	3
11. 環境部等の設置	1	2	3
12. 専門家の雇用	1	2	3
13. 社内専門家の育成	1	2	3

○環境行動に関して

項 目	新たに対応した	既存の対策を改善した	今後新たに対応する予定	既存の対策を改善する予定	既存のまま	該当なし
14. CO ₂ 排出削減 / 省エネルギーの対策	1	2	3	4	5	6
15. オゾン層破壊物質削減の対策	1	2	3	4	5	6
16. 汚染物質 (NO _x , SO _x 等) 削減の対策	1	2	3	4	5	6
17. 環境関連施設の整備	1	2	3	4	5	6
18. 環境負荷の低い生産方法の実施	1	2	3	4	5	6
19. 環境負荷の低い製品・サービスの開発・販売・実施	1	2	3	4	5	6
20. 環境負荷の低い製品・サービスの利用	1	2	3	4	5	6
21. 環境負荷の低い包装・梱包の利用	1	2	3	4	5	6
22. 運送方法の改善	1	2	3	4	5	6
23. リサイクルの促進	1	2	3	4	5	6
24. 廃棄物の削減	1	2	3	4	5	6
25. 事故・災害等のリスク回避	1	2	3	4	5	6
26. 社員の環境教育	1	2	3	4	5	6
27. 環境報告書の作成	1	2	3	4	5	6
28. 社内への環境情報公開	1	2	3	4	5	6
29. 社外への環境情報公開	1	2	3	4	5	6
30. 環境保全等のボランティア活動	1	2	3	4	5	6
31. 環境保全等への寄付	1	2	3	4	5	6
32. 環境負荷の低い製品・サービスの無料提供	1	2	3	4	5	6

2-3 貴社にとって、ISO14001導入の利点とは何ですか。次の中から、当てはまるものを全てお選びください。

- | | | |
|-----------------------|---------------------|---------------|
| 1) 企業イメージの向上 | 2) 文書管理によるマネジメントの徹底 | 3) 海外取引先の拡大 |
| 4) 国内取引先の拡大 | 5) 環境負荷量の削減 | 6) 製品・サービスの改善 |
| 7) 事故・災害等のリスク回避 | 8) 社員モラルの向上 | 9) コストダウン |
| 10) 融資・資金調達の改善 | 11) 行政からの優遇措置 | |
| 12) 消費者や地域社会との良い関係の維持 | | |
| 13) その他〔具体的に： | | 〕 |

2-4 現在の ISO の EMS における問題点は何だとお考えですか。当てはまるものを全てお選びください。

○ISO の EMS に関して

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1) 環境情報の公開を要求していない | 2) 環境パフォーマンス評価の結果の是非が問われない |
| 3) LCA の導入を要求していない | 4) 文書が分かりにくい |
| 5) 特にない | 6) わからない |
| 7) その他〔具体的に： | 〕 |

○審査登録に関して

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1) 審査登録にコストがかかる | 2) 継続的な審査にコストがかかる |
| 3) 認証機関による審査内容の基準にばらつきがある | 4) 特にない |
| 5) わからない | |
| 6) その他〔具体的に： | 〕 |

2-5 EMS に関して、貴社の取引先や納品事業者等に対する働きかけについて、次の中から 当てはまるものをお選びください。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1) ISO14001の認証取得を要請している | |
| 2) ISO14001に限らず、EMS を構築するよう要請している | |
| 3) 検討中 | |
| 4) 特に働きかける予定はない | |
| 5) その他〔具体的に： | 〕 |

2-6 ISO の EMS では、最初の認証取得から 3 年毎に更新審査が義務づけられておりますが、貴社の場合、更新審査の受審をどのようにお考えですか。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1) 今後も更新登録していく | 2) 場合により更新しない可能性がある |
| 3) 更新するつもりはない | 4) 未定である |
| 5) その他〔具体的に： | 〕 |

2-7 2-6で2または3をお選びした方にお聞きいたします。更新しない(かもしれない)理由は何ですか。当てはまるものを全てお選びください。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1) 登録手数料が高い | 2) 認証取得による利益効果が出てこない |
| 3) 企業のPR効果が達成された | 4) 環境改善効果が達成された |
| 5) その他〔具体的に： | 〕 |

2-8 今後、中小企業やその他の組織がEMSを導入する際の問題点とその解決策は何でしょうか。当てはまるものをそれぞれ3つお選びください。

○問題点

- | | | |
|-----------------------|------------------|---------|
| 1) EMSの審査登録・維持のためのコスト | 2) 人材(社内の専門家等)不足 | 3) 情報不足 |
| 4) 認証取得のメリットが薄い | 5) 環境問題への意識の低さ | 6) 特にない |
| 7) わからない | | |
| 8) その他〔具体的に： | | 〕 |

○解決策

- | | | |
|-----------------------|------------------------|---|
| 1) 中小企業用EMSのガイドラインづくり | 2) 業種別EMSのガイドラインづくり | |
| 3) 審査登録費・コンサルタント費の軽減 | 4) 行政による資金援助 | |
| 5) 業界団体による資金援助 | 6) 親会社による資金援助 | |
| 7) EMSに関する情報提供 | 8) 同業者間の情報交換 | |
| 9) 環境関連技術開発の指導・支援 | 10) EMSに関するスタッフ養成の場の設置 | |
| 11) セミナー、講習会等の実施 | 12) EMSの相談室の設置 | |
| 13) 経営者教育の実施 | 14) 社員教育の実施 | |
| 15) 特にない | 16) わからない | |
| 17) その他〔具体的に： | | 〕 |

3. 環境パフォーマンスについて

環境パフォーマンスとは

ISO14001でいわれている環境パフォーマンスのことで、「自らの環境方針、目的および目標に基づいて、組織が行う環境側面の管理に関する、環境マネジメントシステムの測定可能な結果。」と定義されています。

(『ISO14001・14004環境マネジメントシステム』、吉澤 正、(財)日本規格協会、1996年10月より)

3-1 ISO14001では環境パフォーマンス評価の結果が監査項目に含まれていませんが、このことについてどう思われますか。

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1) 環境パフォーマンス評価の結果を監査項目に含むべき | |
| 2) 個々の事業所が自主的に環境パフォーマンスを評価していくべき | |
| 3) 現状のままでよい | |
| 4) わからない | |
| 5) その他〔具体的に： | 〕 |
| →1, 2, 3の理由〔 | 〕 |

3-2 以下の各環境負荷項目に関する貴社の管理についてお答えください。

A. ばい煙（硫黄酸化物，ばいじん，カドミウム及びその化合物，塩素及び塩化水素，フッ素，フッ化水素及びフッ化珪素，鉛及びその化合物，窒素酸化物）

A.1 貴社には，大気汚染防止法に基づくばい煙を発生する施設・発生源がありますか。

- 1) 規制の対象となるばい煙発生施設がある 2) 規制の対象ではない施設・発生源がある
3) ない

A.2 A.1で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から，ばい煙の管理について当てはまるところに○をおつけください。

	硫黄酸化物	ばいじん	カドミウム及びその化合物	塩素及び塩化水素	フッ素，フッ化水素及びフッ化珪素	鉛及びその化合物	窒素酸化物
排出していない							
大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている							
排出基準を守っている							
無回答							

A.3 A.1で2をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から，ばい煙の管理について当てはまるところに○をおつけください。

	硫黄酸化物	ばいじん	カドミウム及びその化合物	塩素及び塩化水素	フッ素，フッ化水素及びフッ化珪素	鉛及びその化合物	窒素酸化物
排出していない							
大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている							
排出基準を守っている							
特に管理をしていない							
無回答							

B. 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは

平成8年5月に改正された大気汚染防止法で新しく対策が位置づけられた，健康影響が懸念されている化学物質のことです。有害大気汚染物質には主に以下の22種類の物質（優先取り組み物質）があります。

アクリロニトリル，アセトアルデヒド，塩化ビニルモノマー，クロロホルム，クロロメチルメチルエーテル，酸化エチレン，1,2-ジクロロエタン，ジクロロメタン，水銀及びその化合物，タルク（アスベスト様繊維を含むもの），ダイオキシン類，テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン，ニッケル化合物，ヒ素及びその化合物，1,3-ブタジエン，ベリウム及びその化合物，ベンゼン，ベンゾ[a]ピレン，ホルムアルデヒド，マンガン及びその化合物，六価クロム化合物

（『環境白書 各論（平成9年版）』，環境庁，平成9年6月より）

B.1 貴社には、有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設がありますか。

- 1) ある 2) ない

B.2 B.1で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から、有害大気汚染物質の管理について当てはまるものに○をつけ、管理している物質がある場合は物質名をお答えください。

- 1) 自主的に排出基準を定め、その基準を守るにより管理している。
物質名 ()
- 2) 自主的な管理を検討中
物質名 ()
- 3) 法規制ができてから管理をする 4) わからない

C. 環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR= Pollutant Release and Transfer Register) 制度

C.1 環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR) 制度をご存知ですか。

- 1) はい 2) いいえ

C.2 C.1で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の中から当てはまるものをお選びください。

- 1) 既に排出・移動量の算定を行っている 2) 対応を検討している
3) まだ対応を検討していない 4) 対応の必要がない
5) その他〔具体的に： _____ 〕

D. 廃棄物

D.1 貴社では、企業活動による廃棄物処理・処分をどうなさっていますか。

- 1) 自社で処理・処分をしている 2) 業者に部分的に委託している 3) 業者に全て委託している

D.2 D.1で2か3をお選びの方にお聞きいたします。貴社では、最終的な処分先と処分方法を把握していらっしゃいますか。

- 1) 把握している 2) 把握していない

D.3 貴社の廃棄物が委託先の業者により、不法投棄や不適切な処理・処分が行われていた場合、貴社はどのような対応をなさいますか。

- 1) 自社の問題として対応する (例えば引き取る又は補償に応じる)
2) 対応しない
3) わからない

→ 1, 2, 3の理由が特にあればお書きください。

{ _____ }

E. 上記以外の管理について

その他の項目	数値目標を立てて管理をしている	管理している	管理を検討中	特に管理をしていない	該当なし
1. CO ₂ 排出量（省エネ）	1	2	3	4	5
2. 化石燃料使用量	1	2	3	4	5
3. 水資源使用量	1	2	3	4	5
4. 紙の使用量	1	2	3	4	5
5. 包装・梱包材使用量	1	2	3	4	5

3-3 貴社では上記以外に環境パフォーマンス評価を実施していらっしゃいますか。また実施している場合（あるいは検討中の場合）、どのような評価手法ですか。

- 1) 実施している 2) 検討中 3) 実施していない

○実施している（検討中の）環境パフォーマンス評価手法

記入例：世界環境管理発議（GEMI）による環境自己評価プログラム（のような手法）
 [具体的に： _____]

4. LCA について

4-1 貴社は製品・サービスにおける LCA もしくは LCA 的手法を導入しておられますか。

- 1) 導入している 2) 一部だけ導入している 3) 導入していない

4-2 4-1で1または2をお選びの方にお聞きいたします。導入されている製品・サービスの種類と方法についてお答えください。

記入例：エアコンの部品生産から使用までにおける CO₂排出量の削減
 [_____]

4-3 4-1で3をお選びの方にお聞きいたします。今後 LCA もしくは LCA 的手法を導入される予定がありますか。また、導入される製品・サービスの種類と方法についてお答えください。

- 1) 3年以内に導入する予定 2) 5年以内に導入する予定 3) 長期的課題
 4) 検討中 5) 導入する予定なし 6) わからない
 7) その他 [具体的に： _____]

○LCA（的手法）を導入される予定の製品・サービスとその方法

記入例：エアコンの部品生産から使用までにおける CO₂排出量の削減
 [_____]

4-4 貴社がLCAを導入あるいは改善する場合、LCAの導入・改善に何が必要になりますか。
当てはまるもの全てをお選びください。

- | | | |
|--------------------|--------------|-------------|
| 1) 標準的LCAのマニュアル作成 | 2) 簡易型LCAの開発 | 3) データベース |
| 4) 環境インパクト評価手法の開発 | 5) LCA専門家の養成 | 6) 公的技術支援機関 |
| 7) LCA結果公表のための審査機関 | | |
| 8) その他〔具体的に： | | 〕 |

5. コミュニケーションについて

5-1 貴社は、取引先や消費者（周辺住民、NGO 団体を含む）と環境情報についてどのようにコミュニケーションを取られていますか。以下の中から当てはまるもの全てをお選びください。

- | | | |
|------------------|--------------|-----------------------|
| 1) 環境報告書の公開 | 2) 会社のパンフレット | 3) お客様窓口(広報部、環境部も含む)等 |
| 4) インターネットホームページ | 5) 意見箱の設置 | 6) 製品・活動・サービス |
| 7) 環境ラベル | 8) 企業内見学会等 | 9) 展示会や公開講座 |
| 10) 意見交換会等の設置 | 11) アンケート | 12) 特にない |
| 13) その他〔具体的に： | | 〕 |

5-2 利害関係者とのコミュニケーションの手段として環境ラベルを用いることについて貴社は
どう思われますか。当てはまるもの全てをお選びください。

- 1) タイプⅠ（第三者認証プログラムによるラベル）のものであれば適切
- 2) タイプⅡ（企業の自己主張）のものであれば適切
- 3) タイプⅢ（定量的な製品の環境情報の表示によるラベル）のものであれば適切
- 4) どのタイプの環境ラベルでも適切
- 5) わからない
- 6) その他〔具体的に：

6. 環境情報の公開について

6-1 貴社は環境情報の公開をどのような形で行っていますか。

*公開とは、一般の人が自由に観覧・利用などができる状態にすることです。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1) 年次報告書の中で公開している | 2) 環境報告書で公開している |
| 3) 法律上の届出を公開している | 4) 業界団体の刊行物により公開している |
| 5) 環境に関するパンフレットを公開している | 6) 会社案内等のパンフレットの中で公開している |
| 7) 報道機関及び有料広告を通じて公開している | 8) インターネットによって公開している |
| 9) 検討中 | 10) 特に公開していない |
| 11) その他〔具体的に： | 〕 |

※誠に恐縮ですが、公開をされている場合、最新版の報告書及び環境に関するパンフレット等を添付していただきますようお願い申し上げます。

6-2 6-1で1から7をお選びの方にお聞きいたします。以下の項目に関して、貴社が現在公開なさっているもの、今後公開する予定のもの、公開していないものについてお答えください。
 なお、いずれも該当しない場合は、“該当なし”のところに○をおつけください。
 (当てはまるところに1つ○をおつけください)

環境情報の内容	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし
1. 環境目的	1	2	3	4	5	6
2. 環境目標 (数値目標など)	1	2	3	4	5	6
3. 目標達成のための手段・計画	1	2	3	4	5	6
4. 責任者	1	2	3	4	5	6
5. 環境マネジメント組織体制 (組織図)	1	2	3	4	5	6
6. 環境マネジメントプログラム (目的及び目標を達成するためのプログラム)	1	2	3	4	5	6
7. 環境パフォーマンス評価方法	1	2	3	4	5	6
8. 環境パフォーマンス評価結果	1	2	3	4	5	6
9. 目標達成度	1	2	3	4	5	6
10. 製品の原料調達から廃棄・リサイクルまでの各段階における環境負荷量	1	2	3	4	5	6
11. 企業活動における部分的な環境負荷量	1	2	3	4	5	6
12. 廃棄物量	1	2	3	4	5	6
13. リサイクル率	1	2	3	4	5	6
14. 内部監査結果の一部	1	2	3	4	5	6
15. 内部監査結果の全て	1	2	3	4	5	6
16. 外部監査結果の一部	1	2	3	4	5	6
17. 外部監査結果の全て	1	2	3	4	5	6
18. 苦情及び問い合わせを受け付けている連絡先と担当者名	1	2	3	4	5	6
19. 利害関係者からの苦情の内容とその対応	1	2	3	4	5	6
20. 見学会、展示会の紹介	1	2	3	4	5	6
21. 公開講座の紹介	1	2	3	4	5	6
22. 環境保全に関するコスト	1	2	3	4	5	6
23. 社員のボランティア活動の内容	1	2	3	4	5	6
24. 環境保全への寄付金	1	2	3	4	5	6

○上記の環境情報以外で、公開なさっている環境情報がありましたらご記入ください。

〈上記以外で公開なさっている環境情報〉

具体的に：

〈上記以外で公開なさる予定の環境情報〉

具体的に：

7. 環境保全に関するコストについて

7-1 貴社はどの程度まで環境保全活動に資金を投入されていますか。以下の中から1つだけお選びください。

- 1) 企業活動による環境負荷を低減できるところまで 2) 経営に影響を及ぼさない程度まで
 3) 法規制を遵守するところまで 4) わからない
 5) その他〔具体的に： _____ 〕

7-2 貴社の環境保全への投資額の公表に関するお考えに近いものを、以下の中からお選びください。*公表とは、世間に知らせるようにすることです。

- 1) 企業として公表は当然なので公表している 2) 社会的信頼を得るために公表をしている
 3) 環境保全活動への貢献を示すために公表している 4) 利害関係者等から要求されれば公表をする
 5) 内部の情報なので公表できない 6) 基準が明確になってから考える
 7) わからない
 8) その他〔具体的に： _____ 〕

7-3 貴社は、環境保全に関するコストを管理するシステムをお持ちですか。

- 1) はい 2) いいえ 3) 検討中

7-4 7-3で1をお選びの方にお聞きいたします。以下の項目における貴社の費用・人数について、さしつかえのない範囲でお答えください。

項目	1990年 実績・人数	1997年 予算額・人数	2000年 予算額・人数
1. 環境関連施設の整備費	円	円	円
2. 環境関連施設の運営費	円	円	円
3. 環境関連の研究開発費	円	円	円
4. CO ₂ 削減対策費	円	円	円
5. 廃棄物処理費	円	円	円
6. 環境対策組織の人件費	円	円	円
7. 社員の環境教育費	円	円	円
8. 環境保全等への寄付金	円	円	円
9. 環境関連団体の会費	円	円	円
10. 環境専門組織の人数	人	人	人
11. 10.以外の環境に携わる人数	人	人	人

ISOのEMSを導入するために掛かったコスト： _____ 円

7-5 貴社の環境保全に関するコストの総額は、売上総利益の何パーセントを占めていますか。

- 1) 1%未満 2) 約1% 3) 約3% 4) 約5% 5) 約7% 6) 約9%
 7) 約10% 8) 約15% 9) 約20% 10) 約25% 11) 約30%以上

7-6 環境税の導入に対する貴社のお考えに近いものを以下の中からお選びください。

- 1) 環境保全のために目的税化をするのであれば賛成である
- 2) 法人税の引き下げとセットで導入されれば賛成である
- 3) 環境保全のために目的税化されなくても賛成である
- 4) 環境税の効果が不確定であるため反対である
- 5) 負担が大きくなるので反対である
- 6) わからない
- 7) その他〔具体的に： _____ 〕

8. その他

8-1 ISO の EMS の導入により、貴社は地球・地域環境問題の改善にどの点で貢献できるようになったと思われますか。当てはまるものを3つお選びください。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| 1) CO ₂ の排出量・エネルギー使用量の抑制 | 2) 環境汚染物質の排出量の削減 |
| 3) 廃棄物量の抑制 | 4) グリーン購入 |
| 5) 環境負荷の低い製品の開発・販売 | 6) 環境負荷の低いサービスの提供 |
| 7) 環境負荷の低い包装・梱包の利用 | 8) リサイクルの促進 |
| 9) 事故・災害リスク回避 | 10) 社員の環境教育による環境意識の向上 |
| 11) 環境情報の公開 | 12) 環境保全等への寄付 |
| 13) 環境保全等のボランティアへの参加 | 14) 環境問題に関する公開講座の実施 |
| 15) その他〔具体的に： _____ 〕 | |

8-2 貴社は、消費者（利害関係者）の環境問題に対する意識を向上させるために何ができると思われますか。当てはまるものを2つまでお選びください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1) 環境情報の継続的な公開 | 2) 環境負荷の低い製品・サービスの提供 |
| 3) 環境ラベル商品の増加 | 4) グリーン購入の実施とその宣伝 |
| 5) 環境配慮型製品・環境保全活動等の宣伝・広告 | 6) 環境保全に関する企業活動や技術の見学会等 |
| 7) 環境問題の公開講座の実施 | 8) 特にない |
| 9) わからない | |
| 10) その他〔具体的に： _____ 〕 | |

8-3 地球環境・地域環境問題の改善において、市民・企業・行政の役割とその役割を果たすために必要なメカニズムとは何でしょうか。

○役割

市民：

企業：

行政：

○必要なメカニズム（3つお選びください。）

- 1) 環境税等の経済的手法を用いた環境保全型市場メカニズム
- 2) 法規制の強化
- 3) 公共調達などの入札における ISO 取得の条件化
- 4) グリーン購入促進のためのメカニズム
- 5) デポジット制度
- 6) 包装容器・製品のリサイクル・リユース促進のための制度
- 7) 市民・企業・行政相互間の環境行動における援助
- 8) 市民・企業・行政相互間の環境行動における監視
- 9) わからない
- 10) その他（具体的に）

{ }

9. 持続可能な社会構築のために、貴社が工夫なされている点、その他ご意見等がございましたら、下記の自由意見欄にご記入ください。

(自由意見欄)

アンケートにご協力いただきましてありがとうございました。

表1 設問1に関する業種（現在の主要事業をお選びください）

農 林 水 産 業	1	耕種農業	非鉄 金属	39	非鉄金属製錬・精製	通 信 ・ 放 送	74	通信				
	2	畜産・養蚕		40	非鉄金属加工製品		75	放送				
	3	農業サービス	金属 製品	41	建設・建築用金属製品	公 務	76	公務				
	4	林業		42	その他の金属製品		77	教育				
	5	漁業	一 般 機 械	43	一般産業機械	教 育 ・ 研 究	78	研究				
鉱 業	6	金属鉱物		44	特殊産業機械		医 療 ・ 社 会 保 障	79	医療・保健			
	7	非金属鉱物		45	その他の一般機器			80	社会保障			
	8	石炭・亜炭	46	事務用・サービス用機器	そ の 他 の 公 共	81	その他の公共サービス					
食 料 品	9	原油・天然ガス	電 気 機 械	47		民生用電気機械	サ ー ビ ス	82	広告・調査・情報サービス			
	10	食料品		48		電子・通信機器						
	11	飲料		49	重電機器							
織 維 製 品	12	飼料・有機質肥料	輸 送 機 械	50	その他の電気機器	サ ー ビ ス	83	物品賃貸サービス				
	13	たばこ		51	自動車				84	自動車・機械修理		
	14	繊維工業製品			52					船舶・同修理	85	その他の対事業所サービス
バ ル プ ・ 紙 ・	15	衣服・その他の繊維製品	精 密 機 械	53	その他の輸送機械・同修理	対 事 業 所	サ ー ビ ス	86	娯楽サービス			
	16	製材・木製品		3	54					精密機械	87	飲食店
		17			家具・装備品					55		その他の製造工業製品
そ の 他 1	18	バルプ・紙	建 設	56	建築	対 個 人	サ ー ビ ス	89	その他の対個人サービス			
	19	紙加工品		57	建設補修							
	20	出版・印刷		58	土木							
化 学 製 品	21	化学肥料	電 力 ・ 熱 供 給 ・ ガ ス	59	電力	事 務 用 品	90	事務用品				
	22	無機化学基礎製品		60	ガス・熱供給		分 類 不 明	91	分類不明			
	23	有機化学基礎・中間製品		水 道 ・ 廃 棄 物 処 理	61	水道		62	廃棄物処理			
	24	合成樹脂	63		商業							
	25	化学繊維			64	金融・保険						
	26	化学最終製品	金 融 ・ 保 険	65		不動産仲介及び賃貸						
石 油 ・ 石 炭	27	石油製品			66	住宅賃貸料						
	28	石炭製品	運 輸	67		鉄道輸送						
	そ の 他 2	29		プラスチック製品	68	道路輸送						
30		ゴム製品		69		自家用自動車輸送						
31		なめし革・毛皮・同製品	70			水運						
窯 業 ・ 土 石 製 品	32	ガラス・ガラス製品	71	航空輸送								
	33	セメント・セメント製品		72	倉庫							
	34	陶磁器			73	運輸付帯サービス						
鉄 鋼	35	その他の窯業・土石製品	73	運輸付帯サービス								
	36	銑鉄・粗鋼										
	37	鋼材										
38	鑄鍛造品・その他の鉄鋼製品											

2. クロス集計表

1 BS7750取得の有無とISO14001, JISQ14001の取得

業種	BS7750を 取得した	BS7750を 取得していない	無回答	業種	ISO14001を 取得	JISQ14001を 取得	両方取得	無回答
01. 農林水産業			1	01. 農林水産業			1	
02. 食料品		1		02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品		1		03. パルプ・紙・木製品			1	
04. 化学製品		8	1	04. 化学製品	3	1	5	
05. 石油・石炭製品		3		05. 石油・石炭製品	3			
06. その他2		4		06. その他2	1	1	2	
07. 鉄鋼		3		07. 鉄鋼	2		1	
08. 非鉄金属		1		08. 非鉄金属			1	
09. 金属製品		3		09. 金属製品	2		1	
10. 一般機械	2	10	1	10. 一般機械	9		4	
11. 電気機械	13	63	9	11. 電気機械	45	3	35	2
12. 輸送機械		4	1	12. 輸送機械	2	1	2	
13. 精密機械	2	6	1	13. 精密機械	4	1	4	
14. その他3	2	4	1	14. その他3	5		1	1
15. 電力・ガス・熱供給		2		15. 電力・ガス・熱供給	1		1	
16. 水道・廃棄物処理	1	3		16. 水道・廃棄物処理	2		2	
17. 商業		1		17. 商業			1	
18. 対事業所サービス		3		18. 対事業所サービス			2	1
19. 分類不明		2		19. 分類不明	2			
計	20	122	15	計	82	7	64	4

2.1 ISO14001登録までの期間

業種	6ヶ月以下	7～9ヶ月	10～12ヶ月	13～15ヶ月	16～19ヶ月	20～24ヶ月	24ヶ月以上	無回答
01. 農林水産業				1				
02. 食料品		1						
03. パルプ・紙・木製品		1						
04. 化学製品		3	2	1	2	1		
05. 石油・石炭製品	1					1		1
06. その他2		2	1	1				
07. 鉄鋼			1	1	1			
08. 非鉄金属								1
09. 金属製品		1	1		1			
10. 一般機械	2	3	1	2	4	1		
11. 電気機械	8	18	21	13	13	4	8	
12. 輸送機械		3	1			1		
13. 精密機械		1	5	2	1			
14. その他3		1	4	1	1			
15. 電力・ガス・熱供給		2						
16. 水道・廃棄物処理		1	2	1				
17. 商業	1							
18. 対事業所サービス		1	1		1			
19. 分類不明		1	1					
計	12	39	41	23	24	8	8	2

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	1 環境方針の作成			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	5	3	1	
05. 石油・石炭製品	2	1		
06. その他2	1	3		
07. 鉄鋼	2	1		
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	3			
10. 一般機械	7	6		
11. 電気機械	53	28	3	
12. 輸送機械	3	1	1	
13. 精密機械	6	2	1	
14. その他3	6	1		
15. 電力・ガス・熱供給	2			
16. 水道・廃棄物処理	3	1		
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	2			
計	103	47	7	

業種	2 環境側面の特定及び環境影響評価			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	7	2		
05. 石油・石炭製品	3			
06. その他2	3	1		
07. 鉄鋼	3			
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	3			
10. 一般機械	13			
11. 電気機械	76	9		
12. 輸送機械	5			
13. 精密機械	8	1		
14. その他3	7			
15. 電力・ガス・熱供給	2			
16. 水道・廃棄物処理	4			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	2			
計	144	13		

業種	3 環境目的及び目標の設定			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業		1		
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	3	5	1	
05. 石油・石炭製品	2	1		
06. その他2	1	2	1	
07. 鉄鋼	1	2		
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品	2	1		
10. 一般機械	10	3		
11. 電気機械	53	30	2	
12. 輸送機械	2	3		
13. 精密機械	6	2	1	
14. その他3	7			
15. 電力・ガス・熱供給	1	1		
16. 水道・廃棄物処理	4			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	2			
計	100	52	5	

業種	4 EMSプログラムの策定			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業		1		
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	5	4		
05. 石油・石炭製品	2	1		
06. その他2	2	2		
07. 鉄鋼	1	2		
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品	3			
10. 一般機械	11	2		
11. 電気機械	55	28	1	1
12. 輸送機械	2	3		
13. 精密機械	6	3		
14. その他3	6	1		
15. 電力・ガス・熱供給		2		
16. 水道・廃棄物処理	4			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	2			
計	105	50	1	1

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	5 環境マネジメントに関する文書の作成・管理			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	3	6		
05. 石油・石炭製品	1	2		
06. その他2	2	2		
07. 鉄鋼	1	2		
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品	3			
10. 一般機械	10	3		
11. 電気機械	52	31	2	
12. 輸送機械	2	3		
13. 精密機械	4	5		
14. その他3	5	2		
15. 電力・ガス・熱供給	1	1		
16. 水道・廃棄物処理	2	2		
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	2	1		
19. 分類不明	2			
計	94	61	2	

業種	6 運用管理の計画			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	1	7	1	
05. 石油・石炭製品	1	2		
06. その他2	2	2		
07. 鉄鋼	1	2		
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	3			
10. 一般機械	8	5		
11. 電気機械	45	36	2	
12. 輸送機械	1	3	1	
13. 精密機械	3	6		
14. その他3	4	3		
15. 電力・ガス・熱供給		2		
16. 水道・廃棄物処理	3	1		
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	2			
計	82	71	4	

業種	7 環境記録の実施			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業		1		
02. 食料品		1		
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品		7	2	
05. 石油・石炭製品	1	2		
06. その他2	1	3		
07. 鉄鋼		3		
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品	1	2		
10. 一般機械	4	8	1	
11. 電気機械	29	53	3	
12. 輸送機械	1	3	1	
13. 精密機械	2	7		
14. その他3	3	4		
15. 電力・ガス・熱供給		2		
16. 水道・廃棄物処理	2	2		
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	1	1		
計	50	100	7	

業種	8 内部監査の実施			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	3	5	1	
05. 石油・石炭製品	2	1		
06. その他2	2	2		
07. 鉄鋼	2	1		
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	2	1		
10. 一般機械	7	6		
11. 電気機械	49	33	3	
12. 輸送機械	3	2		
13. 精密機械	8	1		
14. その他3	6	1		
15. 電力・ガス・熱供給	1	1		
16. 水道・廃棄物処理	4			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	1	2		
19. 分類不明	2			
計	97	56	4	

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	9 外部監査の実施			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業				1
02. 食料品			1	
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	6	1	2	
05. 石油・石炭製品	1		1	1
06. その他2	2		2	
07. 鉄鋼	3			
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	2		1	
10. 一般機械	9		3	1
11. 電気機械	50	12	16	7
12. 輸送機械	5			
13. 精密機械	8		1	
14. その他3	5	1	1	
15. 電力・ガス・熱供給	2			
16. 水道・廃棄物処理	3		1	
17. 商業				1
18. 対事業所サービス	2	1		
19. 分類不明	1			1
計	101	15	29	12

業種	10 経営層による見直しの実施			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	4	4	1	
05. 石油・石炭製品	2	1		
06. その他2	2	1	1	
07. 鉄鋼	2	1		
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	3			
10. 一般機械	10	3		
11. 電気機械	61	23	1	
12. 輸送機械	2	2	1	
13. 精密機械	8	1		
14. その他3	6	1		
15. 電力・ガス・熱供給	1	1		
16. 水道・廃棄物処理	4			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	2			
計	115	38	4	

業種	11 環境部等の設置			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業			1	
02. 食料品			1	
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品			9	
05. 石油・石炭製品			3	
06. その他2		1	3	
07. 鉄鋼			3	
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品		1	2	
10. 一般機械	2	4	7	
11. 電気機械	24	29	31	1
12. 輸送機械			4	1
13. 精密機械	2	2	5	
14. その他3	3	2	2	
15. 電力・ガス・熱供給			2	
16. 水道・廃棄物処理		1	3	
17. 商業			1	
18. 対事業所サービス	1	1	1	
19. 分類不明	1		1	
計	35	41	79	2

業種	12 専門家の雇用			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品			1	
03. パルプ・紙・木製品				1
04. 化学製品			9	
05. 石油・石炭製品			2	1
06. その他2	1		3	
07. 鉄鋼			3	
08. 非鉄金属			1	
09. 金属製品			3	
10. 一般機械			12	1
11. 電気機械	2	1	73	9
12. 輸送機械			4	1
13. 精密機械		1	8	
14. その他3	1	1	5	
15. 電力・ガス・熱供給			2	
16. 水道・廃棄物処理		1	3	
17. 商業			1	
18. 対事業所サービス			3	
19. 分類不明			1	1
計	5	4	134	14

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	13 社内専門家の育成			
	新たに対応した	改善した	既存のまま	無回答
01. 農林水産業	1			
02. 食料品		1		
03. パルプ・紙・木製品				1
04. 化学製品	2	5	2	
05. 石油・石炭製品	1	1	1	
06. その他2	2	2		
07. 鉄鋼	1	2		
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品	1	1	1	
10. 一般機械	4	8	1	
11. 電気機械	19	54	11	1
12. 輸送機械	1	3		1
13. 精密機械	1	5	3	
14. その他3	4	3		
15. 電力・ガス・熱供給	1	1		
16. 水道・廃棄物処理	2	2		
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	3			
19. 分類不明	1			1
計	45	89	19	4

業種	14 CO ₂ 排出削減/省エネルギーの対策						
	新たに対応した	既存の対策を改善した	今後新たに対応する予定	既存の対策を改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品		1					
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品		2	1	2	4		
05. 石油・石炭製品		1			2		
06. その他2		1		1	2		
07. 鉄鋼				3			
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品		3					
10. 一般機械		9			4		
11. 電気機械	10	52	3	1	16	1	2
12. 輸送機械				1	4		
13. 精密機械	2	5	1		1		
14. その他3	1	5				1	
15. 電力・ガス・熱供給					2		
16. 水道・廃棄物処理		2	1		1		
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス	1	1			1		
19. 分類不明		1				1	
計	14	85	7	8	37	3	3

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業 種	15 オゾン層破壊物質削減の対策						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品		1					
03. パルプ・紙・木製品		1					
04. 化学製品		2		1	5	1	
05. 石油・石炭製品					2	1	
06. その他2					3	1	
07. 鉄鋼					3		
08. 非鉄金属						1	
09. 金属製品		1				2	
10. 一般機械		3			8	2	
11. 電気機械	4	29	2	1	32	17	
12. 輸送機械				1	3	1	
13. 精密機械		5			2	1	1
14. その他3		3	1		2	1	
15. 電力・ガス・熱供給					1	1	
16. 水道・廃棄物処理	1				1	2	
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス		1	1			1	
19. 分類不明						2	
計	5	46	4	3	62	35	2

業 種	16 汚染物質 (NOx, SOx 等) 削減の対策						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品		1					
03. パルプ・紙・木製品		1					
04. 化学製品		3			6		
05. 石油・石炭製品	1				2		
06. その他2		1		2	1		
07. 鉄鋼		1		1	1		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品	1	2					
10. 一般機械		2		1	9	1	
11. 電気機械	6	34	2	6	31	5	1
12. 輸送機械				1	3	1	
13. 精密機械		2		1	4	2	
14. その他3		3	1			3	
15. 電力・ガス・熱供給					2		
16. 水道・廃棄物処理	1		1		2		
17. 商業			1				
18. 対事業所サービス		1		1	1		
19. 分類不明					1	1	
計	9	52	5	13	63	13	2

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	17 環境関連施設の整備						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品		1					
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品	2	3			4		
05. 石油・石炭製品		1			2		
06. その他 2		2		1	1		
07. 鉄鋼				1	2		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品	1	2					
10. 一般機械	1	8			4		
11. 電気機械	9	54		2	19	1	
12. 輸送機械		1		1	3		
13. 精密機械	1	5	1		2		
14. その他 3		5			1	1	
15. 電力・ガス・熱供給				1	1		
16. 水道・廃棄物処理		2		1	1		
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス	1	1	1				
19. 分類不明		2					
計	15	89	3	7	40	2	1

業種	18 環境負荷の低い生産方法の実施						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品				1			
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品	1	2		1	5		
05. 石油・石炭製品	1				2		
06. その他 2		1		1	2		
07. 鉄鋼			1	1	1		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品		2		1			
10. 一般機械	1	6	1	1	4		
11. 電気機械	3	42	9	9	20	1	1
12. 輸送機械		1		1	3		
13. 精密機械		4	2	1	1		1
14. その他 3	1	3	1		2		
15. 電力・ガス・熱供給					2		
16. 水道・廃棄物処理				1	2	1	
17. 商業			1				
18. 対事業所サービス		2				1	
19. 分類不明					1	1	
計	7	64	16	18	45	4	3

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	19 環境負荷の低い製品・サービスの開発・販売・実施						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品				1			
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品		3		2	4		
05. 石油・石炭製品			1		2		
06. その他2				3	1		
07. 鉄鋼			1	1	1		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品	1	1					1
10. 一般機械		3	3	2	4	1	
11. 電気機械	6	30	8	5	22	13	1
12. 輸送機械		1		1	3		
13. 精密機械		3	4		2		
14. その他3	1	1	1	1	2	1	
15. 電力・ガス・熱供給					2		
16. 水道・廃棄物処理				2	2		
17. 商業					1		
18. 対事業所サービス		2		1			
19. 分類不明					1	1	
計	8	45	18	19	48	17	2

業種	20 環境負荷の低い製品・サービスの利用						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品			1				
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品		3		2	3	1	
05. 石油・石炭製品	1				2		
06. その他2		1	1	2			
07. 鉄鋼			1	1	1		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品		1			1	1	
10. 一般機械		3	6	2	1	1	
11. 電気機械	7	24	23	9	17	4	1
12. 輸送機械				1	4		
13. 精密機械		3	2	1	3		
14. その他3	1	1	1	1	1	2	
15. 電力・ガス・熱供給					2		
16. 水道・廃棄物処理				1	2	1	
17. 商業			1				
18. 対事業所サービス		1		1		1	
19. 分類不明					1	1	
計	10	38	36	21	38	12	2

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	21 環境負荷の低い包装・梱包の利用						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品				1			
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品		3		2	4		
05. 石油・石炭製品					1	1	1
06. その他2				1	1	2	
07. 鉄鋼				1	2		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品		1		1	1		
10. 一般機械		3	2	2	5	1	
11. 電気機械	4	36	14	9	20	1	1
12. 輸送機械				1	4		
13. 精密機械		7	1	1			
14. その他3	1	2	1		2	1	
15. 電力・ガス・熱供給						2	
16. 水道・廃棄物処理				2	1	1	
17. 商業				1			
18. 対事業所サービス	1			1		1	
19. 分類不明		1				1	
計	6	54	19	23	41	11	3

業種	22 運送方法の改善						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品				1			
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品		3		3	2	1	
05. 石油・石炭製品		1			2		
06. その他2				3	1		
07. 鉄鋼		1		1	1		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品				1	2		
10. 一般機械		2	3	1	5	2	
11. 電気機械	3	22	10	9	33	7	1
12. 輸送機械				1	3	1	
13. 精密機械		5	1		3		
14. その他3		2	2		2	1	
15. 電力・ガス・熱供給					1	1	
16. 水道・廃棄物処理		1		2	1		
17. 商業					1		
18. 対事業所サービス				1	1	1	
19. 分類不明					1	1	
計	3	38	16	23	60	15	2

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業 種	23 リサイクルの促進						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品		1					
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品		6		1	2		
05. 石油・石炭製品		1			2		
06. その他2		1		1	2		
07. 鉄鋼			1	2			
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品		3					
10. 一般機械	1	7		1	4		
11. 電気機械	10	52	3	3	16		1
12. 輸送機械				1	4		
13. 精密機械	1	8					
14. その他3	2	4				1	
15. 電力・ガス・熱供給		1			1		
16. 水道・廃棄物処理		1	1	1	1		
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス	2	1					
19. 分類不明		2					
計	16	90	5	10	33	1	2

業 種	24 廃棄物の削減						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業		1					
02. 食料品		1					
03. パルプ・紙・木製品				1			
04. 化学製品		6		1	2		
05. 石油・石炭製品		1			2		
06. その他2		1		1	2		
07. 鉄鋼			1	2			
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品		2			1		
10. 一般機械		7		3	3		
11. 電気機械	11	53	1	4	16		
12. 輸送機械				1	4		
13. 精密機械	3	6					
14. その他3	2	5					
15. 電力・ガス・熱供給		1			1		
16. 水道・廃棄物処理		2	1		1		
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1	2					
19. 分類不明		2					
計	18	91	3	13	32		

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	25 事故・災害等のリスク回避						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品	1						
03. パルプ・紙・木製品				1			
04. 化学製品		6			3		
05. 石油・石炭製品		1			2		
06. その他 2		2		1	1		
07. 鉄鋼		1		2			
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品	1	1		1			
10. 一般機械	2	7	1	2	1		
11. 電気機械	14	57		1	8	1	2
12. 輸送機械	1	1		1	2		
13. 精密機械	3	3		2	1		
14. その他 3	3	3			1		
15. 電力・ガス・熱供給		1			1		
16. 水道・廃棄物処理		3			1		
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス		2		1			
19. 分類不明		1			1		
計	25	91	1	12	24	1	3

業種	26 社員の環境教育						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品	1						
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	2	6		1			
05. 石油・石炭製品	1	2					
06. その他 2	1	2		1			
07. 鉄鋼		1		2			
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品	2	1					
10. 一般機械	6	7					
11. 電気機械	39	41		1	4		
12. 輸送機械	1	4					
13. 精密機械	6	3					
14. その他 3	5	2					
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理	2	1			1		
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	2	1					
19. 分類不明	1	1					
計	71	75		5	5		1

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	27 環境報告書の作成						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品			1				
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	2	2	1	2	2		
05. 石油・石炭製品	1				2		
06. その他2	1	2			1		
07. 鉄鋼				1	2		
08. 非鉄金属						1	
09. 金属製品			1	1		1	
10. 一般機械	4	1	2	1	4	1	
11. 電気機械	25	20	16	5	14	4	1
12. 輸送機械			1	1	2	1	
13. 精密機械	2	3	1	1		1	1
14. その他3	1	3			1	2	
15. 電力・ガス・熱供給		1			1		
16. 水道・廃棄物処理	3					1	
17. 商業			1				
18. 対事業所サービス	2					1	
19. 分類不明		1				1	
計	42	33	24	12	29	14	3

業種	28 社内への環境情報公開						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品				1			
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品		5			4		
05. 石油・石炭製品		2			1		
06. その他2		2		1	1		
07. 鉄鋼		1		1	1		
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品	1	1			1		
10. 一般機械	3	6		2	2		
11. 電気機械	37	29		2	15		2
12. 輸送機械	1	1		1	2		
13. 精密機械	5	2		2			
14. その他3	4	3					
15. 電力・ガス・熱供給		1			1		
16. 水道・廃棄物処理		4					
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	2	1					
19. 分類不明					1	1	
計	55	59		10	29	1	3

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業種	29 社外への環境情報公開						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品			1				
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	2	3		2	2		
05. 石油・石炭製品	1	1			1		
06. その他 2	1	2			1		
07. 鉄鋼		2		1			
08. 非鉄金属		1					
09. 金属製品	2		1				
10. 一般機械	6	1	1	2	3		
11. 電気機械	46	17	3	5	10	3	1
12. 輸送機械	1	2		1	1		
13. 精密機械	6	1	1	1			
14. その他 3	5				1	1	
15. 電力・ガス・熱供給		1			1		
16. 水道・廃棄物処理	3				1		
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	3						
19. 分類不明						2	
計	78	31	7	12	21	6	2

業種	30 環境保全等のボランティア活動						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品					1		
03. パルプ・紙・木製品				1			
04. 化学製品				3	6		
05. 石油・石炭製品					3		
06. その他 2			1		3		
07. 鉄鋼					3		
08. 非鉄金属					1		
09. 金属製品		1	1			1	
10. 一般機械	1	1			8	3	
11. 電気機械	5	25	7	4	41	2	1
12. 輸送機械					5		
13. 精密機械	1	3	1		3	1	
14. その他 3	1	2		1	2	1	
15. 電力・ガス・熱供給					2		
16. 水道・廃棄物処理			1	1	2		
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス	1		1			1	
19. 分類不明					2		
計	9	32	12	10	82	10	2

2.2 ISO 環境マネジメントシステム規格導入の際の対応

業 種	31 環境保全等への寄付						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品					1		
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品					8	1	
05. 石油・石炭製品					3		
06. その他 2			1		2	1	
07. 鉄鋼					3		
08. 非鉄金属						1	
09. 金属製品			1			2	
10. 一般機械		1			8	4	
11. 電気機械	6	9	7	4	42	16	1
12. 輸送機械					5		
13. 精密機械	1		1		4	3	
14. その他 3		1			4	2	
15. 電力・ガス・熱供給					1	1	
16. 水道・廃棄物処理					3	1	
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス			1			2	
19. 分類不明					1	1	
計	7	11	12	4	85	36	2

業 種	32 環境負荷の低い製品・サービスの無料提供						
	新たに 対応した	既存の対策 を改善した	今後新たに 対応する予定	既存の対策を 改善する予定	既存のまま	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品						1	
03. パルプ・紙・木製品				1			
04. 化学製品		1		1	3	3	1
05. 石油・石炭製品					1	2	
06. その他 2			1			2	1
07. 鉄鋼					1	2	
08. 非鉄金属						1	
09. 金属製品		1				2	
10. 一般機械					6	7	
11. 電気機械	2	4	5	6	22	45	1
12. 輸送機械					4	1	
13. 精密機械		1			4	4	
14. その他 3					1	6	
15. 電力・ガス・熱供給					1	1	
16. 水道・廃棄物処理			1			3	
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス			1			2	
19. 分類不明					1	1	
計	2	7	8	8	44	84	4

2.3 ISO14001の利点

業種	企業イメージの向上	文書管理によるマネジメントの徹底	海外取引先の拡大	国内取引先の拡大	環境負荷量の削減	製品・サービスの改善	事故・災害等のリスク回避	社員の向上	コストダウン	融資・資金調達の改善	行政からの優遇措置	消費者や地域社会との良い関係	その他	無回答
01. 農林水産業														1
02. 食料品	1	1			1	1	1	1	1			1		
03. パルプ・紙・木製品	1			1	1			1						
04. 化学製品	9	9	2	2	8	3	7	7	5		1	8	1	
05. 石油・石炭製品	3	2			3		1	3	2			3		
06. その他2	4	3		1	3		3	2	3			3		
07. 鉄鋼	3	3	1		2		2	3	2		1	3		
08. 非鉄金属	1	1			1		1	1	1			1		
09. 金属製品	3	3	2	1	2	1	2	2	3			1		
10. 一般機械	13	8	5	6	11	8	9	10	4			10		
11. 電気機械	83	58	32	26	69	35	59	70	37	1	5	60	9	
12. 輸送機械	5	3			4		4	4				3	1	
13. 精密機械	7	6	3	3	7	3	7	8	5		1	5		
14. その他3	5	5	1	2	5	1	4	5	2			3	1	
15. 電力・ガス・熱供給	2				1		1	2				2	1	
16. 水道・廃棄物処理	4	3			4		2	3				4		
17. 商業	1	1			1			1				1		
18. 対事業所サービス	3	1			3	1		3				2		
19. 分類不明	1	1			1		2	2	1			2	1	
計	149	108	46	42	127	53	105	128	66	1	8	112	14	1

2.4 ISOのEMSにおける問題点

○ISOのEMSに関して

業種	環境情報の公開を要求していない	EPE結果の是非が問われない	LCAの導入を要求していない	文書がわかりにくい	特になし	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業								1
02. 食料品			1					
03. パルプ・紙・木製品			1					
04. 化学製品	2	4	2	4	2		2	
05. 石油・石炭製品		1		2	1			
06. その他2	1	1		2				
07. 鉄鋼				2			1	
08. 非鉄金属				1			1	
09. 金属製品			1		1		1	
10. 一般機械		1		3	7		3	
11. 電気機械	2	12	8	43	26	1	11	
12. 輸送機械		1		3	1		1	
13. 精密機械		2	3	4	2			1
14. その他3	1	3	1	4	1			
15. 電力・ガス・熱供給		1	1	2				
16. 水道・廃棄物処理	1	1		4				
17. 商業			1	1				
18. 対事業所サービス				2	1			
19. 分類不明				2				
計	7	29	17	79	42	1	20	2

○審査登録に関して

業種	審査登録にコストがかかる	継続的な審査にコストがかかる	審査内容の基準にばらつきがある	特にない	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品		1					
03. パルプ・紙・木製品		1					
04. 化学製品	5	3	3	1		2	
05. 石油・石炭製品	2	3	2				
06. その他2	3	2	1				
07. 鉄鋼	2	1	2				
08. 非鉄金属	1	1	1				
09. 金属製品	2	2	1				1
10. 一般機械	8	7	5	1			
11. 電気機械	53	51	40	8			6
12. 輸送機械	3	5	2				
13. 精密機械	4	6	3	2			1
14. その他3	5	4	3	2			1
15. 電力・ガス・熱供給	2	2	1				
16. 水道・廃棄物処理	1		1		2		1
17. 商業	1	1					
18. 対事業所サービス		1		2			
19. 分類不明	2	2					
計	95	93	65	16	2	12	1

2.5 取引先等に対する働きかけ

業種	ISO14001の認証取得を要請している	ISO14001に限らずEMS構築を要請している	検討中	特に働きかける予定はない	その他	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品				1		
03. パルプ・紙・木製品				1		
04. 化学製品		2	3	2	2	
05. 石油・石炭製品	1			1	1	
06. その他2			1	3		
07. 鉄鋼				3		
08. 非鉄金属			1			
09. 金属製品			2			1
10. 一般機械	1		7	1	4	
11. 電気機械	5	20	27	11	25	
12. 輸送機械	3	1		1	1	
13. 精密機械			4	1	4	
14. その他3		2		2	2	1
15. 電力・ガス・熱供給				2		
16. 水道・廃棄物処理		1	1	1	1	
17. 商業			1			
18. 対事業所サービス		1		2		
19. 分類不明				1		1
計	10	27	49	31	41	3

2.6 更新審査について

業種	今後も更新登録していく	更新しない可能性がある	更新するつもりはない	未定	その他	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品	1					
03. パルプ・紙・木製品	1					
04. 化学製品	9					
05. 石油・石炭製品	3					
06. その他2	4					
07. 鉄鋼	3					
08. 非鉄金属	1					
09. 金属製品	3					
10. 一般機械	13					
11. 電気機械	84				1	
12. 輸送機械	5					
13. 精密機械	9					
14. その他3	6				1	
15. 電力・ガス・熱供給	2					
16. 水道・廃棄物処理	4					
17. 商業	1					
18. 対事業所サービス	3					
19. 分類不明	2					
計	154				2	1

2.8 中小企業がEMSを導入する上での問題点と解決策

○問題点

業種	EMSの審査登録・維持のためのコスト	人材不足	情報不足	認証取得のメリットが薄い	環境問題への意識の低さ	特になし	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業									1
02. 食料品	1	1	1						
03. パルプ・紙・木製品		1		1	1				
04. 化学製品	7	6	4	1	2		1	2	1
05. 石油・石炭製品	3	3		1	1				
06. その他2	1	3	1		1				1
07. 鉄鋼	3	3	1		1				
08. 非鉄金属									1
09. 金属製品	3	2		1	1			1	
10. 一般機械	12	13	2	3	7				
11. 電気機械	73	71	34	13	30		1	2	5
12. 輸送機械	5	5	2	3					
13. 精密機械	7	8	1	2	5				1
14. その他3	6	7	6		2				
15. 電力・ガス・熱供給	1	1		1					1
16. 水道・廃棄物処理	2	3		1	2			1	1
17. 商業	1	1		1					
18. 対事業所サービス	1	2					1	1	
19. 分類不明	2	2	2						
計	128	132	54	28	53		3	7	12

○解決策

業種	中小企業用のガイドづくり	業種別のガイドライン作り	審査登録費・コンサルタント費の軽減	行政による資金援助	業界団体による資金援助	親会社による資金援助	EMSに関する情報提供	同業者間の情報交換	環境関連技術の開発・指導・支援	EMSに関するスタッフ養成の場の設置	セミナー講習会の実施	EMSの相談室の設置	経営者教育の実施	社員教育の実施	特にな	わから	その他	無回答	
01. 農林水産業																		1	
02. 食料品	1		1				1												
03. パルプ・紙・木製品	1			1					1										
04. 化学製品	6	2	7	3	1		2	2	2	3	2		2				3	1	
05. 石油・石炭製品	2		3	1						1	1	1	1						
06. その他2	2		3	1			1			4			2						
07. 鉄鋼	1	1	3	2							1		2	1					
08. 非鉄金属	1	1	1								1	1	1	1					
09. 金属製品	1	1	1	2				1	1	1			2						
10. 一般機械	7	1	10	4			2	2	2	5	3	1	5	1				1	
11. 電気機械	40	19	60	29	7		26	10	14	31	12	8	30	3				7	1
12. 輸送機械	4	2	4				1			2		1	1						
13. 精密機械	4	1	6	5	1			2	2	4	2	2	2	1					
14. その他3	2	3	4	4	1		2	1	2		2	2	2						1
15. 電力・ガス・熱供給	2		2	1			1			2		1	1						
16. 水道・廃棄物処理	3		1	1			1	1		1	1		4	1					1
17. 商業			1					1				1							
18. 対事業所サービス			2	1									1			1			
19. 分類不明		1	1	1			2							1					
計	77	32	110	56	10		39	20	24	54	25	18	56	9	1			13	3

3.1 環境パフォーマンス評価の結果が監督項目に含まれていないことについて

業種	環境パフォーマンス結果を監査項目に含むべき	個々の事業所が自主的に環境パフォーマンスを評価していくべき	現状のままでよい	わからない	その他	無回答	
01. 農林水産業						1	
02. 食料品			1				
03. パルプ・紙・木製品				1			
04. 化学製品		3	4	1		1	
05. 石油・石炭製品			3				
06. その他2		1	2	1			
07. 鉄鋼			1	1		1	
08. 非鉄金属			1				
09. 金属製品			1	2			
10. 一般機械			9	3		1	
11. 電気機械	8		46	23	2	6	
12. 輸送機械			4	1			
13. 精密機械			8	1			
14. その他3	1		3	2		1	
15. 電力・ガス・熱供給			2				
16. 水道・廃棄物処理			3		1		
17. 商業			1				
18. 対事業所サービス			2	1			
19. 分類不明				2			
計	13		91	39	3	9	2

3.2 環境パフォーマンスについて

A.1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設・発生源の有無

業種	規制の対象となるばい煙発生施設がある	規制の対象ではないばい煙発生施設・発生源がある	ない	規制の対象とそうでないばい煙発生施設がある	無回答
01. 農林水産業					1
02. 食料品	1				
03. パルプ・紙・木製品	1				
04. 化学製品	7		2		
05. 石油・石炭製品	3				
06. その他2	4				
07. 鉄鋼	3				
08. 非鉄金属	1				
09. 金属製品	2	1			
10. 一般機械	12	1			
11. 電気機械	61	10	5	9	
12. 輸送機械	5				
13. 精密機械	5	2	2		
14. その他3	3	2		2	
15. 電力・ガス・熱供給	2				
16. 水道・廃棄物処理	1		3		
17. 商業	1				
18. 対事業所サービス		1	2		
19. 分類不明		1	1		
計	112	18	15	11	1

A.2 ばい煙の管理（規制の対象である施設に対して）

業種	硫黄酸化物				業種	ばいじん			
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	無回答		排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	無回答
01. 農林水産業					01. 農林水産業				
02. 食料品		1			02. 食料品		1		
03. パルプ・紙・木製品		1			03. パルプ・紙・木製品		1		
04. 化学製品	1	5	1		04. 化学製品	1	5	1	
05. 石油・石炭製品		2	1		05. 石油・石炭製品		2	1	
06. その他2		3	1		06. その他2		3	1	
07. 鉄鋼		3			07. 鉄鋼		3		
08. 非鉄金属	1				08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	1		1		09. 金属製品		1	1	
10. 一般機械		1	10	1	10. 一般機械		2	10	
11. 電気機械	5	47	16	2	11. 電気機械	2	51	13	4
12. 輸送機械	1	3	1		12. 輸送機械		3	2	
13. 精密機械		4	1		13. 精密機械	1	3	1	
14. その他3	1	3	1		14. その他3	1	2	2	
15. 電力・ガス・熱供給		2			15. 電力・ガス・熱供給		2		
16. 水道・廃棄物処理		1			16. 水道・廃棄物処理		1		
17. 商業			1		17. 商業			1	
18. 対事業所サービス					18. 対事業所サービス				
19. 分類不明					19. 分類不明				
計	10	76	34	3	計	6	80	33	4

3.2 環境パフォーマンスについて

A.2 ばい煙の管理（規制の対象である施設に対して）

業種	カドミウム及びその化合物			
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	無回答
01. 農林水産業				
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品				1
04. 化学製品	4	2		1
05. 石油・石炭製品	2			1
06. その他2	3		1	
07. 鉄鋼	2	1		
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	2			
10. 一般機械	5		3	4
11. 電気機械	46	5	2	17
12. 輸送機械	5			
13. 精密機械	4			1
14. その他3	3			2
15. 電力・ガス・熱供給	1			1
16. 水道・廃棄物処理	1			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス				
19. 分類不明				
計	81	8	6	28

業種	塩素及び塩化水素			
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	無回答
01. 農林水産業				
02. 食料品		1		
03. パルプ・紙・木製品		1		
04. 化学製品	2	3	1	1
05. 石油・石炭製品	1			2
06. その他2	2		2	
07. 鉄鋼		2	1	
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品	2			
10. 一般機械	5	1	4	2
11. 電気機械	38	11	5	16
12. 輸送機械	1	3	1	
13. 精密機械	4			1
14. その他3	2	1		2
15. 電力・ガス・熱供給	1			1
16. 水道・廃棄物処理	1			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス				
19. 分類不明				
計	60	24	14	25

業種	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素			
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	無回答
01. 農林水産業				
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品				1
04. 化学製品	3	3		1
05. 石油・石炭製品	2			1
06. その他2	4			
07. 鉄鋼	1	1	1	
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	2			
10. 一般機械	5		4	3
11. 電気機械	43	8	3	16
12. 輸送機械	4	1		
13. 精密機械	4			1
14. その他3	2	1		2
15. 電力・ガス・熱供給	1			1
16. 水道・廃棄物処理	1			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス				
19. 分類不明				
計	75	14	8	26

業種	鉛及びその化合物			
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	無回答
01. 農林水産業				
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品				1
04. 化学製品	4	2		1
05. 石油・石炭製品	2			1
06. その他2	3	1		
07. 鉄鋼	2	1		
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	1	1		
10. 一般機械	5		3	4
11. 電気機械	43	7	3	17
12. 輸送機械	5			
13. 精密機械	3	1		1
14. その他3	4			1
15. 電力・ガス・熱供給	1			1
16. 水道・廃棄物処理	1			
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス				
19. 分類不明				
計	77	13	6	27

3.2 環境パフォーマンスについて

A.2 ばい煙の管理（規制の対象である施設に対して）

業種	窒素酸化物			
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	無回答
01. 農林水産業				
02. 食料品		1		
03. パルプ・紙・木製品		1		
04. 化学製品	1	6		
05. 石油・石炭製品		2	1	
06. その他2		3	1	
07. 鉄鋼		3		
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	1		1	
10. 一般機械	1		10	1
11. 電気機械	5	49	14	2
12. 輸送機械		3	2	
13. 精密機械		4	1	
14. その他3	1	3	1	
15. 電力・ガス・熱供給		2		
16. 水道・廃棄物処理		1		
17. 商業			1	
18. 対事業所サービス				
19. 分類不明				
計	10	78	32	3

A.3 ばい煙の管理について（規制の対象ではない施設・発生源に対して）

業種	硫黄酸化物				
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	特に管理をしていない	無回答
01. 農林水産業					
02. 食料品					
03. パルプ・紙・木製品					
04. 化学製品					
05. 石油・石炭製品					
06. その他2					
07. 鉄鋼					
08. 非鉄金属					
09. 金属製品			1		
10. 一般機械					1
11. 電気機械	4	8	3	2	2
12. 輸送機械					
13. 精密機械		2			
14. その他3	2	1			1
15. 電力・ガス・熱供給					
16. 水道・廃棄物処理					
17. 商業					
18. 対事業所サービス		1			
19. 分類不明	1				
計	7	12	4	2	4

業種	ばいじん				
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	特に管理をしていない	無回答
01. 農林水産業					
02. 食料品					
03. パルプ・紙・木製品					
04. 化学製品					
05. 石油・石炭製品					
06. その他2					
07. 鉄鋼					
08. 非鉄金属					
09. 金属製品			1		
10. 一般機械					1
11. 電気機械	2	8	5	1	3
12. 輸送機械					
13. 精密機械		2			
14. その他3	1	2			1
15. 電力・ガス・熱供給					
16. 水道・廃棄物処理					
17. 商業					
18. 対事業所サービス					1
19. 分類不明		1			
計	3	13	6	1	6

3.2 環境パフォーマンスについて

A.3 ばい煙の管理 (規制の対象ではない施設・発生源に対して)

業種	カドミウム及びその化合物				無回答
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	特に管理をしていない	
01. 農林水産業					
02. 食料品					
03. パルプ・紙・木製品					
04. 化学製品					
05. 石油・石炭製品					
06. その他2					
07. 鉄鋼					
08. 非鉄金属					
09. 金属製品	1				
10. 一般機械					1
11. 電気機械	11	2	1		5
12. 輸送機械					
13. 精密機械	1				1
14. その他3	3				1
15. 電力・ガス・熱供給					
16. 水道・廃棄物処理					
17. 商業					
18. 対事業所サービス					1
19. 分類不明	1				
計	17	2	1		9

業種	塩素及び塩化水素				無回答
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	特に管理をしていない	
01. 農林水産業					
02. 食料品					
03. パルプ・紙・木製品					
04. 化学製品					
05. 石油・石炭製品					
06. その他2					
07. 鉄鋼					
08. 非鉄金属					
09. 金属製品				1	
10. 一般機械					1
11. 電気機械	6	4	4		5
12. 輸送機械					
13. 精密機械			1		1
14. その他3	2	2			
15. 電力・ガス・熱供給					
16. 水道・廃棄物処理					
17. 商業					
18. 対事業所サービス			1		
19. 分類不明	1				
計	9	8	5		7

業種	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素				無回答
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	特に管理をしていない	
01. 農林水産業					
02. 食料品					
03. パルプ・紙・木製品					
04. 化学製品					
05. 石油・石炭製品					
06. その他2					
07. 鉄鋼					
08. 非鉄金属					
09. 金属製品	1				
10. 一般機械					1
11. 電気機械	9	3	3		4
12. 輸送機械					
13. 精密機械		1			1
14. その他3	1	2	1		
15. 電力・ガス・熱供給					
16. 水道・廃棄物処理					
17. 商業					
18. 対事業所サービス					1
19. 分類不明	1				
計	12	6	4		7

業種	鉛及びその化合物				無回答
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	特に管理をしていない	
01. 農林水産業					
02. 食料品					
03. パルプ・紙・木製品					
04. 化学製品					
05. 石油・石炭製品					
06. その他2					
07. 鉄鋼					
08. 非鉄金属				1	
09. 金属製品					1
10. 一般機械					1
11. 電気機械	9	2	3		5
12. 輸送機械					
13. 精密機械	1				1
14. その他3	3				1
15. 電力・ガス・熱供給					
16. 水道・廃棄物処理					
17. 商業					
18. 対事業所サービス					1
19. 分類不明	1				
計	14	2	4		9

3.2 環境パフォーマンスについて

A.3 ばい煙の管理 (規制の対象ではない施設・発生源に対して)

B.1 有害大気汚染物質を排出するおそれのある施設の有無

業種	窒素化合物				
	排出していない	大防法の排出基準以上の数値目標をたてて管理をしている	排出基準を守っている	特に管理をしていない	無回答
01. 農林水産業					
02. 食料品					
03. パルプ・紙・木製品					
04. 化学製品					
05. 石油・石炭製品					
06. その他2					
07. 鉄鋼					
08. 非鉄金属					
09. 金属製品			1		
10. 一般機械					1
11. 電気機械	5	7	4	1	2
12. 輸送機械					
13. 精密機械		2			
14. その他3	1	2			1
15. 電力・ガス・熱供給					
16. 水道・廃棄物処理					
17. 商業					
18. 対事業所サービス		1			
19. 分類不明	1				
計	7	12	5	1	4

業種	ある	ない	無回答
01. 農林水産業			1
02. 食料品		1	
03. パルプ・紙・木製品		1	
04. 化学製品	8	1	
05. 石油・石炭製品	2	1	
06. その他2	3	1	
07. 鉄鋼	2	1	
08. 非鉄金属		1	
09. 金属製品	2	1	
10. 一般機械	7	4	2
11. 電気機械	31	54	
12. 輸送機械	5		
13. 精密機械	6	3	
14. その他3	1	6	
15. 電力・ガス・熱供給	1	1	
16. 水道・廃棄物処理		4	
17. 商業		1	
18. 対事業所サービス	1	2	
19. 分類不明		2	
計	69	85	3

B.2-1 有害大気汚染物質の管理

業種	自主的に排出基準を定め、その基準を守ることにより管理している																							
	アクリロニトリル	アセトアルデヒド	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	クロロメチルエチルエーテル	酸化エチレン	1,2-ジクロロエタン	ジクロロメタン	水銀及びその化合物	タルク(アスベスト繊維を含むもの)	ダイオキシン類	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	1,3-ブタジエン	ベリリウム及びその化合物	ベンゼン	ベンゾ[a]ピレン	ホルムアルデヒド	マンガン及びその化合物	六価クロム化合物	その他(物質名無記入)	
01. 農林水産業																								
02. 食料品																								
03. パルプ・紙・木製品																								
04. 化学製品	2	1		1		1		2				1		1				2		1				1
05. 石油・石炭製品																		1						
06. その他2												1								1				
07. 鉄鋼																		2						
08. 非鉄金属																								
09. 金属製品																								
10. 一般機械								2			1													
11. 電気機械				3			1	5	2			1	5	6	3		1	3		3	4	3	1	
12. 輸送機械		2					2													3				
13. 精密機械								1				1	2										1	
14. その他3															1									
15. 電力・ガス・熱供給																								
16. 水道・廃棄物処理																								
17. 商業																								
18. 対事業所サービス												1	1					1						
19. 分類不明																								
計	2	3		4		1	3	10	2		1	5	8	7	4		1	9		8	4	4	2	

3.2 環境パフォーマンスについて

B.2-2 有害大気汚染物質の管理

業種	自主的な管理を検討中																	法規制 がで て管理 する	わから ない								
	アクリ ロニト リル	アセト アルデ ヒド	塩化ビ ニルマ ネ	クロロ ホルム	クロロ メチル エチル エーテ ル	酸化チ レン	1,2-ジ クロロ エタン	ジクロ ロメタ ン	水銀及 びその 化合物	タルク (アス ベスト 繊維 を含む もの)	ダイオ キシ ン類	テトラ クロロ エチレ ン	トリク ロロエ チレン	ニッケ ル化合 物	ヒ素及 びその 化合物	1,3-ブ タジ エン	ペリリ ウム 及び その 化合物			ベンゼ ン	ベンゾ ピレ ン	ホルム アルデ ヒド	マンガ ン及び その 化合物	六価ク ロム化 合物	その他 (物質 名無記 入)		
01. 農林水産業																											
02. 食料品																											
03. パルプ・ 紙・木製品																											
04. 化学製品	1	1									2																
05. 石油・石炭製品																		1									
06. その他2											1																1
07. 鉄鋼																											
08. 非鉄金属																											
09. 金属製品																1							1			1	
10. 一般機械				1			1	1			2	1	2	1	1								2				
11. 電気機械							1	1	2	1	3			3	1					2		1	1	1	2		
12. 輸送機械											1																
13. 精密機械							1																				2
14. その他3																											
15. 電力・ガ ス・熱供給																											1
16. 水道・ 廃棄物処理																											
17. 商業																											
18. 対事業所 サービス																											
19. 分類不明																											
計	1	1		1		1	3	3	1		9	1	2	4	3			1		2		4	1		6	1	

C.1 PRTR 制度の認識

業種	PRTR制度の認識		
	知っている	知らない	無回答
01. 農林水産業			1
02. 食料品	1		
03. パルプ・ 紙・木製品	1		
04. 化学製品	7	2	
05. 石油・石炭製品	3		
06. その他2	4		
07. 鉄鋼	3		
08. 非鉄金属	1		
09. 金属製品	2	1	
10. 一般機械	7	5	1
11. 電気機械	50	35	
12. 輸送機械	5		
13. 精密機械	5	4	
14. その他3	4	3	
15. 電力・ガ ス・熱供給	2		
16. 水道・ 廃棄物処理	2	2	
17. 商業		1	
18. 対事業所 サービス	1	2	
19. 分類不明	1	1	
計	99	56	2

3.2 環境パフォーマンスについて

C.2 PRTR 制度への対応

業種	既に排出・移動量の算定を行っている	対応を検討している	まだ対応を検討していない	対応の必要がない	無回答
01. 農林水産業					
02. 食料品			1		
03. パルプ・紙・木製品		1			
04. 化学製品	5	2			
05. 石油・石炭製品		2	1		
06. その他2	2	1	1		
07. 鉄鋼		2	1		
08. 非鉄金属					1
09. 金属製品		1	1		
10. 一般機械	1	3	3		
11. 電気機械	8	23	18	1	
12. 輸送機械	1	3	1		
13. 精密機械	1	2		2	
14. その他3		1	2	1	
15. 電力・ガス・熱供給		1		1	
16. 水道・廃棄物処理			2		
17. 商業					
18. 対事業所サービス		1			
19. 分類不明			1		
計	18	43	32	5	1

D.1 廃棄物処理・処分の委託状況

D.2 処分先・処分方法の把握

業種	自社で処理・処分している	業者に部分的に委託している	業者に全て委託している	無回答
01. 農林水産業			1	
02. 食料品		1		
03. パルプ・紙・木製品		1		
04. 化学製品		9		
05. 石油・石炭製品		2	1	
06. その他2		4		
07. 鉄鋼		2	1	
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品		1	2	
10. 一般機械		9	4	
11. 電気機械		41	43	1
12. 輸送機械	1	3	1	
13. 精密機械		1	8	
14. その他3		4	3	
15. 電力・ガス・熱供給		1	1	
16. 水道・廃棄物処理	2	1	1	
17. 商業		1		
18. 対事業所サービス		1	2	
19. 分類不明		2		
計	3	85	68	1

業種	把握している	把握していない	無回答
01. 農林水産業	1		
02. 食料品	1		
03. パルプ・紙・木製品	1		
04. 化学製品	9		
05. 石油・石炭製品	3		
06. その他2	4		
07. 鉄鋼	3		
08. 非鉄金属	1		
09. 金属製品	3		
10. 一般機械	12	1	
11. 電気機械	84		
12. 輸送機械	4		
13. 精密機械	9		
14. その他3	7		
15. 電力・ガス・熱供給	2		
16. 水道・廃棄物処理	2		
17. 商業	1		
18. 対事業所サービス	3		
19. 分類不明	2		
計	152	1	

3.2 環境パフォーマンスについて

D.3 不法投棄などへの対応

業種	自社の問題として対応する	対応しない	わからない	無回答
01. 農林水産業			1	
02. 食料品	1			
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	4		3	2
05. 石油・石炭製品	1		2	
06. その他2	2		2	
07. 鉄鋼	2			1
08. 非鉄金属	1			
09. 金属製品	3			
10. 一般機械	10		2	1
11. 電気機械	65	2	15	2
12. 輸送機械	3			1
13. 精密機械	5	2	2	
14. その他3	6		1	
15. 電力・ガス・熱供給	2			
16. 水道・廃棄物処理	2			
17. 商業			1	
18. 対事業所サービス	1	1	1	
19. 分類不明	1	1		
計	110	6	29	8

3.2 環境パフォーマンスについて

E. CO₂排出量などの管理

業種	1 CO ₂ 排出量 (省エネ)					
	数値目標をたてて管理をしている	管理している	管理を具体的に検討中	特に管理をしていない	該当なし	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品	1					
03. パルプ・紙・木製品			1			
04. 化学製品	7	1				1
05. 石油・石炭製品	2	1				
06. その他2	3			1		
07. 鉄鋼	1	1	1			
08. 非鉄金属	1					
09. 金属製品	1		1		1	
10. 一般機械	6	2	2	1		2
11. 電気機械	63	6	3	8	1	4
12. 輸送機械	5					
13. 精密機械	3	1	2	2	1	
14. その他3	3	1		1	2	
15. 電力・ガス・熱供給	1	1				
16. 水道・廃棄物処理	2	1		1		
17. 商業			1			
18. 対事業所サービス	1		1		1	
19. 分類不明	1				1	
計	101	15	12	14	7	8

業種	2 化石燃料使用量					
	数値目標をたてて管理をしている	管理している	管理を具体的に検討中	特に管理をしていない	該当なし	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品	1					
03. パルプ・紙・木製品	1					
04. 化学製品	6	2				1
05. 石油・石炭製品	3					
06. その他2	3				1	
07. 鉄鋼		2	1			
08. 非鉄金属	1					
09. 金属製品	1	1		1		
10. 一般機械	2	5	2	2		2
11. 電気機械	51	20	2	4	4	4
12. 輸送機械	2	3				
13. 精密機械	4	3			2	
14. その他3	3	3			1	
15. 電力・ガス・熱供給	1	1				
16. 水道・廃棄物処理	2	1		1		
17. 商業		1				
18. 対事業所サービス		1			2	
19. 分類不明	1				1	
計	82	43	5	8	11	8

3.2 環境パフォーマンスについて

E. CO₂排出量などの管理

業種	3 水資源使用量					
	数値目標をたてて管理をしている	管理している	管理を具体的に検討中	特に管理をしていない	該当なし	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品	1					
03. パルプ・紙・木製品		1				
04. 化学製品	3	5				1
05. 石油・石炭製品		3				
06. その他2	2	2				
07. 鉄鋼		2			1	
08. 非鉄金属		1				
09. 金属製品		2	1			
10. 一般機械	2	6	2	1		2
11. 電気機械	29	42	3	8	1	2
12. 輸送機械		5				
13. 精密機械	4	3	1		1	
14. その他3	2	4			1	
15. 電力・ガス・熱供給		2				
16. 水道・廃棄物処理		1	1	2		
17. 商業			1			
18. 対事業所サービス	1	1			1	
19. 分類不明		1			1	
計	44	81	9	12	5	6

業種	4 紙の使用量					
	数値目標をたてて管理をしている	管理している	管理を具体的に検討中	特に管理をしていない	該当なし	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品		1				
03. パルプ・紙・木製品		1				
04. 化学製品	2	3	2	1		1
05. 石油・石炭製品		3				
06. その他2	2	2				
07. 鉄鋼		2	1			
08. 非鉄金属				1		
09. 金属製品		2	1			
10. 一般機械	4	3	2	2		2
11. 電気機械	57	20	2	5		1
12. 輸送機械	1	3		1		
13. 精密機械	4	4			1	
14. その他3	2	4		1		
15. 電力・ガス・熱供給		2				
16. 水道・廃棄物処理	1	2		1		
17. 商業		1				
18. 対事業所サービス	1	2				
19. 分類不明	2					
計	76	55	8	12	1	5

3.2 環境パフォーマンスについて

E. CO₂排出量などの管理

業種	5 包装・梱包材使用量					
	数値目標をたてて管理をしている	管理している	管理を具体的に検討中	特に管理をしていない	該当なし	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品		1				
03. パルプ・紙・木製品		1				
04. 化学製品	2	4	1	1		1
05. 石油・石炭製品		1			2	
06. その他2	1	1			2	
07. 鉄鋼		2		1		
08. 非鉄金属				1		
09. 金属製品		1	1	1		
10. 一般機械	2	2	2	3	2	2
11. 電気機械	33	22	12	11	5	2
12. 輸送機械	2	1	1	1		
13. 精密機械	2	3	3		1	
14. その他3	2	2	2	1		
15. 電力・ガス・熱供給					2	
16. 水道・廃棄物処理	1			1	2	
17. 商業		1				
18. 対事業所サービス		1			2	
19. 分類不明	1				1	
計	46	43	22	21	19	6

3.3 環境パフォーマンス評価の実施

業種	実施している	検討中	実施していない	無回答
01. 農林水産業				1
02. 食料品		1		
03. パルプ・紙・木製品	1			
04. 化学製品	6	3		
05. 石油・石炭製品	1	2		
06. その他2	4			
07. 鉄鋼	1		2	
08. 非鉄金属			1	
09. 金属製品		1	2	
10. 一般機械	4	3	6	
11. 電気機械	53	11	15	6
12. 輸送機械	2	1	2	
13. 精密機械	6	1		2
14. その他3	2	1	4	
15. 電力・ガス・熱供給	2			
16. 水道・廃棄物処理	2	1	1	
17. 商業	1			
18. 対事業所サービス	2	1		
19. 分類不明	2			
計	89	26	33	9

4.1 LCAの導入について

業種	導入している	一部だけ導入している	導入していない	無回答
01. 農林水産業				1
02. 食料品			1	
03. パルプ・紙・木製品			1	
04. 化学製品		2	7	
05. 石油・石炭製品		1	2	
06. その他2			4	
07. 鉄鋼		1	2	
08. 非鉄金属			1	
09. 金属製品			3	
10. 一般機械		5	8	
11. 電気機械	10	16	59	
12. 輸送機械		1	4	
13. 精密機械	1	2	5	1
14. その他3			7	
15. 電力・ガス・熱供給	1		1	
16. 水道・廃棄物処理	1		3	
17. 商業			1	
18. 対事業所サービス		1	2	
19. 分類不明			2	
計	13	29	113	2

4.3 LCA導入の予定について

業種	3年以内に導入する予定	5年以内に導入する予定	長期的課題	検討中	導入する予定なし	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業								
02. 食料品			1					
03. パルプ・紙・木製品							1	
04. 化学製品	1		2	1		2		1
05. 石油・石炭製品				1		1		
06. その他2		1		2	1			
07. 鉄鋼				2				
08. 非鉄金属			1					
09. 金属製品			2	1				
10. 一般機械	1		4	2		1		
11. 電気機械	15	4	4	18	2	9	7	
12. 輸送機械	1		2	1				
13. 精密機械			2	2	1			
14. その他3			1	3	1	1	1	
15. 電力・ガス・熱供給	1							
16. 水道・廃棄物処理			1		2			
17. 商業			1					
18. 対事業所サービス					1		1	
19. 分類不明				1	1			
計	19	5	21	34	9	14	10	1

4.4 LCA の導入・改善に必要なもの

業 種	標準的 LCA のマ ニュアル	簡易型 LCA の 開発	デー タ ベース	環境イン パクト評 価手法の 開発	LCA 専門 家の養成	公的技術 支援機関	LCA 結果 公表のため の審査 機関	その他	無回答
01. 農林水産業									1
02. 食料品	1		1	1	1	1			
03. パルプ・紙・木製品	1								
04. 化学製品	4	2	5	3	3	2		2	2
05. 石油・石炭製品	2		2	1	2				
06. その他 2	2	1	3	1	1				
07. 鉄鋼	3	1	3	1	2		1		
08. 非鉄金属	1	1	1	1	1	1			
09. 金属製品	3	1	2	3	2				
10. 一般機械	11	3	9	6	5	3			
11. 電気機械	66	22	55	39	37	12	6	5	7
12. 輸送機械	2	4	5	4	1	1	1	1	
13. 精密機械	5	3	5	1	5				1
14. その他 3	4	2	2	4	2				2
15. 電力・ガス・熱供給	2	1	2		1				
16. 水道・廃棄物処理	1	1	1	2	1	1			1
17. 商業			1	1					
18. 対事業所サービス	2			1	1			1	
19. 分類不明	2	2	1	2					
計	112	44	98	71	65	21	8	9	14

5.1 環境情報についてのコミュニケーション方法

業 種	環境報 告書の 公開	会社の パンフ レット	お客 様 窓口等	インテ ー ネット ホーム ページ	意見箱	製品・ 活動・ サービス	環境ラ ベル	企業内 見学会 等	展示会、 公開 講座	意見交 換会等	ア ン ケート	特 に ない	その他	無回答
01. 農林水産業														1
02. 食料品			1	1										
03. パルプ・紙・木製品	1	1		1				1						
04. 化学製品	3	8	4	5		7	1	5	1	2			1	
05. 石油・石炭製品	2	2	1			1	1	3	2	2				
06. その他 2	1	3	2	2		1		3	1	1				
07. 鉄鋼		3	2	2				3	1	1			1	
08. 非鉄金属		1	1			1		1						
09. 金属製品		2	2			1		1		1	1			
10. 一般機械		9	5	6		4	3	7	3			1	2	
11. 電気機械	9	68	37	19	1	16	6	46	18	16	29	2	12	
12. 輸送機械		3	3	4		2		3	2	2	1	1	2	
13. 精密機械	1	6	4	4		1	1	6	2	3	2			
14. その他 3	1	5	3			1		3	1	1	2			
15. 電力・ガス・熱供給	2	2	2	2		1		1	2	1	1			
16. 水道・廃棄物処理	2	4						4	1	2	1		2	
17. 商業		1	1	1					1					
18. 対事業所サービス		2	2			2		1					1	
19. 分類不明		1	1									1		
計	22	121	71	47	1	38	12	88	35	32	37	5	21	1

5.2 コミュニケーションの手段としての環境ラベルについて

業種	タイプⅠのものであれば適切	タイプⅡのものであれば適切	タイプⅢのものであれば適切	どのタイプの環境ラベルでも適切	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品	1						
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	5	4	2	1			
05. 石油・石炭製品	1		1		1		
06. その他2	2			1	1		
07. 鉄鋼				1	2		
08. 非鉄金属	1		1				
09. 金属製品	2					1	
10. 一般機械	7		2	2	3	2	
11. 電気機械	42	13	11	9	16	5	2
12. 輸送機械	3	1	2		1		
13. 精密機械	6		1		1		1
14. その他3	2	1		1	3	1	
15. 電力・ガス・熱供給	1		1		1		
16. 水道・廃棄物処理	2			1	1		
17. 商業				1			
18. 対事業所サービス	2			1			
19. 分類不明	2						
計	80	19	21	18	30	9	4

6.1 環境情報の公開方法

業種	年次報告書の中で公開している	環境報告書で公開している	法律上の届出を公開している	業界団体等の刊行物により公開している	環境に関するパンフレットを公開している	会社案内等のパンフレットの中で公開している	報道機関及び有料広告を通じて公開している	インターネットによって公開している	検討中	特に公開していない	その他	無回答
01. 農林水産業												1
02. 食料品									1			
03. パルプ・紙・木製品	1				1							
04. 化学製品	1	3		2	3	3		3		1	2	
05. 石油・石炭製品		2			1	1	1			1		
06. その他2				1	2	2	1			1		
07. 鉄鋼	1			1	1	2		2		1	1	
08. 非鉄金属					1						1	
09. 金属製品					1				1		1	
10. 一般機械					5	3	2	4	1	2	4	
11. 電気機械	6	5		3	47	25	6	17	11	2	15	1
12. 輸送機械				2	3	2	2	3	1	1	1	
13. 精密機械				1	4	5	2	3	1		2	
14. その他3		1			1	3	1			2	1	
15. 電力・ガス・熱供給		2	1	1	2	2	2	2				
16. 水道・廃棄物処理					1	2				2	1	
17. 商業					1			1			1	
18. 対事業所サービス					1				1		1	
19. 分類不明										1	1	
計	9	13	1	11	75	50	17	35	17	14	32	2

6.2 環境情報の公開について

業種	1 環境目的						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品		1					
04. 化学製品	1	6	1				1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	2	1					1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	4	5		1			3
11. 電気機械	24	44		1			16
12. 輸送機械		3					2
13. 精密機械	4	2					3
14. その他3	1	3					3
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理		2					2
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス		2					1
19. 分類不明							2
計	40	72	1	2	1		41

業種	2 環境目標						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	3	3	1	1			1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	2	1					1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	7	2		1			3
11. 電気機械	35	33		1			16
12. 輸送機械		3					2
13. 精密機械	5	1					3
14. その他3	2	2					3
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理	1	1					2
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス	1	1					1
19. 分類不明							2
計	60	50	1	3	2		41

6.2 環境情報の公開について

業種	3 目標達成のための手段・計画						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品							1
04. 化学製品	5	1	1	1			1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	8	1	1				3
11. 電気機械	51	15			3		16
12. 輸送機械		3					2
13. 精密機械	6						3
14. その他3	2	2					3
15. 電力・ガス・熱供給	1	1					
16. 水道・廃棄物処理	1	1					2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1	1					1
19. 分類不明							2
計	83	25	2	1	4		42

業種	4 責任者						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	4	2	1	1			1
05. 石油・石炭製品		2					1
06. その他2	2	1					1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	7	3					3
11. 電気機械	39	29		1			16
12. 輸送機械		3					2
13. 精密機械	5	1					3
14. その他3	2	2					3
15. 電力・ガス・熱供給	2						
16. 水道・廃棄物処理		2					2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス		2					1
19. 分類不明							2
計	65	47	1	2	1		41

6.2 環境情報の公開について

業種	5 環境マネジメント組織体制						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	2	5	1				1
05. 石油・石炭製品		2					1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	9	1					3
11. 電気機械	39	30					16
12. 輸送機械		3					2
13. 精密機械	6						3
14. その他3	3	1					3
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理		2					2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1	1					1
19. 分類不明							2
計	67	47	1		1		41

業種	6 環境マネジメントプログラム						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	3	2			2		2
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	8	1	1				3
11. 電気機械	55	8			5		17
12. 輸送機械	2	1					2
13. 精密機械	6						3
14. その他3	4						3
15. 電力・ガス・熱供給	1	1					
16. 水道・廃棄物処理	1				1		2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1	1					1
19. 分類不明							2
計	90	14	1		9		43

6.2 環境情報の公開について

業種	7 環境パフォーマンス評価方法						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	2	2			3	1	1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	4				3	3	3
11. 電気機械	50	3		1	6	8	17
12. 輸送機械	1	1				1	2
13. 精密機械	5					1	3
14. その他3	3					1	3
15. 電力・ガス・熱供給	1				1		
16. 水道・廃棄物処理	1				1		2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1	1					1
19. 分類不明							2
計	76	7		1	16	15	42

業種	8 環境パフォーマンス評価結果						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	3				4	1	1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	4			1	2	3	3
11. 電気機械	51	3		1	6	7	17
12. 輸送機械	1	1				1	2
13. 精密機械	5					1	3
14. その他3	2	1				1	3
15. 電力・ガス・熱供給	1	1					
16. 水道・廃棄物処理	1			1			2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1	1					1
19. 分類不明							2
計	77	7		3	14	14	42

6.2 環境情報の公開について

業種	9 目標達成度						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	6				2		1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	8			1	1		3
11. 電気機械	59	6		2	2		16
12. 輸送機械	1	2					2
13. 精密機械	6						3
14. その他3	3	1					3
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理	1			1			2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス		1	1				1
19. 分類不明							2
計	93	12	1	4	6		41

業種	10 製品の原料調達から廃棄・リサイクルまでの各段階における環境負荷量						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	2		1		4	1	1
05. 石油・石炭製品	1					1	1
06. その他2	1		1			1	1
07. 鉄鋼					1	1	1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品						1	2
10. 一般機械	2				3	4	4
11. 電気機械	35	3	1	1	13	16	16
12. 輸送機械	1			1		1	2
13. 精密機械	3					2	4
14. その他3	3					1	3
15. 電力・ガス・熱供給				1		1	
16. 水道・廃棄物処理	1			1			2
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス	1					1	1
19. 分類不明							2
計	50	3	3	4	22	32	43

6.2 環境情報の公開について

業 種	11 企業活動における部分的な環境負荷量						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	4	1			2		2
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2		1			1	1	1
07. 鉄鋼	2						1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品						1	2
10. 一般機械	6				3	1	3
11. 電気機械	47	4	2		9	3	20
12. 輸送機械	2					1	2
13. 精密機械	4					1	4
14. その他3	3		1				3
15. 電力・ガス・熱供給		1				1	
16. 水道・廃棄物処理	1				1		2
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス	1				1		1
19. 分類不明							2
計	72	8	3		18	9	47

業 種	12 廃棄物量						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	3	2		1	2		1
05. 石油・石炭製品	1	1					1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	7	1		1	1		3
11. 電気機械	55	12			2		16
12. 輸送機械		3					2
13. 精密機械	5		1				3
14. その他3	3	1					3
15. 電力・ガス・熱供給	1	1					
16. 水道・廃棄物処理	1			1			2
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス		1		1			1
19. 分類不明							2
計	81	23	1	4	7		41

6.2 環境情報の公開について

業種	13 リサイクル率						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	2	2		1	2		2
05. 石油・石炭製品	1	1					1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品						1	2
10. 一般機械	7	1		1	1		3
11. 電気機械	49	12	4		2	2	16
12. 輸送機械		2				1	2
13. 精密機械	5		1				3
14. その他3	4						3
15. 電力・ガス・熱供給	1	1					
16. 水道・廃棄物処理		1	1				2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1			1			1
19. 分類不明							2
計	75	20	6	3	7	4	42

業種	14 内部監査結果の一部						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品	2				3		4
05. 石油・石炭製品	1					1	1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼					2		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	8				2		3
11. 電気機械	55	3		1	6	2	18
12. 輸送機械	2				1		2
13. 精密機械	5					1	3
14. その他3	3					1	3
15. 電力・ガス・熱供給					1		1
16. 水道・廃棄物処理	1		1				2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	2						1
19. 分類不明							2
計	84	3	2	1	15	5	47

6.2 環境情報の公開について

業種	15 内部監査結果の全て						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品	4				4		1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼					2		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	7				3		3
11. 電気機械	52	1	1		14		17
12. 輸送機械	2				1		2
13. 精密機械	6						3
14. その他3	4						3
15. 電力・ガス・熱供給	1				1		
16. 水道・廃棄物処理	1		1				2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1		1				1
19. 分類不明							2
計	85	1	4		25		42

業種	16 外部監査結果の一部						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品	3				3		3
05. 石油・石炭製品						2	1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼					2		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	6				2	1	4
11. 電気機械	47	5			10	5	18
12. 輸送機械	2				1		2
13. 精密機械	5					1	3
14. その他3	3					1	3
15. 電力・ガス・熱供給	1				1		
16. 水道・廃棄物処理	2						2
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス	2						1
19. 分類不明							2
計	75	5	1		19	11	46

6.2 環境情報の公開について

業種	17 外部監査結果の全て						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品			1				
04. 化学製品	3				4		2
05. 石油・石炭製品	1					1	1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼					2		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	7	1			2		3
11. 電気機械	52	2			12	2	17
12. 輸送機械	2				1		2
13. 精密機械	6						3
14. その他3	4						3
15. 電力・ガス・熱供給					1		1
16. 水道・廃棄物処理	2						2
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス	1		1				1
19. 分類不明							2
計	82	3	2		22	4	44

業種	18 苦情及び問い合わせを受け付けている連絡先と担当者名						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	3	3			2		1
05. 石油・石炭製品		2					1
06. その他2	1	2					1
07. 鉄鋼	1				1		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	6	2			1	1	3
11. 電気機械	36	20		1	10	2	16
12. 輸送機械	1	2					2
13. 精密機械	6						3
14. その他3	1	2				1	3
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理			1			1	2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス		2					1
19. 分類不明							2
計	58	37	1	1	14	5	41

6.2 環境情報の公開について

業 種	19 利害関係者からの苦情の内容とその対応						
	社内に公開	社内・社外 に公開	社内に 公開予定	社内・社外 に公開予定	公開して いない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	4				4		1
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	3						1
07. 鉄鋼					2		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品		1					2
10. 一般機械	6	1			3		3
11. 電気機械	34	11	1	1	16	6	16
12. 輸送機械		1					2
13. 精密機械	5				1		3
14. その他3	1	2				1	3
15. 電力・ガス・熱供給	2						
16. 水道・廃棄物処理	1	1					2
17. 商業	1						
18. 対事業所サービス	1				1		1
19. 分類不明							2
計	63	17	1	1	27	7	41

業 種	20 見学会、展示会の紹介						
	社内に公開	社内・社外 に公開	社内に 公開予定	社内・社外 に公開予定	公開して いない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品		4		1	1	2	1
05. 石油・石炭製品		2					1
06. その他2		2				1	1
07. 鉄鋼		2					1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品			1				2
10. 一般機械		6				3	4
11. 電気機械	24	26		3	2	13	17
12. 輸送機械		3					2
13. 精密機械	2	4					3
14. その他3	1				1	2	3
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理		2					2
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス		1				1	1
19. 分類不明							2
計	28	55	1	4	4	22	43

6.2 環境情報の公開について

業種	21 公開講座の紹介						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品	1						
04. 化学製品	1				1	4	3
05. 石油・石炭製品		1				1	1
06. その他2						3	1
07. 鉄鋼		2					1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品						1	2
10. 一般機械	3	2				4	4
11. 電気機械	22	11	1	2	2	31	16
12. 輸送機械		2				1	2
13. 精密機械	3					3	3
14. その他3	1					3	3
15. 電力・ガス・熱供給		2					
16. 水道・廃棄物処理	1	1					2
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス						2	1
19. 分類不明							2
計	32	22	1	2	3	53	44

業種	22 環境保全に関するコスト						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	3				4		2
05. 石油・石炭製品	2						1
06. その他2	1				1	1	1
07. 鉄鋼					2		1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品	1						2
10. 一般機械	2		1			1	3
11. 電気機械	29	6	4	2	25	2	17
12. 輸送機械	2				1		2
13. 精密機械	3				2	1	3
14. その他3	1				3		3
15. 電力・ガス・熱供給		1			1		
16. 水道・廃棄物処理	1				1		2
17. 商業		1					
18. 対事業所サービス	1		1				1
19. 分類不明							2
計	46	8	6	2	47	5	43

6.2 環境情報の公開について

業種	23 社員のボランティア活動の内容						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	3				4		2
05. 石油・石炭製品	1	1					1
06. その他2	2					1	1
07. 鉄鋼		2					1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品						1	2
10. 一般機械	3	3	1		1	2	3
11. 電気機械	32	17	2	3	6	8	17
12. 輸送機械		2			1		2
13. 精密機械	2	2				2	3
14. その他3	2	1				1	3
15. 電力・ガス・熱供給	1				1		
16. 水道・廃棄物処理	2						2
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス		1				1	1
19. 分類不明							2
計	48	29	3	3	14	17	43

業種	24 環境保全への寄付金						
	社内に公開	社内・社外に公開	社内に公開予定	社内・社外に公開予定	公開していない	該当なし	無回答
01. 農林水産業							1
02. 食料品							1
03. パルプ・紙・木製品					1		
04. 化学製品	1	2			3	1	2
05. 石油・石炭製品	1				1		1
06. その他2					2	1	1
07. 鉄鋼					1	1	1
08. 非鉄金属							1
09. 金属製品						1	2
10. 一般機械	4	2				4	3
11. 電気機械	17	6	3	1	22	20	16
12. 輸送機械	1	1			1		2
13. 精密機械	1	1			2	2	3
14. その他3	1		1		2		3
15. 電力・ガス・熱供給					2		
16. 水道・廃棄物処理	1				1		2
17. 商業						1	
18. 対事業所サービス						2	1
19. 分類不明							2
計	27	12	4	1	38	33	42

7.1 環境保全活動への資金投入について

業種	企業活動による環境負荷を低減できるところまで	経営に影響を及ぼさない程度まで	法規制を遵守するところまで	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業						1
02. 食料品		1				
03. パルプ・紙・木製品			1			
04. 化学製品	2	5	1		1	
05. 石油・石炭製品	1	1				1
06. その他2		1	3			
07. 鉄鋼	2	1				
08. 非鉄金属			1			
09. 金属製品	1	1	1			
10. 一般機械	4	7	1		1	
11. 電気機械	47	29	3	1	3	2
12. 輸送機械	3		1		1	
13. 精密機械	3	5	1			
14. その他3	1	4	2			
15. 電力・ガス・熱供給					2	
16. 水道・廃棄物処理	2	2				
17. 商業	1					
18. 対事業所サービス	1	2				
19. 分類不明		2				
計	68	61	15	1	8	4

7.2 環境保全への投資額の公表について

業種	企業として公表は当然なので公表している	社会的信頼を得るために公表している	環境保全活動への貢献を示すために公表している	利害関係者等から要求されれば公表をする	内部の情報なので公表できない	基準が明確になってから考える	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業									1
02. 食料品				1					
03. パルプ・紙・木製品		1							
04. 化学製品		1	1	1	2	3		1	
05. 石油・石炭製品				2				1	
06. その他2				1	1	1		1	
07. 鉄鋼					1	1		1	
08. 非鉄金属					1				
09. 金属製品				1		2			
10. 一般機械				2	1	8	1	1	
11. 電気機械	4	1	1	32	9	32	1	3	2
12. 輸送機械				3		1		1	
13. 精密機械				5		4			
14. その他3				3		2		1	1
15. 電力・ガス・熱供給			1	1					
16. 水道・廃棄物処理		1		1	1	1			
17. 商業	1								
18. 対事業所サービス				2		1			
19. 分類不明					1	1			
計	5	4	3	55	17	57	2	10	4

7.3 環境保全に関するコストを管理するシステムの有無

業種	持っている	持っていない	検討中	無回答
01. 農林水産業				1
02. 食料品			1	
03. パルプ・紙・木製品			1	
04. 化学製品	2	4	3	
05. 石油・石炭製品	1	1	1	
06. その他2	2	1	1	
07. 鉄鋼		2	1	
08. 非鉄金属		1		
09. 金属製品		1	2	
10. 一般機械	2	6	4	1
11. 電気機械	27	26	31	1
12. 輸送機械	1	2	2	
13. 精密機械	3	4	2	
14. その他3	1	4	2	
15. 電力・ガス・熱供給	1		1	
16. 水道・廃棄物処理	1	2	1	
17. 商業		1		
18. 対事業所サービス	1		2	
19. 分類不明		1	1	
計	42	56	56	3

7.5 環境保全に関するコストの総額の割合（売上総利益に対して）

業種	1%未満	約1%	約3%	約5%	約7%	約9%	約10%	約15%	約20%	約25%	約30%以上	無回答
01. 農林水産業												1
02. 食料品			1									
03. パルプ・紙・木製品			1									
04. 化学製品	1	1	2	2								3
05. 石油・石炭製品	1										1	1
06. その他2	1			1								2
07. 鉄鋼		1		1								1
08. 非鉄金属												1
09. 金属製品			1	1								1
10. 一般機械		2	1	2			1					7
11. 電気機械	22	*7.5	*9.5	7	2	1	3	3	3			27
12. 輸送機械		2										3
13. 精密機械	2	1	2				1			1		2
14. その他3	2		2									3
15. 電力・ガス・熱供給											1	1
16. 水道・廃棄物処理			1					1			1	1
17. 商業												1
18. 対事業所サービス		3										
19. 分類不明		1										1
計	29	18.5	20.5	14	2	1	5	4	3	1	3	56

* 一社が約1%と約3%の両方に回答されたため、0.5ずつ加えている。

7.6 環境税に対する考え

業種	環境保全のために目的税化をするのであれば賛成	法人税の引き下げとセットであれば賛成	環境保全のために目的税化されなくても賛成	環境税の効果が不確定であるため反対	負担が大きくなるので反対	わからない	その他	無回答
01. 農林水産業								1
02. 食料品	1							
03. パルプ・紙・木製品	1							
04. 化学製品	2	2		4	1	1	1	
05. 石油・石炭製品		1		1			1	
06. その他2	2			2				
07. 鉄鋼				2	1	1		
08. 非鉄金属				1				
09. 金属製品	2					1		
10. 一般機械	4	5		1		2	1	
11. 電気機械	31	23	3	13	1	14	3	2
12. 輸送機械	1			3			1	
13. 精密機械	5	4				1		
14. その他3	2	1	1	2		1		
15. 電力・ガス・熱供給							2	
16. 水道・廃棄物処理	1	1		2				
17. 商業	1							
18. 対事業所サービス	1					2		
19. 分類不明		1		1				
計	54	38	4	32	3	23	9	3

8.1 ISOのEMS導入により地球・地域環境問題の改善に貢献している点

業種	CO ₂ の排出量エネルギー使用量の抑制	環境汚染物質の排出量の削減	廃棄物の抑制	グリーン購入	環境負荷の低い製品の開発販売	環境負荷の低いサービスの提供	環境負荷の低い包装の利用	リサイクルの促進	事故・災害リスク回避	社員の環境教育による環境意識の向上	環境情報の公開	環境保全等への寄付	環境保全等への参加	環境問題に関する公開講座の実施	その他	無回答	* 無効回答
01. 農林水産業																1	
02. 食料品		1	1						1								
03. パルプ・紙・木製品		1	1					1									
04. 化学製品	2	2	4	1			1	1	4						3		1
05. 石油・石炭製品	2		1	1						1							1
06. その他2		2	2						3	1	1						1
07. 鉄鋼	1	1								1							2
08. 非鉄金属	1		1							1							
09. 金属製品		1	3		1			1		3							
10. 一般機械	4	3	5	2	1		2	3	3	8	1						3
11. 電気機械	35	18	46	2	12		5	27	12	33	2		5	1	2		17
12. 輸送機械	1	1	1		1				4	5	1						
13. 精密機械	2	1	7		1		1	3	1	5							2
14. その他3		1	5				1	5	1	6	1				1		
15. 電力・ガス・熱供給								1	1	2							
16. 水道・廃棄物処理	2					1		1	1	1							2
17. 商業	1		1												1		
18. 対事業所サービス		2	2		1	1				3							
19. 分類不明		1	1						2	1			1				
計	51	35	81	3	18	2	9	44	30	75	6		6	2	6	1	29

* 4つ以上に回答した企業

8.2 消費者の環境問題に対する意識を向上させるためにできること

業種	環境情報の継続的な公開	環境負荷の低い製品・サービスの提供	環境ラベル商品の増加	グリーン購入の実施とその宣伝	環境配慮型製品・環境保全活動等の宣伝・広告	環境保全に関する企業活動や技術の見学会等	環境問題の公開講座の実施	特にない	わからない	その他	無回答	* 無効回答
01. 農林水産業											1	
02. 食料品	1				1							
03. パルプ・紙・木製品				1		1						
04. 化学製品	5	4			1	3						2
05. 石油・石炭製品	1	3				2						
06. その他2		2	1			1			1			1
07. 鉄鋼	1					1	1	1				1
08. 非鉄金属		1					1					
09. 金属製品		2		2	1	1						
10. 一般機械	2	9	1	3	3	4			1			1
11. 電気機械	28	46	7	11	19	23	4	1	3	4		5
12. 輸送機械	1	5				2						
13. 精密機械	1	4		1	2	6		1			1	
14. その他3	2	3		2	1	3				1		
15. 電力・ガス・熱供給	1	1		1		1						
16. 水道・廃棄物処理		2				1	1					2
17. 商業					1		1					
18. 対事業所サービス	1	3		1								
19. 分類不明		1					1					
計	44	86	9	22	35	47	8	2	5	5	2	12

* 3つ以上に回答した企業

8.3 地球環境・地域環境問題改善において、市民・企業・行政が役割を果たすために必要なメカニズム

業種	環境税等の経済的手法を用いた環境保全型市場メカニズム	法規制の強化	公共調達等におけるISO取得の条件化	グリーン購入促進のためのメカニズム	デポジット制度	包装容器・製品のリサイクル・リユース促進のための制度	市民・企業・行政相互間の環境行動における援助	市民・企業・行政相互間の環境行動における監視	わからない	その他	無回答	* 無効回答
01. 農林水産業											1	
02. 食料品	1			1		1						
03. パルプ・紙・木製品	1	1		1								
04. 化学製品	4	2		2		6	4	1	1	1		1
05. 石油・石炭製品	1			2	1	1	3	1				
06. その他2	3	1		3	1	1	3					
07. 鉄鋼			1	1		1	2	1				1
08. 非鉄金属												1
09. 金属製品	1		2	1	1	2	2					
10. 一般機械	5	2	4	6	1	5	6		1	2		1
11. 電気機械	44	14	18	42	10	40	37	17	1	7	3	2
12. 輸送機械	2	1	2	3	1	2	3	1				
13. 精密機械	2	2	3	2	1	3	3				1	2
14. その他3	4	1	2	2	2	3	4	2				
15. 電力・ガス・熱供給				2	1	1	1			1		
16. 水道・廃棄物処理	1	2	1	1	1	4	2					
17. 商業				1		1	1					
18. 対事業所サービス			1	3	1	1	2					
19. 分類不明			1	1		2	2					
計	69	26	35	74	21	74	75	23	3	11	5	8

* 4つ以上に回答した企業

3. ドイツ企業へのヒアリング項目 (英文)

◆Environmental Management System

- Q 1. What is your purpose of establishing the environmental management system?
- Q 2. When did you establish the system? (ISO/EMAS)
- Q 3. What kind(s) of department(s) was (were) established in terms of environmental management?
- Q 4. How challengeable are your environmental policy and environmental target?

◆Selection of Supplier

- Q 5. Is the certification of ISO14001/EMAS included in the contract with your suppliers?
- Q 6. Which is important for you, ISO14001 or EMAS?

◆Regulation

- Q 7. The criteria of recycling and industrial wastes tends to be strict in these days. How do you include these costs in your product?
- Q 8. According to the provisions of EMAS, the organization is subject to observe the regulations in each country.
In your case, you have sites in all over the world. Do you just observe the effluent and emission standards of each country, or do you apply the strictest standards in all of your sites?
- Q 9. Do you compare the results of the environmental impacts among your sites which have the same process of producing your products?

◆Communication

- Q10. There are several stakeholders of companies such as the government, customers, investigators, consumers, local communities, and NGOs. In your case, do you have any special way of communicating with each of your stakeholders?
- Q11. Are there any different points in your environmental report which you want to emphasize on to each of your stakeholders?
- Q12. What kinds of merits are there in communicating with your interested parties?
- Q13. What kinds of information are included in your environmental report?
- Q14. What else do you do as public relations concerning environmental information?
- Q15. What kinds of opinions have you ever received from interested parties?

Q16. Do you use Eco-labeling for your products?

What kind of Eco-labeling do you use?

Q17. Do you open the result of Environmental Performance Evaluation (EPE) to your interested parties?

(If yes) Have you ever got any benefits from this?

◆The mechanism to play roles of consumer, company, and the government in a sustainable society

Q18. Do you have any idea of the mechanism which consumer, company, and the government are able to play their roles to a sustainable society?

◆Further development

Q19. Are there any problems of your current environmental management system?

Q20. Do you have any plan to implement more advanced environmental management system?

◆Others

Q21. How do you think EMAS or ISO14001 contribute to solve environmental problems?

この報告書の内容に関するお問い合わせは下記までお願いします。

〒305-0053 茨城県つくば市小野川16-2
環境庁 国立環境研究所 社会環境システム部
寺園 淳 TEL 0298-50-2506 FAX 0298-50-2572
e-mail terazono@nies.go.jp

RESEARCH REPORT FROM
THE NATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENTAL STUDIES, JAPAN
No.137

国立環境研究所研究報告 第137号
(R-137-'98)

【平成10年4月30日編集委員会受付】

【平成10年6月1日編集委員会受理】

平成10年12月25日発行

発行 環境庁 国立環境研究所
〒305 茨城県つくば市小野川16番2
電話 0298-50-2343 (ダイヤルイン)

印刷 株式会社 イセブ
〒305 茨城県つくば市天久保2丁目11-20

Published by the National Institute for Environmental Studies
16-2 Onogawa, Tsukuba, Ibaraki 305 Japan
March 1998

本報告書は再生紙を使用しています。